

昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号

無線局免許手続規則

電波法（昭和二十五年法律第三十一号）第十五条（再免許の手続）の規定の委任に基き、且つ、電波法を実施するため、電波監理委員会設置法（昭和二十五年法律第三十三号）第十七条の規定により、無線局免許手続規則の全部を改正する規則を次のように定める。

無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第四号）の全部を次のように改正する。目次

第一章 総則（第一条）

第二章 無線局の免許手続

第一節 免許の附与までの手続（第二条―第十四条）

第一節の二 無線局の簡易な免許手続（第十五条―第十五条の六）

第二節 再免許の手続（第十六条―第二十条）

第二節の二 免許の承継の手続（第二十条の二―第二十条の三）

第二節の三 特定無線局の免許手続の特例（第二十条の四―第二十条の十二）

第二節の四 アマチュア局の様式的特例（第二十条の十三）

第三節 免許状（第二十一条―第二十三条）

第三章 無線局の免許後の手続（第二十三条の二―第二十五条の三）

第四章 特定基地局の開設計画の認定の手続（第二十五条の四―第二十五条の八）

第五章 無線局の登録手続

第一節 登録までの手続（第二十五条の九―第二十五条の十三）

第二節 再登録の手続（第二十五条の十四）

第三節 登録の承継の手続（第二十五条の十五）

第四節 包括登録の手続（第二十五条の十六―第二十五条の二十）

第五節 登録状（第二十五条の二十一―第二十五条の二十二）

第六節 登録後の手続（第二十五条の二十三―第二十五条の二十五）

第五章の二 無線設備等保守規程の認定の手続（第二十五条の二十六―第二十五条の三十四）

第六章 許可の手続

第一節 高周波利用設備の許可手続（第二十条―第三十条）

第二節 外国の無線局等の運用の許可手続（第三十条の二）

第七章 無線局の運用等の特例に係る手続（第三十一条―第三十一条の五）

第八章 雑則（第三十二条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この規則は、別に定めるものを除くほか、法の規定に基づく免許（承認を含む。以下同じ。）、登録、認定、許可（承認を含む。以下同じ。）及び届出の手続に関する事項を定めることを目的とする。

第二章 無線局の免許手続

第一節 免許の附与までの手続

（免許の単位）

第二条 無線局の免許の申請は、次に掲げる無線局の種別に従い、送信設備の設置場所（移動する無線局のうち、人工衛星局については人工衛星、船舶局、遭難自動通報局（携帯用位置指示無線標識のみを設置するものを除く。）、航空機局、無線航行移動局、人工衛星局、船舶地球局及び航空機地球局以外のものについては送信装置とする。）ごとに行わなければならない。

一 特定地上基幹放送局

(1) 特定地上基幹放送局以外の地上基幹放送局

(2) 特定地上基幹放送局以外の地上基幹放送局

(3) 特定地上基幹放送試験局

(4) 特定地上基幹放送試験局以外の地上基幹放送試験局

二 地上一般放送局

(1) 非常局

(2) 簡易無線局

(3) 構内無線局

(4) 気象援助局

(5) 標準周波数局

(6) 特別業務の局

三 固定局

四

(1) 海岸局

(2) 基地局

(3) 航空局

(4) 携帯基地局

(5) 無線呼出局

(6) 陸上移動中継局

(7) 陸上局（一）から（六）までに該当しないものに限る。以下同じ。）

(8) 船舶局

(9) 遭難自動通報局

(10) 陸上移動局

(11) 航空機局

(12) 携帯局

(13) 船舶通信局

(14) 移動局（一）から（六）までに該当しないものに限る。以下同じ。）

(15) 無線標識局

(16) 無線航行陸上局（一）の無線局の業務を併せ行うものを含む。以下同じ。）

(17) 無線航行移動局

(18) 無線標定陸上局

(19) 無線標定移動局

(20) 無線測位局（一）から（五）までに該当しないものに限る。以下同じ。）

(21) 特定実験試験局（総務大臣が公示する周波数、当該周波数の使用が可能な地域及び期間並びに空中線電力の範囲内で開設する実験試験局をいう。以下同じ。）

(22) 実験試験局（一）に該当しないものに限る。以下同じ。）

(23) アマチュア局

(24) 衛星基幹放送局

(25) 衛星基幹放送試験局

(26) 衛星基幹放送試験局

(27) 衛星基幹放送試験局

(28) 衛星基幹放送試験局

(29) 衛星基幹放送試験局

(30) 衛星基幹放送試験局

(31) 衛星基幹放送試験局

(32) 衛星基幹放送試験局

(33) 衛星基幹放送試験局

(34) 衛星基幹放送試験局

(35) 衛星基幹放送試験局

(36) 衛星基幹放送試験局

(37) 衛星基幹放送試験局

(38) 衛星基幹放送試験局

(39) 衛星基幹放送試験局

(40) 衛星基幹放送試験局

(41) 衛星基幹放送試験局

(42) 衛星基幹放送試験局

(43) 衛星基幹放送試験局

(44) 衛星基幹放送試験局

(45) 衛星基幹放送試験局

(46) 衛星基幹放送試験局

(47) 衛星基幹放送試験局

(3) 人工衛星局（一）及び（二）に該当しないものに限る。以下同じ。）

(4) 宇宙局（一）から（三）までに該当しないものに限る。以下同じ。）

(5) 海岸地球局

(6) 航空地球局

(7) 携帯基地地球局

(8) 船舶地球局

(9) 航空機地球局

(10) 携帯移動地球局

(11) 地球局（一）から（六）までに該当しないものに限る。以下同じ。）

(12) 前項の場合において、同項各号（第一号（三）及び（四）、第七号、第八号及び第九号（二）を除く。）に掲げる無線局の業務の実用化試験を目的とする無線局については、実用化試験局として免許を申請するものとする。

(13) 二以上の種別の無線局の業務を併せ行うことを目的として単一の無線局の免許を申請することとはでない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 第一項第四号及び第五号（六）を除く。）に掲げる無線局が無線測位業務を併せて行う場合

二 第一項第九号（三）に掲げる無線局（電気通信業務を行うことを目的とするものに限る。）が、一般公衆によつて直接受信されるための無線電話、テレビジョン、データ伝送又はファクシミリによる無線通信業務を併せて行う場合

三 特別業務を併せて行う場合

四 施行規則第五条に規定する送信設備に機能上直結している受信設備は、当該受信設備のみの免許を申請することができない。

五 基幹放送局（基幹放送（法第五条第四項の基幹放送をいう。以下同じ。）を行う実用化試験局を含む。以下同じ。）の免許の申請は、第一項及び第二項の規定によるほか、次の各号に定める区分ごとに、かつ、希望する周波数の一（受信障害対策中継放送、衛星基幹放送、内外放送、短波放送又は総務大臣が別に告示する基幹放送局が行う放送の場合を除く。）に行わなければならない。

- 一 国内放送等の基幹放送の区分
- (1) 国内放送
 - (2) 国際放送
 - (3) 中継国際放送
 - (4) 内外放送
- 二 地上基幹放送等の基幹放送の区分
- (1) 地上基幹放送
 - (2) 衛星基幹放送
 - (3) 移動受信信用地上基幹放送
- 三 デジタル放送（標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式（平成二十二年総務省令第八十七号）によるものに限る。以下同じ。）又はそれ以外の放送の区分
- 四 基幹放送の種類による区分
- (1) 中波放送
 - (2) 短波放送
 - (3) 超短波放送
 - (4) 標準テレビジョン放送
 - (5) 高精細度テレビジョン放送を含むテレビジョン放送（超高精細度テレビジョン放送を含まないものに限る。）
 - (6) 高精細度テレビジョン放送
 - (7) 超高精細度テレビジョン放送
 - (8) データ放送
 - (9) マルチメディア放送
 - (10) 超短波音声多重放送
 - (11) 超短波文字多重放送
 - (12) 超短波データ多重放送
 - (13) その他の放送
- 五 有料放送を含む基幹放送又はそれ以外の基幹放送の区分
- 六 放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第八条に規定する臨時かつ一時の目的のための放送（以下「臨時目的放送」という。）、コミュニティ放送（放送法第九十三条第一項第七号に規定するコミュニティ放送をいう。以下同じ。）、外国語放送（放送法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十号）別表第五号（注）十の外国語放送をいう。）、受信

- 六 障害対策中継放送又はそれ以外の基幹放送の区分
- 同一人に属する二以上の無線局相互間において、左の各号の一に該当する装置を共通に使用しようとする場合は、共通に使用しようとするすべての装置をそれぞれの無線局の無線設備の工事設計に含めて申請することができる。
- 一 固定局、地上基幹放送局、航空局、基地局、陸上移動中継局、陸上移動局、携帯局、無線航行陸上局、無線標定陸上局、人工衛星局、構内無線局及び特別業務の局のうち二以上の無線局相互間において使用される同一規格の予備の無線設備（空中線系については、同一型式とする。）の装置
 - 二 航空機局又は航空機地球局相互間において、同一の電波の型式、周波数及び空中線電力により使用する同一型式の送信装置若しくは受信装置又は同一型式の附属装置であつて総務大臣が別に告示するもの
 - 三 航空機局相互間において使用する装置であつて、検定規則による同一の型式検定に合格した機器（外国において、当該型式検定に相当するものと総務大臣が認める型式検定に合格したものを含む。）のもの
 - 四 海岸地球局、航空地球局、携帯基地地球局、船舶地球局、携帯移動地球局及び地球局のうちの二以上の無線局の相互間において使用される同一規格の予備の無線設備の装置（他の無線局に備え付けられている装置（船舶地球局のものを除く。）を含む。）
 - 五 多重回線を構成する固定局相互間において、災害が発生し、又は電波の伝搬障害（法第百二条の二第一項に規定する伝搬障害防止区域に係る重要無線通信の電波伝搬路におけるものを除く。）が生じた場合に固定局の代わりに臨時に使用される同一の電波の型式及び周波数の無線設備の装置（第一号に掲げるものを除く。）
- 七 航空機製造（修理を含む。）業者において、その量産製造に係る同一型式の二以上の航空機にその試験飛行のつど特定の送信装置又は受信装置（電源設備を除く。以下本項中において同じ。）を随時移設して使用しようとする場合であつて、当該航空機の機体に設備される送信装置又は受信装置以外の無線設備の型式が同一であるときは、第一項の規定にかかわらず、単一の航空機局として申請することができる。当該

- 航空機に設備される固有の送信装置及び受信装置を使用してその試験飛行に使用しようとするときも、同様とする。
- 八 同一人において、法第四条第二号の適合表示無線設備（以下「適合表示無線設備」という。）であるラジオゾンデを使用しようとする場合であつて、その損耗の都度、当該設備の工事設計に基づく特定無線設備であつて、適合表示無線設備であるものを使用しようとするときは、第一項の規定にかかわらず、当該設備を特定地点において使用しようとするときにあつてはその場所、一定の区域内において移動して使用しようとするときにあつてはその区域ごとに、引き続き使用しようとする設備を含めて単一の気象援助局として申請することができる。
- 九 移動する無線局のうち、構内無線局であつて総務大臣が別に告示するもの、アマチュア局、ラジオ・ブイの局であつて総務大臣が別に告示するもの、簡易無線局であつて総務大臣が別に告示するもの及び送信装置ごとに申請することが不合理であると認められる無線局については、第一項の規定にかかわらず、二以上の送信装置を含めて単一の無線局として申請することができる。
- 第二條の二 前条第一項の規定にかかわらず、総務大臣が別に告示する無線局（移動する無線局を除く。）の免許の申請は、送信設備の設置場所（他の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を与えるおそれがある地域として総務大臣が別に告示する地域を除く。）ごとに行わなければならない。
- （希望する識別信号）
- 第二條の三 申請者は、申請に係る無線局（アマチュア局及び包括免許に係る特定無線局を除く。）について、希望する識別信号があるときは、その旨を申請書及び添付書類に記載することができる。
- （申請書）
- 第三條 法第六条の規定により無線局の免許を受けようとする者は、次に掲げる事項（第三号及び第四号に掲げる事項にあつては、希望する場合に限る。）を記載した申請書を総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。以下同じ。）に提出しなければならない。
- 一 無線局の免許を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

区分	無線局事項書及び工事設計書の様式	
	無線局事項書の様式	工事設計書の様式
一 基幹放送局（衛星基幹放送局及び衛星基幹放送試験局を除く。）	別表第二号の二	別表第二号の二
二 地上一般放送局、非常気象援助局、標準周波数局、特別業務の局、海岸局、基地局、携帯基地局、無線呼出局、陸上移動中継局、陸上移動局、特定実験試験局及び実験試験局	別表第二号の二	別表第二号の二
三 固定局	別表第二号の二	別表第二号の二
四 航空局、無線標識局、無線航行陸上局、無線標定陸上局、無線標定移動局及び無線測位局	別表第二号の二	別表第二号の二

- 二 免許を受けようとする無線局の種別及び局数
- 三 希望する識別信号（アマチュア局を除く。）
- 四 希望する免許の有効期間
- 2 前項の申請書の様式は、別表第一号のとおりとする。ただし、アマチュア局（人工衛星に開設するアマチュア局及び人工衛星に開設するアマチュア局の無線設備を遠隔操作するアマチュア局（以下「人工衛星等のアマチュア局」という。）を除く。）にあつては、第二十條の十三に定める様式によることができる。
- （添付書類）
- 第四條 法第六条の規定により前条の申請書に添付する書類は、無線局事項書及び工事設計書とし、無線局事項書には無線設備の工事設計に係る事項以外の事項を、工事設計書には無線設備の工事設計に係る事項をそれぞれ記載するものとする。
- 2 無線局事項書及び工事設計書の様式は、次の表に掲げるとおりとする。ただし、アマチュア局（人工衛星等のアマチュア局を除く。）にあつては、第二十條の十三に定める様式によることができる。

前各項の場合において、申請者が申請書に添えて提出しなければならない書面又は書類に記

経営方針として次の表の上欄に掲げる区分に
応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる事項

事項を記載するものとする。

一 資本又は出資の額

- 二 事業開始までに要する用途別資金及びその調達方法
- 三 役員に関する事項
- 四 放送番組の編集に関する基本計画（特定地上基幹放送局等の場合に限る。）
- 五 週間放送番組の編集に関する事項（特定地上基幹放送局等の場合に限る。）
- 六 放送番組の編集の機構に関する事項（特定地上基幹放送局等の場合に限る。）
- 七 試験、研究又は調査の方法及び具体的計画（地上基幹放送試験局及び衛星基幹放送試験局の場合に限る。）
- 八 試験の方法及び具体的計画（基幹放送を行う実用化試験局の場合に限る。）
- 4 第一項の場合において、申請者が受信障害対策中継放送を行う基幹放送局の免許を申請しようとするときは、同項の規定にかかわらず、同項第三号に掲げる事項を記載するものとする。
- 5 第一項の場合において、申請者が放送法第八条に規定する経済状況、自然事象及びスポーツに関する時事に関する事項その他総務省令で定める事項のみを放送事項とする放送（以下「専門放送」という。）を専ら行う基幹放送局の免許を申請しようとするときは、同項の規定にかかわらず、次に掲げる事項を記載するものとする。
- 一 第一項第一号から第七号までに掲げる事項
- 二 経営方針として次に掲げる事項
- イ 放送事業と併せ行う事業及び当該事業の業務の概要並びに将来の事業予定
- ロ 週間放送番組の編集に関する事項、放送番組の編集の機構及び審査に関する事項並びに災害放送に関する事項（特定地上基幹放送局等の場合に限る。）
- 6 第一項の場合において、申請者が臨時目的放送を専ら行う基幹放送局（当該放送の電波に重畳して多重放送を行う基幹放送局を含む。）の免許を申請しようとするときは、同項の規定にかかわらず、次に掲げる事項を記載するものとする。
- 一 第一項第一号から第四号まで及び第七号に掲げる事項
- 二 週間放送番組の編集に関する事項及び災害放送に関する事項（特定地上基幹放送局等の場合に限る。）
- 7 第一項の場合において、申請者がコミュニティ放送を行う基幹放送局（当該放送の電波に重

- 畳して多重放送を行う基幹放送局を含む。）の免許を申請しようとするときは、同項の規定にかかわらず、次に掲げる事項を記載するものとする。
- 一 第一項第一号から第七号までに掲げる事項
- 二 経営方針（放送番組の編集の基準、放送番組の編集に関する基本計画、週間放送番組の編集に関する事項、放送番組の審議機関に関する事項、放送番組の編集の機構及び審査に関する事項並びに災害放送に関する事項）（特定地上基幹放送局等の場合に限る。）（放送区域）
- 第七条 法第六条第二項の規定により提出する書類に記載する放送区域は、地図（これによることが不適当である場合は、総務大臣が別に指定する方法）により表示するものとする。
- 2 放送区域等を計算による電界強度に基づいて定める場合における当該電界強度の算出の方法は、総務大臣が別に告示する。
- 3 申請者は、第一項の放送区域と法第八条の規定により指定された周波数及び空中線電力による放送区域とが異なる場合においては、当該周波数及び空中線電力による放送区域を前二項の規定に従って記載した書類を工事落成の日までに総務大臣に提出しなければならない。（添付書類の写しの提出部数等）
- 第八条 次の表の上欄に掲げる無線局の免許の申請をしようとする者は、免許の申請書及び添付書類に、次の表の上欄に掲げる区分に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる通数の書類を添えて総務大臣又は総合通信局長に提出しなければならない。ただし、総務大臣又は総合通信局長が写しの提出部数を減じ、又はその提出を要しないこととしたときは、この限りでない。
- | 区分 | 書類 |
|--|---|
| 一 基幹放送局、地上一般放送局、標準無線局、周波数局、特別業務の局、固定局、海岸事項書局、航空局、無線呼出局、陸上移動中継及び工局、陸上局、移動局、無線標識局、無線事設計局、陸上局、無線標識陸上局、無線測位書の写局、特定実験試験局、実験試験局、人工衛星局、宇宙局、海岸地球局、航空地球局、二衛星局、携帯基地地球局、船舶地球局（電気通信業務を行うことを目的とするものに限る。）、航空機地球局、地球局、アマチ | 一 無線局の免許の申請書又は添付書類が不適法（違法な記載を含む。）なものであると認めるときは、相当な期間を定めて、申請者に補正を求めるものとする。 |

- 二 非常局、基地局、携帯基地局、船舶無線局、船舶地球局（電気通信業務を行うこと事項書とを目的とするものを除く。）、遭難自動及び工通報局、航空機局、船上通信局、無線航路設計移動局及び無線標識移動局
- 書 一 無線局の免許の申請書又は添付書類が不適法（違法な記載を含む。）なものであると認めるときは、相当な期間を定めて、申請者に補正を求めるものとする。
- 2 前項の規定は、無線局の免許に係るその他の申請の場合に準用する。
- （予備免許の付与の通知）
- 第十条 法第八条第一項の規定により無線局の予備免許を与えたときは、申請者に対しその旨を文書をもつて通知する。
- （予備免許の付与の際に指定する周波数等の表示）
- 第十条の二 法第八条第一項の規定により指定する周波数で船舶局、航空機局、陸上移動業務の無線局又は携帯移動業務の無線局に係るものは、総務大臣が別に告示する記号により表示することがある。
- 2 超短波データ多重放送を行う基幹放送局に係る法第八条第一項の規定による周波数の指定に際しては、データチャネルを併せて指定する。
- 3 デジタル放送を行う基幹放送局に係る法第八条第一項の規定による周波数の指定に際しては、次の区分により行うものとする。
- 一 標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第五章並びに第六章第三節及び第五節に規定するデジタル放送の場合にあつては、一秒におけるシンボル数を併せて指定する。
- 二 標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第六章第二節及び第四節に規定するデジタル放送の場合にあつては、一秒における伝送容量（誤り訂正等を含む。以下同じ。）を併せて指定する。
- 4 法第八条第一項の規定により指定する電波の型式、周波数及び空中線電力であつてアマチュア局（人工衛星等のアマチュア局を除く。以下この項において同じ。）に係るものは、アマチュア局について指定することが可能な電波の型式、周波数及び空中線電力を一括して表示する記号として総務大臣が別に告示するものにより表示するものとする。
- （空中線電力の指定）
- 第十条の三 法第八条第一項第四号の空中線電力の指定は、次の表の上欄に掲げる区分に従い、それぞれ同表の下欄に掲げるとおり行うものとする。

- （不適法な申請書等）
- 第九条 無線局の免許の申請書又は添付書類が不適法（違法な記載を含む。）なものであると認めるときは、相当な期間を定めて、申請者に補正を求めるものとする。
- 2 前項の規定は、無線局の免許に係るその他の申請の場合に準用する。
- （予備免許の付与の通知）
- 第十条 法第八条第一項の規定により無線局の予備免許を与えたときは、申請者に対しその旨を文書をもつて通知する。
- （予備免許の付与の際に指定する周波数等の表示）
- 第十条の二 法第八条第一項の規定により指定する周波数で船舶局、航空機局、陸上移動業務の無線局又は携帯移動業務の無線局に係るものは、総務大臣が別に告示する記号により表示することがある。
- 2 超短波データ多重放送を行う基幹放送局に係る法第八条第一項の規定による周波数の指定に際しては、データチャネルを併せて指定する。
- 3 デジタル放送を行う基幹放送局に係る法第八条第一項の規定による周波数の指定に際しては、次の区分により行うものとする。
- 一 標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第五章並びに第六章第三節及び第五節に規定するデジタル放送の場合にあつては、一秒におけるシンボル数を併せて指定する。
- 二 標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第六章第二節及び第四節に規定するデジタル放送の場合にあつては、一秒における伝送容量（誤り訂正等を含む。以下同じ。）を併せて指定する。
- 4 法第八条第一項の規定により指定する電波の型式、周波数及び空中線電力であつてアマチュア局（人工衛星等のアマチュア局を除く。以下この項において同じ。）に係るものは、アマチュア局について指定することが可能な電波の型式、周波数及び空中線電力を一括して表示する記号として総務大臣が別に告示するものにより表示するものとする。
- （空中線電力の指定）
- 第十条の三 法第八条第一項第四号の空中線電力の指定は、次の表の上欄に掲げる区分に従い、それぞれ同表の下欄に掲げるとおり行うものとする。

ホ 変更前の外国人等保有議決権割合が百分の五以上百分の十五未満である場合 外国人等保有議決権割合が減少したものの又は外国人等保有議決権割合の増加が百分の一未満であつて、変更後の外国人等保有議決権割合が百分の五以上百分の十五未満であるもの

ヘ 変更前の外国人等保有議決権割合が百分の十五以上である場合(変更前の外国人等保有議決権割合に關して、放送法第百六条第一項、第二項(第百二十五条第二項において準用する場合を含む。))若しくは第百二十五条第一項の規定により、株主名簿に記載し、若しくは記録することを拒否している株式がある場合又は同法第百六条第四項(第百二十五条第二項において準用する場合を含む。))の規定により法第百十六條第四項に規定する特定外国株主の議決権が制限されている場合を除く。 外国人等保有議決権割合が減少したものの又は外国人等保有議決権割合の増加が百分の一未満であつて、変更後の外国人等保有議決権割合が百分の十五以上百分の一未満であるもの

二 受信障害対策中継放送、衛星基幹放送又は移動受信用地上基幹放送を行う基幹放送局次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからハまでに定めるもの

イ 変更前の外国人等直接保有議決権割合が百分の十五未満である場合 変更後の外国人等直接保有議決権割合が百分の十五未満であるもの

ロ 変更前の外国人等直接保有議決権割合が百分の十五以上百分の三十未満である場合 外国人等直接保有議決権割合が減少したものの又は外国人等直接保有議決権割合の増加が百分の一未満であつて、変更後の外国人等直接保有議決権割合が百分の十五以上百分の三十未満であるもの

ハ 変更前の外国人等直接保有議決権割合が百分の三十以上である場合(変更前の外国人等直接保有議決権割合に關して、放送法第百二十五条第一項又は第二項において準用する同法第百十六條第二項の規定により、株主名簿に記載し、又は記録することを拒否している株式がある場合を除く。)

の又は外国人等直接保有議決権割合の増加が百分の一未満であつて、変更後の外国人等直接保有議決権割合が百分の三十以上百分の一未満であるもの

3 前項の規定にかかわらず、基幹放送局が外国人等直接保有議決権割合又は外国人等保有議決権割合の変更に際して、放送法第百十六條第一項、第二項(第百二十五条第二項において準用する場合を含む。))若しくは第百二十五条第一項の規定により、株主名簿に記載し、若しくは記録することを拒否した株式がある場合又は同法第百十六條第四項(第百二十五条第二項において準用する場合を含む。))の規定により、法第百十六條第四項に規定する特定外国株主の議決権が制限されている場合は、法第九條第五項に規定する変更の届出を要するものとする。

4 前三項の規定は、法第十七條第二項各号の総務省令で定める変更について準用する。この場合において、これらの規定中「第九條第五項」とあるのは「第十七條第二項」と読み替えるものとする。

第十三條 法第十條の規定による工事の落成の届出は、次に掲げる事項(第六号に掲げる事項にあつては、希望する場合に限る。))を記載した届出書を総務大臣又は総合通信局長に提出して行うものとする。

一 無線局の予備免許を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 無線局の種別及び局数

三 識別信号

四 予備免許の年月日及び予備免許通知書の番号

五 工事落成の年月日

六 検査を希望する日(法第十條第二項に基づき検査の一部を省略する場合を除く。)

2 前項の届出書の様式は、別表第三号の二のとおりとする。

3 法第十條第二項で定める書類は、第一項の届出書に添えて提出しなければならない。

第十四條 申請を審査した結果により又は工事の落成の届出がないことにより若しくは落成後の検査を行った結果により免許を拒否したときは、申請者に対しその旨を理由を記載した文書をもつて通知する。

2 前項の規定は、無線局の免許に係るその他の申請の場合に準用する。

第一節の二 無線局の簡易な免許手続(記載事項の省略)

第十五條 次に掲げる無線局の免許を申請しようとするときは、法第六條の規定する記載事項のうち、次の区分に従い、それぞれ下記の事項の記載を省略することができる。

一 基幹放送局

(1) 協会及び学園の基幹放送局 無線設備の工事費の支弁方法、無線局の運用費及びその支弁方法並びに事業収支見積り

(2) 移動受信用地上基幹放送をする特定基地局 無線設備の工事費の支弁方法、無線局の運用費及びその支弁方法並びに事業収支見積り及び事業計画

(3) (一) 及び (二) 以外の基幹放送局 無線設備の工事費の支弁方法並びに無線局の運用費及びその支弁方法

二 認定開設者が認定計画に従つて開設する特定基地局 開設を必要とする理由

三 船舶局 航空機局、無線航行移動局及びラジオ・ブイの局 通信の相手方(無線航行移動局に係るものに限る。))及び希望する運用許可時間(無線航行移動局及びラジオ・ブイの局に係るものに限る。)

四 遭難自動通報局 開設を必要とする理由、通信の相手方及び通信事項、希望する運用許可時間並びに工事落成の予定期日

五 アマチュア局(人工衛星等のアマチュア局を除く。)) 開設を必要とする理由、通信の相手方、希望する運用許可時間及び運用開始の予定期日

六 簡易無線局

(1) 無線操縦発振器(模型飛行機、模型ボートその他これらに類するものを無線操縦するために使用する発振器をいう。以下同じ。))を使用する簡易無線局 開設を必要とする理由、工事落成の予定期日(無線操縦発振器を使用する簡易無線局に係るものにあつては、適合表示無線設備を使用する場合に限る。))及び運用開始の予定期日

(2) (一) 以外の簡易無線局 工事落成の予定期日(適合表示無線設備のみを使用する簡易無線局に係るものに限る。))

七 構内無線局 工事落成の予定期日(適合表示無線設備のみを使用する場合に限る。))及び運用開始の予定期日

八 気象援助局

(1) 適合表示無線設備を使用する気象援助局 希望する運用許可時間及び工事落成の予定期日

(2) (一) 以外の気象援助局 希望する運用許可時間

九 次条に規定する無線局 工事落成の予定期日

2 法第六條第一項第九号に規定する契約の内容は、既に免許を受けた無線局に係る契約の内容とその内容が同一である契約に係る無線局の免許の申請をしようとする場合(当該既に免許を受けた無線局の免許人が申請をしようとする場合に限る。))には、その旨及び当該既に免許を受けた無線局の免許の番号を記載して、当該契約の内容の記載を省略することができる。

3 法第六條第二項に規定する事業計画、事業収支見積り(協会及び学園の基幹放送局に係るものを除く。以下この項において同じ。))、放送区域、基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要、特定役員の氏名又は名称、外国人等直接保有議決権割合及び外国人等保有議決権割合は、同一人が開設する基幹放送局であつて、その無線設備の設置場所(人工衛星に開設するものにあつては、申請者の住所とする。))が同一の総合通信局の管轄区域内にあり、かつ、事業計画、事業収支見積り、放送区域、基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要、特定役員の氏名若しくは名称、外国人等直接保有議決権割合又は外国人等保有議決権割合の内容の全部又は一部が同一である場合においては、一の基幹放送局については、当該一の基幹放送局の記載事項と同一の部分について、その旨を記載して、その全部又は一部の記載を省略することができる。

4 法第六條第二項に規定する放送区域又は基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要は、超短波多重放送を行う基幹放送局の場合においては、その基幹放送局が無線設備を共用する超短波放送を行う基幹放送局の記載事項と同一である旨を記載して、その記載を省略することができる。

（工事設計書の記載の省略）

第十五条の二 現に免許を受けている無線局を廃止し、当該無線局の無線設備の全部をそのまま継続使用して他の無線局を開設しようとする場合であつて、開設しようとする無線局が次の表の条件に適合する無線局又は総務大臣が特に支障がないと認めた無線局であるときは、当該無線局の免許の申請に係る工事設計の内容が現に免許を受けている無線局のものと同一であるときに限り、当該工事設計書にその旨を記載して、その記載を省略することができ。

開設しようとする無線局の区別	条件
一 船舶を無その船舶の主たる停泊港の所在地無線設備の設置と現に免許を受けている無線局が場所又は常置ある船舶の主たる停泊港の所在地場所とする無が同一総合通信局の管轄区域内にあること。	
二 航空機をその航空機の定置場の所在地と現無線設備の設に免許を受けている無線局がある置場所又は常航空機の定置場の所在地が同一総合通信局の管轄区域内にあること。	
三 移動するその無線設備の常置場所（宇宙物無線局（一の体に開設するものにあつては、申請及び二の申請者の住所とする。）と現に免許に掲げるものを受けている無線局の無線設備を除く。）	常置場所（宇宙物体に開設するものにあつては、免許人の住所とする。）が同一総合通信局の管轄区域内にあること。
四 移動しなその無線設備の設置場所と現に無い無線局	その無線設備の設置場所が同一であること。

（申請手続の簡略）

第十五条の二 同一一人に属する二以上の無線局（アマチュア局を除く。）であつて、その無線設備の設置場所（船舶又は航空機を無線設備の設置場所とする無線局にあつては当該船舶の主たる停泊港又は当該航空機の定置場の所在地、宇宙物体に開設する無線局にあつては申請者の住所、その他の移動する無線局にあつては当該無線局の無線設備の常置場所とする。）がいずれも同一総合通信局の管轄区域内にあるものの免許の申請は、その申請を同時に行う場合に限り、第二条第一項各号に掲げる

無線局の種別ごと（基幹放送局の場合にあつてはデジタル放送又はそれ以外の基幹放送の区分ごと及び基幹放送の種別ごと（デジタル放送を行う場合を除く。）、陸上移動業務の無線局及び携帯移動業務の無線局にあつては当該無線局の行う業務ごと、船舶局の場合にあつては第四条第二項の表六の項及び十二の項に掲げるものと）に、同時に申請しようとする無線局の種別及び局数を明示した一の申請書並びに各無線局に係る無線局事項書（簡易無線局、気象援助局、陸上移動局、携帯局、船上通信局、無線標定移動局又は実験試験局にあつては、法第六条第一項第一号から第六号までに掲げる事項及び無線設備の常置場所を同じくする無線局ごと（一の無線局事項書）及び各無線局に係る工事設計書を提出することによつて行うことができる。

2 同一一人に属する二以上の簡易無線局、気象援助局、陸上移動局、携帯局、船上通信局、無線標定移動局、携帯移動地球局、設備規則第五十四条の三においてその無線設備の条件が定められている地球局（以下「VSA T地球局」という。）又は実験試験局であつて、法第六条第一項第一号から第七号までに掲げる事項（VSA T地球局にあつては無線設備の移動範囲及び工事落成の予定期日、その他の無線局にあつては無線設備の工事落成の予定期日を除く。）及び無線設備の常置場所（VSA T地球局にあつては当該VSA T地球局の送信の制御を行う他の一の地球局（以下「VSA T制御地球局」という。）の無線設備の設置場所とする。）を同じくするもの並びに同一一人に属する二以上の設備規則第九条の四第七号イに規定するPHSの基地局（以下「PHSの基地局」という。）、施行規則第三十三条第六号（一）に規定するフェムトセル基地局（以下単に「フェムトセル基地局」という。）又は同号（二）に規定する特定陸上移動中継局（以下単に「特定陸上移動中継局」という。）であつて、その無線設備の設置場所がいずれも同一総合通信局の管轄区域内にあり、かつ、法第六条第一項第一号から第七号までに掲げる事項（無線設備の設置場所及び工事落成の予定期日を除く。）を同じくするものの免許の申請は、その申請を同時に行う場合に限る。一の無線局に係る免許の申請書及びその添付書類に同時に申請しようとする無線局の局数及び各無線局ごとの無線設備の工事落成の予定

期日、運用開始の予定期日、無線設備の設置場所（PHSの基地局、フェムトセル基地局又は特定陸上移動中継局に限る。）、無線設備の移動範囲及び常置場所（VSA T地球局に限る。）等を明示した上、当該一の無線局に係る免許の申請書及び添付書類のみを提出することによつて行うことができる。

3 前二項の規定は、当該各項に規定する無線局について法第八条の予備免許を受けた者が当該二以上の無線局に係る法第九条第一項若しくは第四項若しくは法第十九条の規定による申請又は法第十九条第二項若しくは施行規則第四十三条第一項、第二項若しくは第三項の規定による届出を行う場合に準用する。

4 第二項に規定する無線局について法第八条の予備免許を受けた者が当該無線局のうちの一部の無線局に係る法第九条第一項若しくは第四項若しくは法第十九条の規定による申請又は法第十九条第二項若しくは施行規則第四十三条第三項の規定による届出をする場合には、その申請書又は届出書に当該一部の無線局に係る無線局事項書及び工事設計書を添付しなければならない。ただし、第二項の規定による免許の申請が、電子申請等である場合は、この限りでない。

（工事設計書の記載の簡略）

第十五条の三 免許の申請書に添付する工事設計書は、既に免許の申請書が提出された無線局の無線設備の工事設計の内容と工事設計の内容が同一である無線設備を使用する無線局の免許の申請をしようとする場合（航空機局に係る申請の場合にあつては、既に免許の申請書が提出された無線局の無線設備を使用するときに限る。）は、その旨を記載して工事設計の内容が同一である部分（船舶局の場合にあつては、既に免許の申請書が提出された無線局の無線設備を使用するときに限る。）を除き、添付図面に係る部分に限る。の記載を省略することができる。ただし、記載を省略しようとする無線局の無線設備の設置場所（船舶又は航空機を無線設備の設置場所とする無線局にあつては当該船舶の主たる停泊港又は当該航空機の定置場の所在地、宇宙物体に開設する無線局にあつては申請者の住所、VSA T地球局にあつてはVSA T制御地球局の無線設備の設置場所、その他の移動する無線局にあつては当該無線局の無線設備の常置場所とする。以下この項において同じ。）を

管轄する総合通信局と既に免許の申請書が提出された無線局の無線設備の設置場所を管轄する総合通信局が異なる場合においては、記載を省略する旨、当該無線局の免許の番号等を工事設計書に記載することによつて、工事設計の内容が同一である部分の記載を省略することができる。

2 前項の規定は、法第九条第一項又は第二項の規定による工事設計の変更の申請又は届出の場合に準用する。

3 免許の申請書に添付する工事設計書は、検定規則による型式検定に合格した無線設備の機器を使用する無線局の免許の申請をしようとする場合（施行規則第十一條の五の規定による型式検定を要しない機器を使用する無線局の免許の申請をしようとする場合を含む。）は、当該機器の性能に関する部分であつて型式検定に係るもの（これに相当するものを含む。）及び構造に関する部分の記載を省略することができる。

4 免許の申請書に添付する工事設計書は、総務大臣が別に告示する適合表示無線設備を使用する無線局の免許の申請をしようとする場合は、当該設備の技術基準に係る部分の記載を省略することができる。

（適合表示無線設備使用無線局の免許手続の簡略）

第十五条の四 総務大臣又は総合通信局長は、法第七条の規定により適合表示無線設備のみを使用する無線局（宇宙無線通信を行う実験試験局を除く。）の免許の申請を審査した結果、その申請が同条第一項各号又は第二項各号に適合していると認めるときは、電波の型式及び周波数、呼出符号（標識符号を含む。以下同じ。）又は呼出名称、空中線電力並びに運用許容時間を指定して、無線局の免許を与える。

2 第八条第二項の規定は、前項の申請につき無線局の免許を与えた場合に準用する。

3 法第八条に規定する予備免許、法第九条に規定する工事設計の変更、法第十条に規定する落成後の検査及び法第十一条に規定する免許の拒否の各手続は、第一項の免許については、適用しない。

（遭難自動通報局等の免許手続の簡略）

第十五条の五 総務大臣又は総合通信局長は、法第七条の規定により次に掲げる無線局の免許の申請を審査した結果、その申請が同条第一項各号又は第二項各号に適合していると認めるとき

は、電波の型式及び周波数、呼出符号又は呼出名称、空中線電力並びに運用許容時間を指定して、無線局の免許を与える。

一 遭難自動通報局であつて、第十五条の第三項の規定により工事設計書の一部の記載を省略することができるもの

二 アマチュア局（人工衛星等のアマチュア局を除く。）であつて、適合表示無線設備その他の総務大臣が別に告示する無線設備のみを使用するもののうち、当該無線設備の送信機に附属装置（当該送信機の外部入力端子に接続するものであつて、当該接続により当該送信機に係る無線設備の電氣的特性（電波の型式に係るものを除く。）に変更を来さないものに限る。）を接続するもの

三 前二号以外の無線局であつて、総務大臣が別に告示するもの

二 第八条第二項の規定は、前項の申請につき無線局の免許を与えた場合に準用する。

三 法第八条に規定する予備免許、法第九条に規定する工事設計の変更、法第十条に規定する落成後の検査及び法第十一条に規定する免許の拒否の各手続は、第一項の免許については、適用しない。

（特定実験試験局の免許手続の簡略）

第十五条の六 総務大臣は、法第七条の規定により特定実験試験局の免許の申請を審査した結果、その申請が同条第一項各号に適合していると認めるときは、電波の型式及び周波数、識別信号、空中線電力並びに運用許容時間を指定して、無線局の免許を与える。

二 第八条第二項の規定は、前項の申請につき無線局の免許を与えた場合に準用する。

三 法第八条に規定する予備免許、法第十条に規定する落成後の検査及び法第十一条に規定する免許の拒否の各手続は、第一項の免許については、適用しない。

第二節 再免許の手続

（再免許の申請）

第十六条 再免許を申請しようとするときは、第三項第一項各号（第三号を除く。）に掲げる事項のほか識別信号、免許の番号及び免許の年月日を記載した申請書を総務大臣又は総合通信局長に提出して行わなければならない。

二 前項の申請書の様式は、別表第一号のとおりとする。ただし、アマチュア局（人工衛星等のアマチュア局を除く。）にあつては、第二十條の十三に定める様式によることができる。

（添付書類等）

第十六条の二 前条の申請書には、次に掲げる事項を記載した書類を添付しなければならない。

一 免許の番号

二 継続開設を必要とする理由

三 電波の型式並びに希望する周波数の範囲及び空中線電力

四 希望する運用許容時間（第十五条第一項の規定により申請書にその記載の省略を受けた無線局を除く。）

五 将来の業務計画等（電気通信業務用無線局（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第六号の電気通信業務並びに同法第六十四条第一項第一号及び第二号の電気通信事業を行うことを目的として開設する無線局（エリア放送（放送法施行規則第四百二十二条第二号に規定するエリア放送をいう。以下同じ。）を行う地上一般放送局を除く。）をいう。以下同じ。）及び陸上移動中継局（専用陸上移動中継局（基地局及び陸上移動局の免許人が専ら自ら使用するために開設する陸上移動中継局をいう。以下同じ。）を除く。）に限る。）

六 免許の期間における業務の概要（基幹放送局、気象援助局、標準周波数局、多重無線設備の固定局、陸上移動業務の無線局、携帯移動業務の無線局、携帯移動地球局、無線呼出局、船舶局、航空機局、無線標識局及び施行規則第三十八條の二の規定により業務日誌の備付けを省略することができない無線局を除く。ただし、設備規則第三条第一号に規定する携帯無線通信を行う無線局並びに同条第十号に規定する広帯域移動無線アクセスシステムの無線局のうち二、五四五MHzを超え二、五七五MHz以下及び二、五九五MHzを超え二、六四五MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつてはこの限りでない。）

七 調査及び電波の有効利用の程度の評価に関する省令（平成十四年総務省令第百十号）第五條第一項第一号又は規定する使用周波数の移行計画をいう。第二十条の九第一項第六号において同じ。）の進捗状況（法第二十七條の二十に規定する既設電気通信業務用基地局及び当該既設電気通信業務用基地局の通信の相手方である移動する無線局に限る。）

八 申請の際における無線設備の工事設計の内容

九 人工衛星の使用可能期間（人工衛星に開設する無線局に限る。）

十 無線局の目的を遂行できる人工衛星の位置の範囲（人工衛星に開設する無線局に限る。）

二 前項の場合において、再免許の申請が基幹放送局に関するものであるときは、同項の書類に記載すべき事項は、同項第一号から第四号まで及び第七号から第九号までに掲げる事項並びに次に掲げる事項とする。

一 将来の事業計画（第六条に規定するところによる。ただし、同条第一項第一号を除く。）

二 将来の事業収支見積り（協会及び学園の基幹放送局の場合を除く。）

三 放送事項（特定地上基幹放送局等の場合に限る。）

四 放送区域

五 免許の期間における事業並びに資産、負債及び収支の実績（免許の期間における事業の実績については、受信障害対策中継放送を行う基幹放送局の場合を除き、資産、負債及び収支の実績については、協会及び学園の基幹放送局の場合を除く。）

六 一の放送系における地上基幹放送の業務を行うことについて放送法第九十三条第一項の規定により一の認定を受けようとする者の当該業務に用いられる無線局の免許を受けようとする者にあつては、当該認定を受けようとする一の者の氏名又は名称

七 基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要

三 前項の場合において、同項第一号に規定する将来の事業計画、同項第四号に規定する放送区域又は同項第七号に規定する基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要の全部又は一部が現に免許を受けている基幹放送局の事業計画、放送区域又は基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要と同一であるときは、その旨を記載して、その全部又は一部の記載を省略することができる。

四 第四条第二項の規定は、前条の申請書に添付する書類について準用する。

五 第十五条第三項及び第四項の規定は、基幹放送局の再免許の場合に準用する。この場合において、第三項中「事業計画」とあるのは、「事業計画、第十六条の二第二項第五号に規定する事項」と読み替えるものとする。

六 第十五条の二の二第一項及び第二項並びに第十五条の三第一項、第三項及び第四項の規定は、再免許の場合に準用する。

（添付書類の提出の省略）

第十六条の三 地上一般放送局、簡易無線局、構内無線局、気象援助局、標準周波数局、特別業務の局、固定局、基地局、携帯基地局、無線呼出局、陸上移動中継局、陸上局、船舶局、遭難自動通報局、陸上移動局、航空機局、携帯局、船上通信局、移動局、無線標識局、無線航行移動局、無線標定陸上局、無線標定移動局、無線測位局、特定実験試験局、アマチュア局（人工衛星等のアマチュア局を除く。）、携帯基地地球局、携帯移動地球局及び地球局の再免許を申請しようとする場合であつて、その申請書の添付書類に記載することとなる内容が、現に受けている免許に係る申請書の添付書類の内容（免許の有効期間中に変更があつた場合は、当該変更後のもの）と同一である場合は、前条の規定にかかわらず、第十六条に規定する申請書にその旨を記載して当該申請書に添付する書類の提出を省略することができる。

（工事設計書等の提出の省略等）

第十七条 無線局の再免許の申請をしようとする場合であつて、免許の有効期間中において再免許の申請の時までに当該無線局の無線設備の工事設計の内容に変更がなかつたとき又は当該無線局の無線設備の工事設計の内容に変更があつた場合において第四條第二項の表に掲げる区分に従い全部の事項について記載した工事設計書（船上通信局、特定船舶局、遭難自動通報局及び無線航行移動局については、無線局事項書及び工事設計書）を当該変更の許可の申請若しくは届出に際し提出したときは、第十六条の二の規定により申請書に添付すべき工事設計書の提出（船上通信局、特定船舶局、遭難自動通報局及び無線航行移動局については、工事設計に係る部分の記載）を省略することができる。この場合においては、申請書に添付する無線局事項書（船上通信局、特定船舶局、遭難自動通報局及び無線航行移動局については、無線局事項書及び工事設計書）にその旨を記載しなければならない。

第十八条 再免許の申請は、次の各号に掲げる無線局の種別に従い、それぞれ当該各号に掲げる期間に行わなければならない。ただし、免許の有効期間が一年以内である無線局については、その有効期間満了前一箇月までに行うことができる。

一 アマチュア局（人工衛星等のアマチュア局を除く。）免許の有効期間満了前一箇月以上六箇月を超えない期間 二 特定実験試験局 免許の有効期間満了前一箇月以上三箇月を超えない期間 三 前二号に掲げる無線局以外の無線局 免許の有効期間満了前三箇月以上六箇月を超えない期間 2 前項の規定にかかわらず、再免許の申請が総務大臣が別に告示する無線局に関するものであつて、当該申請を電子申請等により行う場合にあっては、免許の有効期間満了前一箇月以上六箇月を超えない期間に行うことができる。 3 前二項の規定にかかわらず、免許の有効期間満了前一箇月以内に免許を与えられた無線局については、免許を受けた後直ちに再免許の申請を行わなければならない。 （審査及び免許の付与） 第十九条 総務大臣又は総合通信局長は、法第七条の規定により再免許の申請を審査した結果、その申請が同条第一項各号又は第二項各号に適合していると認めるときは、申請者に対し、次に掲げる事項を指定して、無線局の免許を与える。 一 電波の型式及び周波数 二 識別信号 三 空中線電力 四 運用許容時間 2 第八条第二項の規定は、前項の申請につき無線局の免許を与えた場合に準用する。 （省略する手続） 第二十条 法第八条に規定する予備免許、法第九条に規定する工事設計等の変更、法第十条に規定する落成後の検査及び法第十一条に規定する免許の拒否の各手続は、再免許については、適用しない。 第二節の二 免許の承継の手続 （相続等における免許の承継の届出） 第二十条の二 法第二十条第一項、第七項及び第八項の規定により無線局の免許人の地位を承継したことを届け出るときは、次に掲げる事項を記載した届出書に法第二十条第九項の書面を添えて総務大臣又は総合通信局長に提出して行うものとする。 一 免許人の地位を承継した者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名	二 承継に係る無線局の識別信号（包括免許に係る特定無線局を除く。）、種別、免許の番号又は予備免許通知書の番号、免許人又は予備免許を受けた者の氏名又は名称 2 前項の届出書の様式は、別表第五号のとおりとする。 3 相続人が二人以上ある場合において、その協議により、免許人の地位を承継すべき相続人を定めたときは、その者は、第一項の届出書に他の相続人がこれに同意した事実を証する書面を添付するものとする。 4 前三項の規定は、法第二十条第十項の場合に準用する。 （免許の承継の申請） 第二十条の三 法第二十条第二項、第四項（分割に係る部分に限る。以下この条において同じ。）又は第五項（合併に係る部分に限る。以下この条において同じ。）（法第二十条第十項において準用する場合を含む。第七項において同じ。）の規定により無線局の免許人の地位の承継（承継したものと同みなされる場合を含む。以下この条において同じ。）をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣又は総合通信局長に提出して行うものとする。 一 合併又は分割当事者の商号又は名称、住所及び代表者の氏名 二 合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により無線局をその用に供する事業の全部（法第二十条第四項の場合にあつては、無線局をその用に供する事業の一部。以下この条において同じ。）を承継する法人の予定する商号又は名称、住所及び代表者の氏名 三 合併又は分割決議年月日及び合併又は分割がその効力を生ずる予定年月日 四 合併又は分割の理由 五 免許人の地位の承継を必要とする理由 六 承継に係る無線局の識別信号（包括免許に係る特定無線局を除く。）、種別、免許の番号又は予備免許通知書の番号、免許人又は予備免許を受けた者の商号又は名称及び免許の有効期間 2 承継に係る無線局が基幹放送局（受信障害対策中継放送を行うものを除く。）であるときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により無線局をその用に供する事業の全部を承継する法人について、前項各	号のほか、申請書に次に掲げる事項を記載しなければならない。 一 事業計画及び事業収支見積り 二 無線局の運用費の支弁方法 三 基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要及び基幹放送の業務を維持するに足りる技術的能力 3 前二項の申請書の様式は、別表第五号のとおりとする。 4 第一項及び第二項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。 一 合併契約書又は分割計画書若しくは分割契約書の写し 二 株主総会又は社員総会の決議録、無限責任社員又は総社員の同意書その他合併又は分割に関する意思の決定を証するに足りる書類（地上基幹放送の業務の用に供する基幹放送局の場合は、放送法第百八条の規定による放送局設備供給役務に係る契約書の写しを含む。） 三 合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により無線局をその用に供する事業の全部を承継する法人の定款案 5 第一項及び第二項の申請書並びに前項の添付書類には、それぞれその写し二通を添えるものとする。 6 第八条第一項ただし書の規定は、前項の場合に準用する。 7 第八条第二項の規定は、法第二十条第二項、第四項又は第五項の規定により許可を与えた場合に準用する。 8 総務大臣又は総合通信局長は、第一項の申請があつた場合において、法第二十条第六項において準用する法第七条に適合していると認めるときは、申請者に対し承継を許可する旨を通知する。 9 第一項の申請者は、設立登記又は変更登記を完了したときは、直ちにその登記事項証明書を経済大臣又は総合通信局長に提出しなければならない。 第二十条の三の二 法第二十条第三項、第四項後段（特定地上基幹放送局の免許人が当該基幹放送局を譲渡し、譲受人が当該基幹放送局を譲渡人の地上基幹放送の業務の用に供する業務を行うおとする場合に係る部分に限る。以下この条において同じ。）又は第五項後段（地上基幹放送の業務を行う認定基幹放送事業者が当該地上	基幹放送の業務の用に供する基幹放送局を譲り受ける部分に限る。以下この条において同じ。）（法第二十条第十項において準用する場合を含む。第七項において同じ。）の規定により無線局の免許人の地位の承継（承継したものと同みなされる場合を含む。以下この条において同じ。）をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣又は総合通信局長に提出して行うものとする。 一 譲渡人の氏名（譲渡人が法人又は団体であるときは、その商号又は名称及び代表者の氏名）及び住所 二 譲受人が事業を譲り受ける年月日 三 事業の譲受けの理由 四 免許人の地位の承継を必要とする理由 五 承継に係る無線局の識別信号（包括免許に係る特定無線局を除く。）、種別、免許の番号又は予備免許通知書の番号及び免許の有効期間 2 承継に係る無線局が基幹放送局（受信障害対策中継放送を行うものを除く。）であるときは、譲受人について、前項各号のほか、申請書に次に掲げる事項を記載しなければならない。 一 事業計画及び事業収支見積り 二 無線局の運用費の支弁方法 三 基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要及び基幹放送の業務を維持するに足りる技術的能力 3 前二項の申請書の様式は、別表第五号のとおりとする。 4 第一項及び第二項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。 一 事業の譲渡に関する契約書の写し（地上基幹放送の業務の用に供する基幹放送局の場合は、放送法第百八条の規定による放送局設備供給役務に係る契約書の写しを含む。） 二 譲受人が法人であるときは、その定款 三 譲受人が法人格なき組合であるときは、その組合契約書 5 第一項及び第二項の申請書並びに前項の添付書類には、それぞれその写し二通を添えるものとする。 6 第八条第一項ただし書の規定は、前項の場合に準用する。 7 第八条第二項の規定は、法第二十条第三項、第四項又は第五項の規定により許可を与えた場合に準用する。
--	---	---	---

8 総務大臣又は総合通信局長は、第一項の申請があつた場合において、法第二十条第六項において準用する法第七条に適合していると認めるときは、申請者に対し承継を許可する旨を通知する。

第二十條の三 法第二十条第四項後段（特定地上基幹放送局の免許人が地上基幹放送の業務を譲渡し、その譲渡人が当該基幹放送局を譲受人の地上基幹放送の業務の用に供する業務を行うおうとする場合に係る部分に限る。以下この条において同じ。）又は法第二十条第五項前段（他の地上基幹放送の業務の用に供する基幹放送局の免許人が当該地上基幹放送の業務を行う事業を譲り受ける場合に係る部分に限る。以下この条において同じ。）（法第二十条第十項において準用する場合を含む。第六項において同じ。）の規定により、総務大臣の許可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣又は総合通信局長に提出して行うものとする。

一 譲受人が事業を譲り受ける年月日
二 事業の譲渡し（法第二十条第四項後段の場合。第三項第一号において同じ。）又は譲受け（法第二十条第五項前段の場合。第三項第一号において同じ。）の理由
三 承継に係る無線局の識別信号、種別、免許の番号又は予備免許通知書の番号及び免許の有効期間
四 譲渡人（法第二十条第四項後段の場合。次号及び次項において同じ。）又は譲受人（法第二十条第五項前段の場合。次号及び次項において同じ。）の事業計画及び事業収支見積り
五 譲渡人の無線局の運用費の支弁方法
六 基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要及び基幹放送の業務を維持するに足りる技術的能力
七 前項の申請書の様式は、別表第五号のとおりとする。

3 第一項の申請書には、次に掲げる書類を添付する。

一 事業の譲渡に関する契約書の写し
二 譲渡人が法人であるときは、その定款
三 譲渡人が法人格なき組合であるときは、その組合契約書
四 第一項及び前項の添付書類には、それぞれの写し二通を添えるものとする。

5 第八条第一項ただし書の規定は、前項の場合に準用する。

6 第八条第二項の規定は、法第二十条第四項後段の規定により許可を与えた場合に準用する。

7 総務大臣又は総合通信局長は、第一項の申請があつた場合において、法第二十条第六項において準用する法第七条に適合していると認めるときは、申請者に対し承継を許可する旨を通知する。

第二節の三 特定無線局の免許手続の特例

（包括免許の申請の単位）

第二十條の四 特定無線局の包括免許の申請は、その特定無線局の目的、通信の相手方、電波の型式及び周波数並びに施行規則第十五条の三に規定する無線設備の規格を同じくするものごとに行わなければならない。

第二十條の五 法第二十七条の二の規定により特定無線局の包括免許を受けようとする者は、次に掲げる事項（第三号に掲げる事項にあつては、希望する場合に限る。）を記載した申請書を総務大臣又は総合通信局長に提出しなければならない。

一 特定無線局の包括免許を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
二 包括免許を受けようとする特定無線局の種別
三 希望する包括免許の有効期間
四 前項の申請書の様式は、別表第一号の二のとおりとする。

第二十條の六 法第二十七条の三に規定する書類は、無線局事項書及び工事設計書とし、その様式は別表第二号の四のとおりとする。

2 法第二十七条の三第一項第八号に規定する契約の内容が、既に受けた包括免許に係る契約の内容と同一である契約に係る包括免許の申請をしようとするものである場合（当該既に受けた包括免許の包括免許人が申請をしようとする場合に限る。）には、その旨及び当該既に受けた包括免許の番号を記載して、当該契約の内容の記載を省略することができ。

3 法第二十七条の三第二項の総務省令で定める事項は、次のとおりとする。
一 通信の相手方となる人工衛星局の使用可能期間

二 人工衛星局の通信の相手方であつて陸上に開設する移動しない無線局のうち、その人工衛星の位置、姿勢等を制御することを目的とする無線局以外の無線局に関する事項
三 特定無線局に係る通信の制御に関する事項（空中線電力の指定）

第二十條の七 法第二十七条の五第一項第二号の空中線電力は、包括免許に係るすべての特定無線局が送信に際して使用できる空中線電力のうち、最大のものを指定する。

第二十條の八 特定無線局の再免許の申請

第二十條の八 特定無線局の再免許を申請しようとするときは、第二十條の五第一項各号に掲げる事項のほか包括免許の番号及び包括免許の年月日を申請書に記載し、総合通信局長に提出して行わなければならない。

2 前項の申請書の様式は、別表第一号の二のとおりとする。

（添付書類）

第二十條の九 前条の申請書には、次に掲げる事項（特定無線局（法第二十七条の二第二号に掲げる無線局に係るものに限る。）に係る申請にあつては、次に掲げる事項（第七号に掲げる事項を除く。）及び無線設備を設置しようとする区域を記載した無線局事項書及び工事設計書を添付しなければならない。）
一 包括免許の番号
二 継続開設を必要とする理由
三 電波の型式並びに希望する周波数の範囲及び空中線電力
四 将来の業務計画等（設備規則第三条第一号に規定する携帯無線通信を行う無線局並びに同条第十号に規定する広帯域移動無線アクセシブシステムの無線局のうち二、五五五MHzを超え二、五七五MHz以下及び二、五九五MHzを超え二、六四五MHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。）

五 免許の期間における業務の概要（設備規則第三条第一号に規定する携帯無線通信を行う無線局並びに同条第十号に規定する広帯域移動無線アクセシブシステムの無線局のうち二、五五五MHzを超え二、五七五MHz以下及び二、五九五MHzを超え二、六四五MHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。）
六 使用周波数の移行計画の進捗状況（法第二十七條の二十に規定する既設電気通信業務用基地局及び当該既設電気通信業務用基地局の通信の相手方である移動する無線局に限る。）

七 申請の際における無線設備の工事設計の内容

八 最大運用数

2 通信の相手方が外国の人工衛星局である場合にあっては、前項の無線局事項書及び工事設計書に、同項に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を併せて記載しなければならない。
一 通信の相手方となる人工衛星局の使用可能期間

二 人工衛星局と通信を行う特定無線局以外の陸上に開設する無線局に関する事項
三 特定無線局に係る通信の制御に関する事項

3 第一項の無線局事項書及び工事設計書の様式は、別表第二号の四のとおりとする。

（添付書類の提出の省略）

第二十條の十 法第二十七条の二第一号に定める無線局（通信の相手方が外国の人工衛星局であるものを除く。）の再免許を申請しようとする場合であつて、その申請書の添付書類に記載することとなる内容が、現に受けている免許に係る申請書の添付書類の内容（免許の有効期間中に変更があつた場合は、当該変更後のもの）と同一である場合は、前条の規定にかかわらず、第二十條の八に規定する申請書にその旨を記載して当該申請書に添付する書類の提出を省略することができる。

（審査及び包括免許の付与）

第二十條の十一 総合通信局長は、法第二十七条の四の規定により特定無線局の再免許の申請を審査した結果、その申請が同条各号に適合していると認めるときは、申請者に対し、次に掲げる事項（特定無線局（法第二十七条の二第二号に掲げる無線局に係るものに限る。）に係る申請にあつては、第一号及び第二号に掲げる事項並びに無線設備の設置場所とすることができる区域）を指定して、特定無線局の免許を与える。

一 電波の型式及び周波数
二 空中線電力
三 指定無線局数
（包括免許に関する準用規定）

第二十條の十二 第九条、第十四条及び第十八条の規定は、包括免許について準用する。

2 第二十條の二（第四項を除く。）、第二十條の三（第二項を除く。）及び第二十條の三の二（第二項を除く。）の規定は、包括免許人の地位の承継について準用する。この場合において、

第二十条の三第八項及び第二十条の三の二第八項中「法第二十条第六項において準用する法第七條」とあるのは「法第二十七條の十一第二項において読み替えて適用する法第二十条第六項において準用する法第二十七條の四」と読み替えるものとする。

第二節の四 アマチュア局の様式の特例
(アマチュア局の様式の特例)

第二十條の十三 次の表の上欄に掲げるアマチュア局（人工衛星等のアマチュア局を除く。以下この条において同じ。）の申請又は届出は、中欄に掲げる申請書又は届出書の様式並びに無線局事項書及び工事設計書の様式の区分に応じ、それぞれ下欄の様式によることができるものとする。

アマチュア局	様式	様式の特例
一 空中線電力五〇ワット以下 の適合表示無線局（無線局の免許十三号備のみを使用するアマチ申請に限る。） 第1 ユア局であつて移動する及び別表第二のもの（個人が開設するものに限る。） の三第3	別表第四号及別表第三号 の三第3	別表第四号及別表第三号 の三第3
二 アマチュア局	別表第一号別表第二号 の三第3	別表第一号別表第二号 の三第3

第三節 免許状

第二十一條 法第十四條の免許状の様式は、別表第六号から別表第六号の三までのとおりとする。

2 第十條の二第二項の規定は、船舶局、航空機局、陸上移動業務の無線局又は携帯移動業務の無線局に係る免許状に周波数を記載する場合に準用する。

3 第十條の二第二項の規定は、超短波データ多重放送を行う基幹放送局に係る免許状に周波数を記載する場合に準用する。

4 第十條の二第三項の規定は、デジタル放送を行う基幹放送局に係る免許状に周波数を記載する場合に準用する。

5 第十條の二第四項の規定は、アマチュア局（人工衛星等のアマチュア局を除く。）に係る免許状に電波の型式、周波数及び空中線電力を記載する場合に準用する。

6 同一人に属する二以上の簡易無線局、気象援助局、陸上移動局、携帯局、船上通信局、無線標定移動局、携帯移動地球局、V S A T地球局又は実験試験局については、無線設備の常置場所（V S A T地球局にあつてはV S A T制御地球局の無線設備の設置場所とする。）を同じくする場合及び同一人に属する二以上のP H Sの基地局、設備規則第三條第一号に規定する携帯無線通信を行う基地局若しくは陸上移動中継局又は同条第十号に規定する広帯域移動無線アクセスシステムの基地局若しくは陸上移動中継局についてはその無線設備の設置場所がいずれも同一総合通信局の管轄区域内にある場合は、一の免許状を交付することができる。

第二十一條の二 法第二十七條の五第二項の免許状の様式は、別表第六号の四のとおりとする。
(免許状の訂正)

第二十二條 免許人は、法第二十一條の免許状の訂正を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣又は総合通信局長に提出しなければならない。

- 一 免許人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 無線局の種別及び局数
- 三 識別信号（包括免許に係る特定無線局を除く。）
- 四 免許の番号又は包括免許の番号
- 五 訂正を受ける箇所及び訂正を受ける理由

2 前項の申請書の様式は、別表第六号の五のとおりとする。

3 第一項の申請があつた場合において、総務大臣又は総合通信局長は、新たな免許状の交付による訂正を行うことがある。

4 総務大臣又は総合通信局長は、第一項の申請による場合のほか、職権により免許状の訂正を行うことがある。

5 免許人は、新たな免許状の交付を受けたときは、遅滞なく旧免許状を返さなければならない。

(免許状の再交付)

第二十三條 免許人は、免許状を破損し、汚し、失つた等のために免許状の再交付の申請をしやうとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣又は総合通信局長に提出しなければならない。

一 免許人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

- 二 無線局の種別及び局数
- 三 識別信号（包括免許に係る特定無線局を除く。）
- 四 免許の番号又は包括免許の番号
- 五 再交付を求める理由

2 前項の申請書の様式は、別表第六号の八のとおりとする。

3 前条第五項の規定は、第一項の規定により免許状の再交付を受けた場合に準用する。ただし、免許状を失つた等のためにこれを返すことができない場合は、この限りでない。

第三章 無線局の免許後の手続
(特定無線局の運用開始の期限の延長)

第二十三條の二 法第二十七條の六第一項の規定により、運用開始の期限の延長をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を総合通信局長に提出して行うものとする。

- 一 包括免許人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 無線局の種別
- 三 包括免許の番号
- 四 運用開始の期限
- 五 希望する延長期限及び延長する理由

2 前項の申請書の様式は、別表第三号の三のとおりとする。

3 総合通信局長は、第一項の申請があつた場合において、運用開始の期限を延長することが相当と認めるときは、申請者に対しその旨を通知する。

(無線局の運用開始等の届出)

第二十四條 法第十六條又は法第二十七條の六第二項の規定による届出をしようとする場合は、次に掲げる事項を記載した届出書を総務大臣又は総合通信局長に提出して行うものとする。

- 一 免許人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 無線局の種別及び局数
- 三 識別信号（包括免許に係る特定無線局を除く。）
- 四 免許の番号又は包括免許の番号
- 五 運用開始の期日又は運用開始年月日（法第十六條第二項に該当する場合を除く。）
- 六 運用休止期間及び運用を休止する理由（法第十六條第二項に該当する場合に限る。）

2 次の各号に掲げる無線局の免許人は、当該無線局の運用開始の日までに当該各号に掲げる事項を記載した届出書を総合通信局長に提出しなければならない。当該事項を変更しようとするときも、同様とする。

- 一 無線航行陸上局 通常方位測定区域（方位及び距離をもつて表わす昼間における有効利用区域をいう。以下同じ。）、運用する時間その他必要と認める事項
- 二 標準周波数局 運用規則第四百十條各号に掲げる事項
- 三 特別業務の局（携帯無線通信等を抑止する無線局（無線局根本基準第七條の三に規定する無線局をいう。）、道路交通情報通信を行う無線局（設備規則第四十九條の二十二に規定する無線局をいう。）及びA三E電波一、六二〇k H z又は一、六二九k H zの周波数の電波を使用する空中線電力一〇ワット以下の無線局を除く。） 運用規則第四百十條各号に掲げる事項

3 前二項の届出書の様式は、別表第三号の四のとおりとする。
(特定無線局の開設の届出)

第二十四條の二 法第二十七條の六第三項前段の総務省令で定める事項は、次の事項（施行規則第十五條の二第二項第二号に掲げる特定無線局にあつては、第三号に掲げる事項を除く。）とする。

- 一 包括免許人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 包括免許の番号
- 三 包括免許に係る特定無線局ごとの番号（以下「特定無線局の番号」という。）
- 四 特定無線局を開設した日
- 五 無線設備の設置場所
- 六 無線設備の工事設計の内容

2 法第二十七條の六第三項前段の規定による届出及び同項後段の規定による変更の届出は、別表第三号の五（施行規則第十五條の二第二項第二号に掲げる特定無線局にあつては、別表第三号の六）の様式により行うものとする。

3 法第二十七條の六第三項後段の規定による変更の届出は、その理由を添えて行うものとする。

(無線局の廃止の届出)

第二十四條の三 法第二十二條又は法第二十七條の十第一項の規定による無線局の廃止の届出

は、当該無線局又は包括免許に係る全ての特定無線局を廃止する前に、次に掲げる事項を記載した届出書を総務大臣又は総合通信局長に提出して行うものとする。ただし、災害等により運用が困難となった無線局又は包括免許に係る全ての特定無線局に係る当該届出は、当該無線局又は特定無線局の廃止後遅滞なく、当該災害等により無線局の運用が困難となった日に廃止した旨及びその理由並びに次に掲げる事項を記載した届出書を総務大臣又は総合通信局長に提出して行うことができる。

一 免許人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 無線局の種別及び局数

三 識別信号（包括免許に係る特定無線局を除く。）

四 免許の番号又は包括免許の番号

五 廃止する年月日（この項ただし書の規定により提出した場合には、廃止した年月日）

2 前項の届出書の様式は、別表第七号のとおりとする。

3 第一項ただし書の届出に係る無線局又は特定無線局に係る返納された免許状は、当該無線局又は特定無線局が廃止された日から一月以内に返納されたものとみなす。

（特定無線局の廃止の届出）

第二十四条の四 法第二十七条の六第三項後段の規定による特定無線局の廃止の届出は、次に掲げる事項（施行規則第十五条の二第二項第二号に掲げる特定無線局にあつては、第二十四条の二第一項第一号、第二号及び第六号に掲げる事項並びに第四号及び第五号に掲げる事項）を記載した届出書を総務大臣又は総合通信局長に提出して行うものとする。

一 包括免許人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 包括免許の番号

三 特定無線局の番号

四 廃止した年月日

五 包括免許に係る全ての特定無線局を廃止したときは、その旨

2 前項の届出書の様式は、別表第七号の二のとおりとする。

第二十四条の五 法第二十七条の六第三項の規定による届出（施行規則第十五条の二第二項第二号に掲げる特定無線局に係るものを除く。次項において同じ。）は、当該届出に係る届出書の

写し一通を添えて行わなければならない。ただし、総務大臣又は総合通信局長が写しの提出を要しないこととしたときは、この限りでない。

2 総務大臣又は総合通信局長は法第二十七条の六第三項の規定による届出を受理したときは、

前項本文の規定による写しについて提出書類の写しであることを証明して申請者に返すものとする。ただし、当該届出が電子申請等である場合は、当該届出を受理したときは、同項本文の規定による写しについて提出書類の写しであることを証明して申請者に返したものとみなす。（無線局の変更の申請等）

第二十五条 第十二条の規定は、法第十七条の規定による許可の申請若しくは届出又は法第十九条の規定による指定の変更の申請を行う場合に準用する。

2 第二条第六項の規定は、同項各号に掲げる装置を共通に使用しようとする無線局について、法第十七条の規定による無線設備の変更の工事の許可の申請又は届出を行う場合に準用する。

この場合において、第二条第六項第二号又は第三号に規定する装置に係るものについては、当該航空機局又は航空機地球局の航空機の定置場を管轄する総合通信局が同一の場合に限り、同一型式の共通の装置ごとに単一の申請又は届出をすることができ。

3 第十五条の三第一項、第三項及び第四項の規定は、法第十七条の規定による無線設備の変更の工事の許可の申請又は届出を行う場合に準用する。

4 法第十七条第一項の規定により無線設備の設置場所の変更又は無線設備の変更の工事の許可を受けた免許人は、当該変更をしたとき又は当該工事を完了したときは、次に掲げる事項（第七号に掲げる事項にあつては、希望する場合に限る。）を記載した届出書を総務大臣又は総合通信局長に届け出なければならない。

一 免許人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 無線局の種別及び局数

三 識別信号

四 免許の番号

五 変更の許可の年月日及び変更許可通知書（第一項において準用する第十二条第五項の規定により通知する文書をいう。以下同じ。）の番号

六 設置場所変更の年月日又は工事完了の年月日

七 検査を希望する日（法第十八条第一項ただし書に該当する場合及び同条第二項に基づき検査の一部を省略する場合を除く。）

5 前項の届出書の様式は、別表第三号の二のとおりとする。

6 法第十八条第二項で定める書類は、第四項の届出書に添えて提出しなければならない。

7 第十五条の二の二第一項及び第二項の規定は、法第十七条の規定による許可の申請若しくは届出、法第十九条の規定による指定の変更の申請又は施行規則第四十三条第一項、第二項若しくは第三項の規定による届出を行う場合に準用する。

第二十五条の二 法第二十七条の八の規定により特定無線局の目的若しくは通信の相手方を変更し又は開設している特定無線局の工事設計と異なる無線設備の工事設計に基づく無線設備を無線通信の用に供する許可を受けようとするときは、別表第四号の二の申請書に別表第二号の四の無線局事項書及び工事設計書を添えて総合通信局長に提出して行うものとする。

2 前項の規定は、法第二十七条の九の規定による指定の変更の申請を行う場合に準用する。

第二十五条の三 手数料令第四条の規定による手数料は、第二十五条第四項に規定する届出書に当該手数料の額に相当する収入印紙を貼つて納めるものとする。

第四章 特定基地局の開設計画の認定の手続

（認定の申請）

第二十五条の四 法第二十七条の十四第一項の認定の申請をしようとする者は、申請書に開設計画及びそれぞれの写し一通を添えて、総務大臣に提出しなければならない。

2 法第二十七条の十四第一項第三号の総務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 電気通信業務を行うことを目的とする特定基地局を開設しようとする法人又は団体にあっては、その代表者の氏名又は名称

二 当該開設計画に対応する開設指針が示された告示の件名及び告示番号

3 法第二十七条の十四第二項第十四号の総務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 運用開始の予定期日（それぞれの特定基地局の運用が開始される日のうち最も早い日の予定期日をいう。）

二 無線設備の保守、管理及び障害時の対応の体制及び方法

三 無線従事者の配置方針

四 前各号に掲げるもののほか、法第二十七条の十二第三項第十号に基づき開設指針において定める事項に関する事項

4 第一項の申請書の様式は別表第八号のとおりとし、当該申請書に添付する開設計画の様式は別表第八号の二のとおりとする。

（認定書の交付）

第二十五条の五 法第二十七条の十四第六項の規定により開設計画の認定をしたときは、申請者に対しその旨、認定の番号、認定の年月日及び認定の有効期間を記載した認定書を交付する。（認定等の拒否の通知）

第二十五条の六 法第二十七条の十四第一項の認定の申請を審査した結果により、認定を拒否したときは、申請者に対しその旨の理由を記載した文書をもつて通知する。

2 前項の規定は、次条及び第二十五条の八の二の規定に基づく認定等の申請に準用する。

（開設計画の変更等の申請）

第二十五条の七 法第二十七条の十五第一項の規定により開設計画の変更の認定の申請をしようとするときは、変更の具体的内容及び理由を記載した申請書を総務大臣に提出して行うものとする。

2 法第二十七条の十五第三項の規定により周波数の指定の変更の申請をしようとするときは、希望する周波数の範囲及び理由を記載した申請書を総務大臣に提出して行うものとする。

3 法第二十七条の十五第四項の規定により認定の有効期間の延長の申請をしようとするときは、延長の期間及び理由を記載した申請書を総務大臣に提出して行うものとする。

4 法第二十七条の十五第五項の規定により変更の届出をしようとするときは、当該変更の具体的内容を記載した申請書を総務大臣に提出して行うものとする。この場合において、法第二十七条の十四第一項第二号に規定する事項を変更するときは、変更内容を証するものとして別表第八号注5又は注6に規定する様式を添付すること。

5 前四項の申請書には、それぞれ写し一通を添えるものとする。

(認定開設計画の申請事項に係る届出を要しない外国人等が保有する議決権割合等の変更)

第二十五条の八 法第二十七条の十五第五項第一号の総務省令で定める変更は、次に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 変更前の外国人等直接保有議決権割合が百分の十五未満である場合 変更後の外国人等直接保有議決権割合が百分の十五未満であるもの

二 変更前の外国人等直接保有議決権割合が百分の十五以上百分の三十未満である場合 外国人等直接保有議決権割合が減少したものの又は外国人等直接保有議決権割合の増加が百分の一未満であつて、変更後の外国人等直接保有議決権割合が百分の三十以上百分の三十未満であるもの

三 変更前の外国人等直接保有議決権割合が百分の三十以上である場合 外国人等直接保有議決権割合が減少したものの又は外国人等直接保有議決権割合の増加が百分の一未満であつて、変更後の外国人等直接保有議決権割合が百分の三十以上百分の三十未満であるもの

2 法第二十七条の十五第五項第二号の総務省令で定める軽微な変更は、第二十五条の四第二項各号に掲げる事項の変更とする。

(合併等に関する規定の準用)

第二十五条の八の二 第二十条の二(第四項を除く。)、第二十条の三及び第二十条の三の二の規定は、認定開設者の地位の承継について準用する。この場合において、第二十条の二第一項第二号中「無線局の識別信号(包括免許に係る特定無線局を除く。)、種別、免許の番号又は予備免許通知書の番号、免許人又は予備免許を受けた者の氏名又は名称」とあるのは「認定計画の認定の番号、認定の年月日、認定開設者の氏名又は名称」と、同条第二項中「別表第五号」とあるのは「別表第五号の二」と、第二十条の三第一項第六号中「無線局の識別信号(包括免許に係る特定無線局を除く。)、種別、免許の番号又は予備免許通知書の番号、免許人又は予備免許を受けた者の商号又は名称及び免許の有効期間」とあるのは「認定計画の認定の番号、認定の年月日、認定開設者の商号又は名称及び認定の有効期間」と、同条第二項中「基幹放送局(受信障害対策中継放送を行うものを除く。）」とあるのは「移動受信信地上基幹放送局(放送局)」と、同条第三項中「別表第五号」とあるのは「別表第五号の二」と、同条第五項中「二通」とあるのは「一通」と、同条第八項中「法第二十条第六項において準用する法第七号」とあるのは「法第二十七条の十七において読み替えて準用する法第二十条第六項において準用する法第二十七条の十四第四項」と読み替えるものとする。

放送をいう。以下同じ。)をする特定基地局に係るもの」と、同条第三項中「別表第五号」とあるのは「別表第五号の二」と、同条第五項中「二通」とあるのは「一通」と、同条第八項中「法第二十条第六項において準用する法第七号」とあるのは「法第二十条第六項において読み替えて準用する法第二十条第六項において準用する法第二十七条の十四第四項」と、第二十条の三の二第一項第五号中「無線局の識別信号(包括免許に係る特定無線局を除く。)、種別、免許の番号又は予備免許通知書の番号及び免許の有効期間」とあるのは「認定計画の認定の番号、認定の年月日及び認定の有効期間」と、同条第二項中「基幹放送局(受信障害対策中継放送を行うものを除く。）」とあるのは「移動受信信地上基幹放送局(放送局)」と、同条第三項中「別表第五号」とあるのは「別表第五号の二」と、同条第五項中「二通」とあるのは「一通」と、同条第八項中「法第二十条第六項において準用する法第七号」とあるのは「法第二十七条の十七において読み替えて準用する法第二十条第六項において準用する法第二十七条の十四第四項」と読み替えるものとする。

第五章 無線局の登録手続

第一節 登録までの手続

第二十五条の九 無線局の登録の申請は、施行規則第十六条に規定する無線局の種別に従い、送信設備の設置場所(移動する無線局にあつては、送信装置とする。)ごとに行わなければならない。

2 第二条第九項の規定は、構内無線局の登録の申請に準用する。

(登録の申請書等)

第二十五条の十 法第二十七条の二十一第二項の申請書の様式は、別表第一号の三のとおりとする。

2 法第二十七条の二十一第三項の総務省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 運用開始の予定期日
- 二 希望する登録の有効期間
- 三 移動する無線局にあつては、常置場所
- 四 無線設備の工事設計の内容

3 法第二十七条の二十一第二項の申請書に添付する書類の様式は、別表第二号の五のとおりとする。

4 法第二十七条の二十一第三項に規定する契約の内容は、既に登録を受けた無線局に係る契約の内容とその内容が同一である契約に係る無線局の登録をしようとする場合(当該既に登録を受けた無線局の登録人が登録をしようとする場合に限り。))には、その旨及び当該既に登録を受けた無線局の登録の番号を記載して、当該契約の内容の記載を省略することができる。

(登録の申請手数料の簡易な納付手続)

第二十五条の十一 同一人に属する二以上の無線局の登録の申請を同時に行う場合であつて、その無線設備の設置場所(移動する無線局にあつては、常置場所)がいずれも同一の総合通信局の管轄区域内となるものについては、手数料令第八条の規定による手数料は、任意の申請書に各無線局に係る同条の手数料の額を合算した額に相当する収入印紙をはつて納めることができる。

(不適法な申請書等)

第二十五条の十二 無線局の登録の申請書又は添付書類が不適法(違式な記載を含む。)なものであると認めるときは、相当な期間を定めて、申請者に補正を求めるものとする。

2 前項の規定は、無線局の登録に係るその他の申請の場合に準用する。

(拒否の通知)

第二十五条の十三 法第二十七条の二十一第一項の登録の申請を審査した結果により、登録を拒否するときは、申請者に対しその旨の理由を記載した文書をもつて通知する。

2 前項の規定は、無線局の登録に係るその他の申請について拒否する場合に準用する。

第二節 再登録の手続

(再登録の申請等)

第二十五条の十四 無線局の再登録を申請しようとするときは、次に掲げる事項(第四号に掲げる事項にあつては、希望する場合に限る。)を記載した申請書を総合通信局長に提出して行わなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 登録の番号

三 登録の年月日

四 希望する登録の有効期間

2 前項の申請書の様式は、別表第一号の三のとおりとする。

3 再登録の申請は、登録の有効期間満了前一箇月以上三箇月を超えない期間において行わなければならない。

第三節 登録の承継の手続

(相続等における登録の承継の届出)

第二十五条の十五 法第二十七条の二十七第一項の規定により登録局の登録人の地位を承継したことを届け出るときは、次に掲げる事項を記載した届出書に同条第二項の書面を添えて総合通信局長に提出して行うものとする。

一 登録人の地位を承継した者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 承継に係る登録局の登録の番号、登録人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

三 承継の理由及び期日

2 前項の届出書の様式は、別表第五号の三のとおりとする。

3 登録人の地位を承継することができる者が二人以上ある場合において、その協議により、登録人の地位を承継すべき者を定めたときは、その者は、第一項の届出書に他の登録人の地位を承継することができる者がこれに同意した事実を証する書面を添付するものとする。

第四節 包括登録の手続

(包括登録の申請の単位)

第二十五条の十六 法第二十七条の三十二第一項の規定による登録(以下「包括登録」という。)の申請は、施行規則第十七条に規定する無線設備の規格、無線設備を設置しようとする区域(移動する無線局にあつては、移動範囲)及び周波数を同じくするものごとに行わなければならない。

2 構内無線局の申請は、前項の規定にかかわらず、施行規則第十七条に規定する無線設備の規格及び周波数を同じくするものごとに行わなければならない。

(包括登録の申請書等)

第二十五条の十七 法第二十七条の三十二第二項の申請書の様式は、別表第一号の四のとおりとする。

2 法第二十七条の三十二第三項の総務省令で定める事項(第一号に掲げる事項にあつては、希望する場合に限る。)は、次のとおりとする。

- 一 希望する登録の有効期間
- 二 運用開始の予定期日(それぞれの登録局の運用が開始される日のうち最も早い日の予定期日をいう。)

三 登録の有効期間中において同時に開設されていることとなる無線局の見込数

3 法第二十七条の三十二第二項の申請書に添付する書類の様式は、別表第二号の五のとおりとする。

4 他の無線局の免許人等との間で混信その他の妨害を防止するために必要な措置に関する契約の内容は、既に登録を受けた無線局に係る契約の内容とその内容が同一である契約に係る無線局の登録をしようとする場合（当該既に登録を受けた無線局の登録人が登録をしようとする場合に限る。）には、その旨及び当該既に登録を受けた無線局の登録の番号を記載して、当該契約の内容の記載を省略することができる。

（空中線電力の登録）

第二十五条の十八 法第二十七条の三十七第二項において読み替えて適用する法第二十七条の二十二の規定により法第三十三条の二第四項第二号に規定する総合無線局管理ファイルに登録することとなる空中線電力については、包括登録に係るすべての登録局が送信に際して使用できる空中線電力のうち、最大のものとする。

（包括登録の再登録の申請等）

第二十五条の十九 包括登録の再登録を申請しようとするときは、次に掲げる事項（第四号に掲げる事項にあつては、希望する場合に限る。）を記載した申請書を総合通信局長に提出して行わなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 登録の番号

三 登録の年月日

四 希望する登録の有効期間

五 登録の有効期間中において同時に開設されていることとなる無線局の見込数

2 前項の申請書の様式は、別表第一号の四のとおりとする。

3 第二十五条の十四第三項の規定は、包括登録について準用する。

（包括登録に関する準用）

第二十五条の二十 第二十五条の十二及び第二十五条の十三の規定は、包括登録について準用する。

2 第二十五条の十五の規定は、包括登録人の地位の承継について準用する。

第五節 登録状

（登録状）

第二十五条の二十一 法第二十七条の二十五第一項の登録状には、同条第二項（法第二十七条の

三十七第二項において読み替えて適用する場合を含む。）に規定する事項のほか、登録の有効期間を記載する。

2 前項の登録状の様式は、別表第六号の六のとおりとする。

（登録状の訂正）

第二十五条の二十二 登録人は、法第二十七条の二十八の登録状の訂正を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を総合通信局長に提出しなければならない。

一 登録人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 登録の番号

三 訂正を受ける箇所及び訂正を受ける理由

2 前項の申請書の様式は、別表第六号の七のとおりとする。

3 第一項の申請があつた場合において、総合通信局長は、新たな登録状の交付による訂正を行うことがある。

4 総合通信局長は、第一項の申請による場合のほか、職権により登録状の訂正を行うことがある。

5 第二十五条第五項の規定は、新たな登録状の交付を受けた場合に準用する。

（登録状の再交付）

第二十五条の二十二の二 登録人は、登録状を破損し、汚し、失つた等のために登録状の再交付の申請をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を総合通信局長に提出しなければならない。

一 登録人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 登録の番号

三 再交付を求める理由

2 前項の申請書の様式は、別表第六号の八のとおりとする。

3 第二十五条第五項の規定は、第一項の規定により登録状の再交付を受けた場合に準用する。

ただし、登録状を失つた等のためにこれを返すことができない場合は、この限りでない。

第六節 登録後の手続

（登録局の開設の届出等）

第二十五条の二十三 法第二十七条の三十四の総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 運用開始の期日

二 無線設備の設置場所（移動する無線局にあつては、移動範囲及び常置場所）

三 登録人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

四 登録局を開設した日

五 登録の番号

六 無線設備の工事設計の内容

2 一の包括登録に係る移動する無線局を同時に二以上開設したときは、法第二十七条の三十四の規定による届出は、一の届出書により行うことができる。この場合においては、開設した無線局数を併記するものとする。

3 法第二十七条の三十四の規定による届出は、別表第三号の七の様式により行うものとする。

4 法第二十七条の三十五の規定による届出は、その理由を添えて行うものとする。

（登録局の廃止の届出）

第二十五条の二十四 法第二十七条の二十九第一項の規定による登録局の廃止の届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を総合通信局長に提出して行うものとする。

一 登録人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 廃止した年月日

三 登録の番号

四 無線設備の製造番号（包括登録に基づき開設している登録局に限る。）

五 包括登録に係る全ての登録局を廃止したときは、その旨

2 前項の届出書の様式は、別表第七号の三のとおりとする。

（変更登録の申請）

第二十五条の二十五 法第二十七条の二十六第一項又は第二十七条の三十三第一項の規定による変更登録の申請をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を総合通信局長に提出して行うものとする。

一 登録人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 登録の番号

三 変更の具体的内容及び理由

2 法第二十七条の二十六第四項又は第二十七条の三十三第四項の規定による届出は、前項各号の事項を記載した届出書を総合通信局長に提出して行うものとする。

3 前二項の申請書及び届出書の様式は、別表第四号の三のとおりとする。

第五章の二 無線設備等保守規程の認定の手続

（無線設備等保守規程の認定の申請）

第二十五条の二十六 法第七十条の五の二第一項の認定を申請しようとするときは、申請書に次

に掲げる事項を記載した無線設備等保守規程一通及びそれぞれの写し二通を添えて、総務大臣に提出して行うものとする。

一 無線設備等の点検その他の保守を行う無線局の免許の番号及び航空機名

二 無線設備等の点検その他の保守を行う施設の概要

三 無線設備等の点検その他の保守を行う組織の概要

四 無線設備等の点検その他の保守の信頼性管理の目標値又は管理値

五 無線設備等の点検その他の保守の実施方法

六 無線設備等の点検その他の保守の間隔

七 無線設備等の点検その他の保守に関する品質管理の概要

八 無線設備等の点検その他の保守に関する技術的情報の維持・管理の概要

九 無線設備等の点検その他の保守に関する信頼性管理における分析と処置対策の概要

2 前項の申請書の様式は、別表第八号の三のとおりとする。

（無線設備等保守規程の変更の認定の申請）

第二十五条の二十七 法第七十条の五の二第三項の変更の認定を受けようとするときは、申請書に前条第一項に掲げる事項を記載した無線設備等保守規程一通及びそれぞれの写し二通を添えて、総務大臣に提出して行うものとする。

2 前項の申請書の様式は、別表第八号の四のとおりとする。

（無線設備等保守規程の変更の届出）

第二十五条の二十八 法第七十条の五の二第五項の変更の届出は、届出書に第二十五条の二十六第一項に掲げる事項を記載した無線設備等保守規程一通及びそれぞれの写し二通を添えて、総務大臣に提出して行うものとする。

2 前項の届出書の様式は、別表第八号の四のとおりとする。

（無線設備等保守規程認定書の交付）

第二十五条の二十九 法第七十条の五の二第二項の規定により無線設備等保守規程の認定をしたときは、別表第八号の五の様式の無線設備等保守規程認定書を交付する。

2 認定免許人は、前項の無線設備等保守規程認定書に変更を生じたときは、その無線設備等保守規程認定書を総務大臣に提出し、訂正を受けなければならない。

(無線設備等保守規程の認定等の拒否の通知)

第二十五条の三十 法第七十条の五の二第一項の認定の申請を審査した結果により認定を拒否したときは、申請者に対しその旨及び理由を記載した文書をもつて通知する。

2 前項の規定は、第二十五条の二十七の規定に基づく変更の認定の申請に準用する。

(無線設備等保守規程の廃止の届出)

第二十五条の三十一 法第七十条の五の二第三項に規定する認定免許人(以下「認定免許人」という。)は、その無線設備等保守規程を廃止したときは、次に掲げる事項を記載した届出書を総務大臣に提出しなければならない。

一 認定免許人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二条第十五項に規定する法人番号

二 認定の番号

三 無線局の免許の番号及び航空機名

四 廃止した年月日

2 前項の届出書の様式は、別表第八号の六のとおりとする。

第二十五条の三十二 法第二十二條の規定に基づき無線局の廃止を届け出た認定免許人は、当該無線局に係る無線設備等保守規程について、前条に規定する廃止の届出を行わなければならない。

第二十五条の三十三 認定免許人は、無線設備等保守規程を廃止したとき又は認定の取消しを受けたときは、遅滞なく無線設備等保守規程認定書を返さなければならない。

(相続等に関する規定の準用)

第二十五条の三十四 第二十条の二(第四項を除く。)の規定は、認定免許人の地位の承継について準用する。この場合において、第二十条の二第一項第二号中「無線局の識別信号(包括免許に係る特定無線局を除く)」、種別、免許の番号又は予備免許通知書の番号、免許人又は予備免許を受けた者の氏名又は名称」とあるのは「認定の番号、認定の年月日及び認定免許人の氏名又は名称」と読み替えるものとする。

第六章 許可の手続

第一節 高周波利用設備の許可手続

(設置許可の申請)

第二十六条 法第百条第一項の許可の申請は、次の各号に掲げる設備の種別に従い、第一号又は

第二号に掲げる設備にあつては通信系統ごと

に、第三号から第六号までに掲げる設備にあつては設備の設置場所(移動する設備にあつてはその設備)ごとに行わなければならない。

一 電力線搬送通信設備(施行規則第四十四条第一項第一号に規定する電力線搬送通信設備をいう。以下同じ。)

二 誘導式通信設備(施行規則第四十四条第一項第二号に規定する誘導式通信設備のうち誘導式読み書き通信設備(同号(2)に規定する誘導式読み書き通信設備をいう。以下同じ。))を除いたものをいう。以下同じ。)

三 誘導式読み書き通信設備

四 医療用設備(施行規則第四十五条第一号に規定する医療用設備をいう。以下同じ。)

五 工業用加熱設備(施行規則第四十五条第二号に規定する工業用加熱設備をいう。以下同じ。)

六 各種設備(施行規則第四十五条第三号に規定する各種設備をいう。以下同じ。)

2 前項の申請をしようとする者は、別表第九号第一の申請書に同表第二又は第三の添付書類及びその添付書類の写し一通を添えて総合通信局長に提出しなければならない。

3 前項の規定による添付書類については、既に許可の申請書が提出された設備の工事設計の内容と工事設計の内容が同一である設備の許可の申請をしようとする場合(許可の申請をしようとする設備の設置場所(移動する設備にあつては、その常置場所とする。以下この項において同じ。))と既に許可の申請書が提出された設備の設置場所が同一(総合通信局の管轄区域内にある場合に限る。))は、その旨を記載して工事設計の内容が同一である部分の記載を省略することができる。

4 総合通信局長は、許可の申請につき法第百条第二項の規定により許可を与えたときは、第二項の写しについて、申請書の添付書類の写しであることを証明して申請者に返すものとする。ただし、許可の申請が、電子申請等である場合は、当該申請につき許可を与えたときは、第二項の規定による写しについて提出書類の写しであることを証明して申請者に返したものとみなす。

(許可状等)

第二十七条 法第百条第二項の許可を与えたときは、別表第十号で定める様式の許可状を交付する。

2 前項の許可を拒否したときは、申請者に対しその旨を理由を記載した文書をもつて通知する。

(許可状の訂正)

第二十八条 法第百条第一項の許可を受けた者は、同条第五項において準用する法第二十一条の規定により許可状の訂正を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を総合通信局長に提出しなければならない。

一 設置者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 設備の種別及び設備数

三 許可の番号

四 許可の年月日

五 訂正を受ける箇所及び訂正を受ける理由

2 前項の申請があつた場合において、総合通信局長は、新たな許可状の交付による訂正を行うことがある。

3 総合通信局長は、第一項の申請による場合のほか、職権により許可状の訂正を行うことがある。

4 第二十二條第五項の規定は、新たな許可状の交付を受けた場合に準用する。

(許可状の再交付)

第二十八条の二 法第百条第一項の許可を受けた者は、許可状を破損し、汚し、失つた等のために許可状の再交付を申請しようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を総合通信局長に提出しなければならない。

一 設置者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 設備の種別及び設備数

三 許可の番号

四 許可の年月日

五 再交付を求める理由

2 第二十二條第五項の規定は、前項の規定により許可状の再交付を受けた場合に準用する。ただし、許可状を失つた等のためにこれを返すことができない場合は、この限りでない。

(許可の承継の届出)

第二十八条の三 第二十条の二(第二項及び第四項を除く。)の規定は、法第百条第四項の場合に準用する。

(変更の申請等)

第二十九条 法第百条第五項において準用する法第二十七条の規定により、許可に係る設備の変更の許可の申請又は届出をしようとする場合は、

許可の番号及び許可の年月日を記載した申請書又は届出書に変更に係る部分に関する変更後の事項を記載した別表第九号第二又は別表第九号第三の添付書類及びその添付書類の写し一通を添えて総合通信局長に提出しなければならない。

2 第二十六條第三項及び第四項の規定は、前項の許可の申請又は届出の場合に準用する。

(廃止の届出)

第三十条 法第百条第五項において準用する法第二十二條の規定による高周波利用設備の廃止の届出は、当該高周波利用設備を廃止する前に、次に掲げる事項を記載した届出書を総合通信局長に提出して行うものとする。

一 設置者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 廃止する年月日

三 設備の種別及び設備数

四 許可の番号

五 許可の年月日

第二節 外国の無線局等の運用の許可手続

第三十条の二 法第百三条の六の規定による外国の無線局等の運用の許可の申請は、その外国の無線局等と通信の相手方を同じくする特定無線局の無線設備の規格及び同条第一項各号に掲げる無線局の別ごとに行わなければならない。

2 前項の申請をしようとする包括免許人は、次に掲げる事項を記載した申請書を総合通信局長に提出しなければならない。

一 包括免許人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 包括免許の番号

三 法第百三条の六第一項各号に掲げる無線局の別

四 通信の相手方

五 電波の型式並びに希望する周波数の範囲及び空中線電力

六 当該無線局の無線設備が法第三章に定める技術基準に相当するものとして総務大臣が別に告示する技術基準に適合する事実

通信の相手方が外国の人工衛星局である場合にあっては、前項の申請書に次に掲げる事項を記載した書類を添付しなければならない。

一 その人工衛星の軌道又は位置

- 二 通信の相手方となる人工衛星局の使用可能期間
- 三 人工衛星局の通信の相手方であつて、陸上に開設する移動しない無線局に関する事項
- 四 当該無線局に係る通信の制御に関する事項
- 4 第二項の申請書の様式は、別表第十一号のとおりとし、当該申請書に添付する書類の様式は、別表第十一号の二のとおりとする。
- 第七章 無線局の運用等の特例に係る手続
(法第三章に定める技術基準に相当する技術基準に適合している無線設備に係る特例の手続)
- 第三十一条 法第四条の二第二項の規定による届出は、同項に定める事項を記載した届出書を総務大臣に提出して行うものとする。
- 2 法第四条の二第二項第六号の総務省令で定める事項は、次の事項とする。
 - 一 緊急時における届出者の連絡先
 - 二 無線設備の製造者及び型式又は名称
 - 三 無線設備を識別するための文字、番号、記号その他の符号
 - 四 無線設備が法第四条の二第二項の法第三章に定める技術基準に相当する技術基準として総務大臣が指定する技術基準に適合する事実の確認方法として総務大臣が別に告示するもの
- 3 法第四条の二第二項第二号及び第三号に掲げる事項を同じくする同項の実験等無線局を同時に二以上開設しようとするときは、同項の規定による届出は、一の届出書により行うことができる。この場合においては、当該届出に係る届出書の記載は、当該実験等無線局ごとに行うものとする。
- 4 総務大臣は、法第四条の二第二項の届出があつた場合には、当該届出をした者に、届出番号及び当該届出に係る実験等無線局ごとの届出無線局番号を通知するものとする。
- 5 法第四条の二第四項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を総務大臣に提出して行うものとする。
 - 一 第四項の届出番号
 - 二 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 三 変更の年月日
 - 四 変更の具体的内容
- 6 法第四条の二第六項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を総務大臣に提出して行うものとする。

- 一 第四項の届出番号及び届出無線局番号
- 二 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 三 廃止の年月日
(外国において取得した船舶又は航空機の無線局の免許の特例)
- 第三十一条の二 法第二十七条第一項の規定により外国において取得した船舶又は航空機に開設する無線局の免許を受けようとする者は、別表第一号の申請書に船舶局にあつては別表第二号第三号、航空機局にあつては別表第二号第四号の無線局事項書を添えて、総合通信局長に提出しなければならない。
- 2 総合通信局長は、第一項の申請があつた場合において、その申請が適当と認めるときは、申請者に対し免許を与える。
- 3 第二十二条第五項の規定は、法第二十七条第二項の規定により免許の効力が失われた場合に準用する。
- (非常時運用人による無線局の運用の届出)
- 第三十一条の三 法第七十条の七第二項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を総務大臣又は総合通信局長に提出して行うものとする。
 - 一 非常時運用人に運用させた無線局の免許又は登録の番号
 - 二 非常時運用人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 三 非常時運用人による運用の期間
 - 四 無線設備の製造番号(包括免許に係る特定無線局(法第二十七条の二第二号に掲げる無線局に係るものに限り)又は包括登録に基づき開設している登録局に限る。)
- 2 法第七十条の七第一項の規定により無線局を自己以外の者に二以上運用させたときは、同条第二項の規定による届出は、一の届出書により行うことができる。
- 3 法第七十条の七第二項の規定による届出は、別表第十二号の様式により行うものとする。
- 4 法第七十条の七第二項の規定による届出をした者は、届け出た事項に変更が生じたときは、遅滞なく、その旨を総務大臣又は総合通信局長に届け出なければならない。
(免許人以外の者による特定の無線局の簡易な操作による運用に関する準用)
- 第三十一条の四 前条の規定は、法第七十条の八第二項において準用する法第七十条の七第二項

- の規定による届出について準用する。この場合において、前条第一項第一号中「非常時運用人」とあるのは「法第七十条の八第一項の規定により無線局の運用を行う当該無線局の免許人以外の者」と、「免許又は登録」とあるのは「免許」と、同項第二号及び第三号中「非常時運用人」とあるのは「法第七十条の八第一項の規定により無線局の運用を行う当該無線局の免許人以外の者」と、同条第二項中「第七十条の七第一項」とあるのは「第七十条の八第一項」と読み替えるものとする。
- (登録人以外の者による登録局の運用に関する準用)
- 第三十一条の五 第三十一条の三の規定は、法第七十条の九第二項において準用する法第七十条の七第二項の規定による届出について準用する。この場合において、第三十一条の三第一項第一号中「非常時運用人」とあるのは「法第七十条の九第一項の規定により登録局を運用する当該登録局の登録人以外の者」と、「無線局の免許又は」とあるのは「登録局」と、同項第二号及び第三号中「非常時運用人」とあるのは「法第七十条の九第一項の規定により登録局を運用する当該登録局の登録人以外の者」と、同条第二項中「第七十条の七第一項の規定により無線局」とあるのは「第七十条の九第一項の規定により登録局」と読み替えるものとする。
- 第八章 雑則
- (免許状等の送付に要する費用)
- 第三十二条 無線局の免許の申請その他法の規定による申請又は届出をする者が、申請又は届出に対する処分に関する書類の送付を希望するとき、当該申請者又は届出をする者は、総務大臣又は総合通信局長に当該書類の送付に要する費用を納めなければならない。この場合において、当該費用は、郵便切手又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第九十九号)第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便の役務に関する料金の支払のために使用することができる証票により納めるものとする。
- 附 則
- 1 この規則は、昭和二十五年十二月一日から施行する。
- 2 この規則による改正前の規定に基く処分、手続その他の行為は、この規則中これに相当する

- 規定があるときは、この規則によつてしたものとみなす。
- 附 則 (昭和二十五年二月二日電波監理委員会規則第二号)
- この規則は、公布の日から施行する。
- 附 則 (昭和二十七年六月一日電波監理委員会規則第六号)
- この規則は、公布の日から施行する。
- 附 則 (昭和二十七年九月二九日郵政省令第三二号) 抄
- この規則は、公布の日から施行し、昭和二十七年八月一日から適用する。
- 附 則 (昭和二十八年二月二五日郵政省令第五八号)
- この省令は、公布の日から施行する。
- 附 則 (昭和三十一年二月二九日郵政省令第二号)
- この省令は、昭和三十年二月一日から施行する。
- 附 則 (昭和三十一年一月五日郵政省令第二十七号)
- この省令は、電波法の一部を改正する法律(昭和三十三年法律第四十号)施行の日(昭和三十三年十一月五日)から施行する。ただし、別表第五号の改正規定及び別表第八号の改正規定は、昭和三十四年四月一日から施行する。
- この省令による改正前の規定に基く処分、手続その他の行為は、改正後の規則中のこれに相当する規定によつてしたものとみなす。
- 附 則 (昭和三十四年五月二五日郵政省令第一七号) 抄
- この省令は、公布の日から施行する。ただし、この省令による改正後の規則(以下「改正後の規則」という。)第六条第一項第六号の規定中放送番組の編集の基準に関する部分並びに同条第二項第一号の規定及び別表第二号の四の十一の(6)の(一)の規定(別表第四号の第二の2の注1により準用する場合を含む。)は、昭和三十四年七月二十一日から施行する。
- この省令による改正前の規定に基く処分、手続その他の行為は、改正後の規則のこれに相当する規定によつてしたものとみなす。
- 附 則 (昭和三十四年二月二二日郵政省令第三一号) 抄
- この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三十五年六月一六日郵政省令第八号）
 この省令は、公布の日から施行する。
 2 この省令施行後において、この省令による改正前の無線局免許手続規則の規定により調製された無線局免許状又は高周波利用設備許可状の用紙によつて交付された無線局免許状又は高周波利用設備許可状は、この省令による改正後の無線局免許手続規則の規定により交付されたものとみなす。

附 則（昭和三十五年六月一八日郵政省令第一号）
 この省令は、昭和三十五年九月一日から施行する。

附 則（昭和三十五年九月二七日郵政省令第一九号）
 この省令は、公布の日から施行する。

2 この省令による改正前の規則第十五条の二第二項及び同第十五条の四第二項の規定に基づく告示は、改正後の規則第十五条の四第三号に基づく告示とする。

附 則（昭和三十六年六月一日郵政省令第一三三号）抄
 この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四一年一月二二日郵政省令第二六号）抄
 この省令は、公布の日から施行する。

1 この省令は、公布の日から施行する。ただし、免許状の様式に関する改正規定は、昭和四十二年三月一日から施行する。
 3 前項に規定する場合のほか、改正前の免許規則の規定に基づく処分、手続その他の行為は、改正後の免許規則中にこれに相当する規定があるときは、当該規定によつてしたものとみなす。

附 則（昭和四十二年九月五日郵政省令第二二二号）
 この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四十二年九月五日郵政省令第二二二号）
 この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四十二年九月五日郵政省令第二二二号）
 この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四十二年九月五日郵政省令第二二二号）
 この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四十二年九月五日郵政省令第二二二号）
 この省令は、公布の日から施行する。

1 この省令は、昭和四十二年八月二十二日から施行する。

附 則（昭和四十五年九月三日郵政省令第二二二号）
 この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四十五年九月三日郵政省令第二二二号）
 この省令は、公布の日から施行する。

1 この省令は、昭和四十五年十二月一日から施行する。ただし、第十八条の次に一条を加える改正規定は、昭和四十六年六月一日から施行する。

附 則（昭和四十六年六月一日郵政省令第九号）
 この省令は、昭和四十六年十月一日から施行する。ただし、施行規則第十条の二の次に一条を加える改正規定及び施行規則第十三条の三の改正規定（「但し、郵政大臣」を「ただし、地方電波監理局長」に改める部分を除く。）並びに免許規則第二十五条第五項の改正規定は、公布の日から施行する。

2 この省令の施行前に改正前の免許規則の規定によつてなされた免許又は許可の申請に係る郵政大臣の権限であつて、改正後の施行規則第五十一条の二第一項の規定により所轄地方電波監理局長に行なわせるものについては、改正後の同項の規定にかかわらず、なお郵政大臣が行なう。

3 この省令による改正前の免許規則の規定により交付された免許状又は許可状であつて、この省令の施行の際現に効力を有するものは、改正後の免許規則の規定により交付されたものとみなす。

4 免許状又は許可状は、当分の間、この省令による改正前の免許規則の別表第七号又は第九号で定める様式により調製された用紙によることがある。前項の規定は、この場合に準用する。

附 則（昭和四十六年二月二四日郵政省令第三一三号）抄
 この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四十六年二月二四日郵政省令第三一三号）抄
 この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四十六年二月二四日郵政省令第三一三号）抄
 この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四十六年二月二四日郵政省令第三一三号）抄
 この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四十六年二月二四日郵政省令第三一三号）抄
 この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四十六年二月二四日郵政省令第三一三号）抄
 この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四十六年二月二四日郵政省令第三一三号）抄
 この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四十六年二月二四日郵政省令第三一三号）抄
 この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四十六年二月二四日郵政省令第三一三号）抄
 この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四十六年二月二四日郵政省令第三一三号）抄
 この省令は、公布の日から施行する。

4 改正前の第十五条の四第一項第三号の規定に基づく告示は、改正後の同項第五号の規定に基づく告示とする。

6 この省令による改正前の規定により交付された免許状又は許可状であつて、この省令の施行の際現に効力を有するものは、改正後の規定により交付されたものとみなす。

7 免許状又は許可状は、当分の間、この省令による改正前の別表第七号の1、同表の2若しくは同表の6の様式又は別表第九号の様式により調製された用紙によることがある。前項の規定は、この場合に準用する。

8 附則第四項、第六項及び前項に規定する場合のほか、この省令による改正前の規定によつてなされた処分、手続その他の行為は、改正後の規則中のこれに相当する規定によつてなされたものとみなす。

附 則（昭和四十七年五月一日郵政省令第一六号）
 この省令は、昭和四十七年五月十五日から施行する。

附 則（昭和四十七年五月一日郵政省令第一六号）
 この省令は、昭和四十七年五月十五日から施行する。

附 則（昭和四十七年五月一日郵政省令第一六号）
 この省令は、昭和四十七年五月十五日から施行する。

附 則（昭和四十七年五月一日郵政省令第一六号）
 この省令は、昭和四十七年五月十五日から施行する。

附 則（昭和四十七年五月一日郵政省令第一六号）
 この省令は、昭和四十七年五月十五日から施行する。

附 則（昭和四十七年五月一日郵政省令第一六号）
 この省令は、昭和四十七年五月十五日から施行する。

附 則（昭和四十七年五月一日郵政省令第一六号）
 この省令は、昭和四十七年五月十五日から施行する。

附 則（昭和四十七年五月一日郵政省令第一六号）
 この省令は、昭和四十七年五月十五日から施行する。

附 則（昭和四十七年五月一日郵政省令第一六号）
 この省令は、昭和四十七年五月十五日から施行する。

附 則（昭和四十七年五月一日郵政省令第一六号）
 この省令は、昭和四十七年五月十五日から施行する。

附 則（昭和四十七年五月一日郵政省令第一六号）
 この省令は、昭和四十七年五月十五日から施行する。

附 則（昭和四十七年五月一日郵政省令第一六号）
 この省令は、昭和四十七年五月十五日から施行する。

附 則（昭和四十七年五月一日郵政省令第一六号）
 この省令は、昭和四十七年五月十五日から施行する。

附 則（昭和四十七年五月一日郵政省令第一六号）
 この省令は、昭和四十七年五月十五日から施行する。

附 則（昭和四十七年五月一日郵政省令第一六号）
 この省令は、昭和四十七年五月十五日から施行する。

附 則（昭和四十七年五月一日郵政省令第一六号）
 この省令は、昭和四十七年五月十五日から施行する。

附 則（昭和四十七年五月一日郵政省令第一六号）
 この省令は、昭和四十七年五月十五日から施行する。

附 則（昭和四十七年五月一日郵政省令第一六号）
 この省令は、昭和四十七年五月十五日から施行する。

附 則（昭和四十七年五月一日郵政省令第一六号）
 この省令は、昭和四十七年五月十五日から施行する。

この省令は、電波法関係手数料令の一部を改正する政令（昭和四十七年政令第四百四十号）の施行の日（昭和四十八年一月一日）から施行する。

附 則（昭和四十八年五月一八日郵政省令第一五五号）抄
 この省令は、公布の日から施行する。

1 この省令は、公布の日から施行する。

4 この省令の施行の際現に免許を受けている簡易無線局又はアマチュア局につき交付されている改正前の別表第七号の2で定める様式による免許状は、改正後の別表第七号の7、同表の9又は同表の10で定める様式による免許状とみなす。

5 簡易無線局又はアマチュア局につき交付する免許状は、当分の間、この省令による改正前の別表第七号の2で定める様式により調製された用紙によることがある。前項の規定は、この場合に準用する。

6 前二項に規定する場合のほか、この省令による改正前の規定によつてなされた処分、手続その他の行為は、改正後の規則中のこれに相当する規定によつてなされたものとみなす。

附 則（昭和四十九年二月一六日郵政省令第二二二号）
 この省令は、昭和五十年一月一日から施行する。

附 則（昭和四十九年二月一六日郵政省令第二二二号）
 この省令は、昭和五十年一月一日から施行する。

附 則（昭和四十九年二月一六日郵政省令第二二二号）
 この省令は、昭和五十年一月一日から施行する。

附 則（昭和四十九年二月一六日郵政省令第二二二号）
 この省令は、昭和五十年一月一日から施行する。

附 則（昭和四十九年二月一六日郵政省令第二二二号）
 この省令は、昭和五十年一月一日から施行する。

附 則（昭和四十九年二月一六日郵政省令第二二二号）
 この省令は、昭和五十年一月一日から施行する。

附 則（昭和四十九年二月一六日郵政省令第二二二号）
 この省令は、昭和五十年一月一日から施行する。

附 則（昭和四十九年二月一六日郵政省令第二二二号）
 この省令は、昭和五十年一月一日から施行する。

附 則（昭和四十九年二月一六日郵政省令第二二二号）
 この省令は、昭和五十年一月一日から施行する。

附 則（昭和四十九年二月一六日郵政省令第二二二号）
 この省令は、昭和五十年一月一日から施行する。

附 則（昭和四十九年二月一六日郵政省令第二二二号）
 この省令は、昭和五十年一月一日から施行する。

附 則（昭和四十九年二月一六日郵政省令第二二二号）
 この省令は、昭和五十年一月一日から施行する。

附 則（昭和四十九年二月一六日郵政省令第二二二号）
 この省令は、昭和五十年一月一日から施行する。

附 則（昭和四十九年二月一六日郵政省令第二二二号）
 この省令は、昭和五十年一月一日から施行する。

附 則（昭和四十九年二月一六日郵政省令第二二二号）
 この省令は、昭和五十年一月一日から施行する。

附 則（昭和四十九年二月一六日郵政省令第二二二号）
 この省令は、昭和五十年一月一日から施行する。

の三、別表第四号の三の二、別表第四号の三の三、別表第四号の四の二、別表第五号の二及び別表第五号の三の様式にかかわらず、この省令の施行の日から起算して六月を経過する日まで、なお従前の様式によることができる。

4 前項の規定により従前の様式により行われる申請又は届出については、改正後の第八号第一項（第十二条第五項（第二十五条第一項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）及び第十五条の二の第二項（同条第三項、第十六条第五項及び第二十五条第五項において準用する場合を含む。）の規定を適用せず、なお従前の例による。

5 この省令の施行の際現に免許を受けている放送局、船舶局、航空機局又は地球局につき交付されている改正前の別表第七号の1及び同表の3から同表の5までで定める様式による免許状は、改正後の別表第七号の3から同表の6又は同表の10で定める様式による免許状とみなす。

6 放送局、船舶局又は航空機局につき交付する免許状は、当分の間、この省令による改正前の別表第七号の3から同表の5までで定める様式により調製された用紙によることである。前項の規定は、この場合に準用する。

7 前二項に規定する場合のほか、この省令による改正前の規定によつてなされた処分、手続その他の行為は、改正後の規則中のこれに相当する規定によつてなされたものとみなす。

附 則（昭和五十二年一月三十一日郵政省令第四号）

1 この省令は、公布の日から施行する。
2 気象援助局、信号報知局（一般の利用に供するために開設するものを除く。以下同じ。）及び実験局の免許若しくは再免許の申請書又は無線局事項書若しくは工事設計書の様式は、改正後の別表第一号の二、別表第二号の二、別表第二号の四及び別表第三号の二の様式にかかわらず、この省令の施行の日から起算して六月を経過する日まででは、なお従前の様式によることである。

3 前項の規定により従前の様式により行われる申請又は届出については、改正後の第八号第一項（第十二条第四項（第二十五条第一項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）及び第十五条の二の第二項（同条第三項、第十六条第五項及び第二十五条第五

項において準用する場合を含む。）の規定を適用せず、なお従前の例による。

4 この省令施行の際現に免許を受けている気象援助局、信号報知局及び実験局につき交付されている改正前の別表第七号の1及び同表の2で定める様式による免許状は、改正後の別表第五号の二及び別表第五号の四で定める様式による免許状とみなす。

5 気象援助局、信号報知局及び実験局につき交付する免許状は、当分の間、この省令による改正前の別表第七号の1及び同表の2で定める様式により調製された用紙によることである。前項の規定は、この場合に準用する。

6 前二項に規定する場合のほか、この省令による改正前の規定によつてなされた処分、手続その他の行為は、改正後の規則中のこれに相当する規定によつてなされたものとみなす。

附 則（昭和五十二年六月二十七日郵政省令第一八号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五十二年五月二十三日郵政省令第一一七号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五十二年九月五日郵政省令第二三三号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五十四年七月四日郵政省令第一二二号）

この省令は、昭和五十四年八月一日から施行する。

1 この省令は、昭和五十四年八月一日から施行する。
2 市民ラジオ又はアマチュア局の無線局事項書及び工事設計書の様式は、改正後の別表第二号の三及び別表第二号の十の様式にかかわらず、この省令の施行の日から起算して八月を経過する日まででは、なお従前の様式によることである。

3 前項の規定により従前の様式により行われる申請又は届出については、改正後の第八号第一項（第十二条第四項（第二十五条第一項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）及び第二十三号の規定を適用せず、なお従前の例による。

4 この省令の施行の際現に免許を受けている市民ラジオ及びアマチュア局につき交付されている改正前の別表第五号の三及び別表第五号の九で定める様式による免許状は、改正後の同表で定める様式による免許状とみなす。

5 市民ラジオ及びアマチュア局につき交付する免許状は、当分の間、この省令による改正前の別表第五号の三及び別表第五号の九で定める様式により調製された用紙によることである。前項の規定は、この場合に準用する。

附 則（昭和五十五年五月六日郵政省令第一三三号）

（施行期日）

1 この省令は、電波法の一部を改正する法律（昭和五十四年法律第六十七号）の施行の日から施行する。

（経過措置）

2 放送局、船舶局、船舶地球局又は地球局の無線局事項書又は工事設計書は、改正後の免許規則（以下「新省令」という。）別表第二号、別表第二号の六第一、別表第二号の十一及び別表第二号の十二の様式にかかわらず、この省令の施行の日から起算して六月を経過する日まで、なお従前の様式によることである。

3 この省令の施行の際現に免許を受けている船舶局につき交付されている改正前の免許規則（以下「旧省令」という。）別表第五号の五で定める様式による免許状は、新省令の同表で定める様式による免許状とみなす。

4 船舶局につき交付する免許状は、当分の間、旧省令別表第五号の五で定める様式により調製された用紙によることである。前項の規定は、この場合に準用する。

5 前二項に規定する場合のほか、旧省令の規定によつてなされた処分、手続その他の行為は、新省令中のこれに相当する規定があるときは、当該規定によつてしたものとみなす。

附 則（昭和五十五年二月一日郵政省令第三三三号）

（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 簡易無線局（市民ラジオを除く。）、気象援助局、陸上移動業務の無線局、携帯移動業務の無線局及び船上通信局であつて、二以上の周波数の電波の発射が可能な送信機を使用するもの以外のものの工事設計書は、改正後の免許規則別表第二号の四の様式にかかわらず、この省令の施行の日から起算して六月を経過する日まで、なお従前の様式によることである。

附 則（昭和五十六年一月二一日郵政省令第三九号）

（施行期日）

1 この省令は、電波法の一部を改正する法律（昭和五十六年法律第四十九号）の施行の日（昭和五十六年十一月二十三日）から施行する。

（経過措置）

2 簡易無線局（市民ラジオを除く。）、気象援助局、陸上移動業務の無線局、携帯移動業務の無線局、船上通信局、遭難自動通報局、無線方向探知局、無線標識局、無線航行陸上局、無線航行移動局、無線標定陸上局、無線標定移動局又は無線測位局の工事設計（法第三十八号の二第二項に規定する技術基準適合証明を受けた無線設備を使用する無線局のものを除く。）は、改正後の免許規則別表第二号の四第2及び別表第二号の八第2の様式にかかわらず、この省令の施行の日から起算して六月を経過する日まで、なお従前の様式によることである。

3 改正前の免許規則第十五条の四第一項第五号の規定に基づく告示は、改正後の免許規則第十五条の五第一項第三号の規定に基づく告示とする。

4 前項に規定する場合のほか、改正前の規定によつてした処分、手続その他の行為は、改正後の免許規則中のこれに相当する規定によつてしたものとみなす。

附 則（昭和五十七年三月八日郵政省令第八号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五十七年九月一日郵政省令第三五五号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五十七年十一月二二日郵政省令第六二二号）

1 この省令は、昭和五十七年十二月一日から施行する。

2 この省令の施行の際現に免許を受けている標準放送を行う放送局は、この省令の施行の日以降においては、中波放送を行う放送局として免許を受けたものとみなす。

3 改正前の免許規則中第三条の表の一の項、第四条第二項の表の三の項、第八条第一項の表の二の項、第十五条第一項第七号（一）、第十六条第一項第三号及び第十八条の表の一の項の規定並びに別表第一号、別表第一号の二、別表第二号の三、別表第二号の四、別表第三号の第

- 1、同表の第2、別表第三号の二、別表第五号の三及び別表第五号の四の様式は、昭和五十七年十二月三十一日までは、なおその効力を有する。
- 4 前二項に規定する場合のほか、改正前の規定によつてなされた処分、手続その他の行為は、改正後の規則中のこれに相当する規定によつてなされたものとみなす。
- 5 改正前の免許規則第十条第二項の規定に基づく告示は、改正後の免許規則第十条の二第一項の規定に基づく告示とする。
- 附 則（昭和五十八年三月二五日郵政省令第九号）抄
- 1 この省令は、昭和五十八年七月一日から施行する。
- 2 この省令による改正前の施行規則、免許規則、設備規則、特定無線設備の技術基準適合証明に関する規則、運用規則及び検定規則に基づく処分、手続その他の行為（アマチュア局に係るものを除く。）のうち、改正前の施行規則第四条の二の規定に従つた電波の型式の表示は、この省令の施行の日以降においては、改正後の同条の規定に従つて相当の電波の型式の表示をしているものとみなす。
- 附 則（昭和五十八年五月三〇日郵政省令第二〇号）抄
- 1 この省令は、昭和五十八年六月六日から施行する。
- 附 則（昭和五十八年九月二六日郵政省令第三七号）抄
- 1 この省令は、昭和五十八年十月一日から施行する。
- 附 則（昭和五十九年七月二五日郵政省令第三二号）抄
- 1 この省令は、電波法の一部を改正する法律（昭和五十九年法律第四十八号）の施行の日（昭和五十九年九月一日）から施行する。
- 附 則（昭和五十九年一二月二四日郵政省令第四七号）抄
- 1 この省令は、昭和六十年一月十五日から施行する。
- 附 則（昭和六〇年三月一五日郵政省令第六号）
- 1 この省令は、昭和六十年四月一日から施行する。
- 2 この省令による改正前の規定によつてなされた処分、手続その他の行為は、改正後の規則中のこれに相当する規定によつてなされたものとみなす。
- 附 則（昭和六〇年六月一日郵政省令第四四号）
- この省令は、公布の日から施行する。
- 附 則（昭和六〇年七月二七日郵政省令第六四号）
- この省令は、公布の日から施行する。
- 附 則（昭和六〇年一〇月一五日郵政省令第七七号）抄
- この省令は、公布の日から施行する。
- 附 則（昭和六一年一月八日郵政省令第二号）
- この省令は、昭和六一年一月二十日から施行する。
- 附 則（昭和六一年五月二七日郵政省令第二五号）
- この省令は、昭和六一年六月一日から施行する。ただし、第十六条第一項第七号の改正規定及び別表第二号の二の改正規定は、昭和六一年七月一日から施行する。
- 2 法第三十七条第三号に規定する救命艇用携帯無線電信については、この省令の施行にかかわらず、昭和六一年六月三十日までの間は、なお従前の例による。
- 3 特定船舶局の無線局事項書の様式は、改正後の免許規則別表第二号の七第1の様式にかかわらず、この省令の施行の日から起算して六月を経過する日までは、なお従前の様式によることができる。
- 附 則（昭和六一年七月二八日郵政省令第四三三号）抄
- 1 この省令は、昭和六一年八月一日から施行する。
- 附 則（昭和六二年三月一六日郵政省令第九号）
- この省令は、公布の日から施行する。ただし、別表第二号の二の改正規定及び別表第二号の四第1の注17の改正規定は、昭和六十二年四月一日から施行する。
- 附 則（昭和六二年八月八日郵政省令第三九号）
- この省令は、公布の日から施行する。
- 附 則（昭和六二年九月二九日郵政省令第四八号）抄
- 1 この省令は、電波法の一部を改正する法律（昭和六十二年法律第五十五号）の施行の日から施行する。
- 附 則（昭和六二年九月二九日郵政省令第四九号）
- この省令は、電波法の一部を改正する法律（昭和六十二年法律第五十五号）の施行の日から施行する。
- 1 非常局、標準周波数局、特別業務の局、航空固定局、固定局、無線呼出局、陸上移動中継局、陸上局、移動局、実験局、海岸局、航空局、船舶局（特定船舶局を除く。）、船舶地球局及び地球局の無線局事項書は、改正後の免許規則別表第二号の二第1、別表第二号の五第1、別表第二号の六第1及び別表第二号の十二第1の様式にかかわらず、この省令の施行の日から起算して六月を経過する日までは、なお従前の様式によることができる。
- 3 無線局（パーソナル無線、特定船舶局及びアマチュア局を除く。）の再免許申請書は、改正後の免許規則別表第三号の二第1の様式にかかわらず、この省令の施行の日から起算して六月を経過する日までは、なお従前の様式によることができる。
- 4 無線局免許承継申請書は、改正後の免許規則別表第四号第1の様式にかかわらず、この省令の施行の日から起算して六月を経過する日までは、なお従前の様式によることができる。
- 5 この省令の施行の際現に免許を受けている非常局、標準周波数局、特別業務の局、航空固定局、固定局、海岸局、航空局、無線呼出局、陸上移動中継局、陸上局、移動局、実験局、人工衛星局、宇宙局、船舶地球局、地球局、船舶局（特定船舶局を除く。）に交付されている改正前の免許規則別表第五号の二及び別表第五号の五で定める様式による免許状は、改正後の別表第五号の二及び別表第五号の五で定める様式による免許状とみなす。
- 6 非常局、標準周波数局、特別業務の局、航空固定局、固定局、海岸局、航空局、無線呼出局、陸上移動中継局、陸上局、移動局、実験局、人工衛星局、宇宙局、船舶地球局、地球局、船舶局（特定船舶局を除く。）に交付する免許状は、当分の間、改正前の免許規則別表第五号の二及び別表第五号の五で定める様式により調製された用紙によることがある。前項の規定は、この場合に準用する。
- 附 則（昭和六二年一二月一五日郵政省令第六一号）
- この省令は、昭和六十三年一月一日から施行する。
- 附 則（昭和六三年三月二八日郵政省令第一五号）
- この省令は、公布の日から施行する。
- 附 則（昭和六三年四月一九日郵政省令第二二二号）
- この省令は、公布の日から施行する。
- 附 則（昭和六三年九月二八日郵政省令第五七号）
- この省令は、昭和六十三年十月一日から施行する。
- 附 則（昭和六三年一二月二一日郵政省令第七五号）
- この省令は、公布の日から施行する。ただし、別表第二号の八の改正規定及び別表第二号の九の改正規定は、昭和六十四年一月一日から施行する。
- 附 則（平成元年五月三〇日郵政省令第二〇号）
- この省令は、公布の日から施行する。
- 附 則（平成元年六月一日郵政省令第二七号）
- この省令は、公布の日から施行する。
- 附 則（平成元年八月一日郵政省令第五〇号）
- この省令は、公布の日から施行する。
- 附 則（平成元年一二月一八日郵政省令第七六号）
- この省令は、公布の日から施行する。
- 1 この省令による改正前の免許規則の規定によつてなされた処分、手続その他の行為は、改正後の免許規則のこれに相当する規定によつてしたものとみなす。
- 附 則（平成二年一月二五日郵政省令第四号）
- この省令は、公布の日から施行する。
- 附 則（平成二年四月二五日郵政省令第二二二号）
- この省令は、電波法の一部を改正する法律（平成元年法律第六十七号）の施行の日（平成二年五月一日）から施行する。
- 附 則（平成二年六月一日郵政省令第二九号）
- 1 この省令は、平成二年十二月一日から施行する。
- 2 陸上移動業務及び携帯移動業務の無線局に係る免許申請書、無線局事項書及び工事設計書の様式（再免許の申請に係る様式を除く。）及び

その提出部数は、前項の規定にかかわらず、平成三年五月三十一日までは、なお従前の例による。

附 則（平成二年九月一八日郵政省令第四六号）

この省令は、平成三年七月一日から施行する。ただし、別表第二号の五第2の注21、別表第二号の六第1の注4、同表第2の注10、注19及び注27、別表第二号の九並びに別表第二号の十二第2の注23の改正規定は、公布の日から施行する。

2 この省令の施行の際現に免許を受けている遭難自動通報局、無線方向探知局、無線標識局、無線航行陸上局、無線航行移動局、無線標定陸上局、無線標定移動局及び無線測位局に交付されている改正前の免許規則別表第五号の七で定める様式による免許状は、改正後の別表第五号の七で定める様式による免許状とみなす。

3 前項に規定する場合のほか、この省令による改正前の規定によってなされた処分、手続その他の行為は、改正後の免許規則のこれに相当する規定によってしたものとみなす。

附 則（平成二年九月二六日郵政省令第五三三号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二年九月二九日郵政省令第五五五号）

この省令は、平成二年十月一日から施行する。

附 則（平成三年一月二二日郵政省令第六号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成三年二月二八日郵政省令第一〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成三年五月二二日郵政省令第二八号）

この省令は、公布の日から施行する。

2 1 この省令は、公布の日から施行する。
2 標準テレビジョン放送、標準テレビジョン音声多重放送、標準テレビジョン文字多重放送又は標準テレビジョン・フアクシミリ多重放送を行う放送局（放送試験局、放送衛星局、放送試験衛星局及び放送を行う実用化試験局を含む。以下同じ。）に係る免許の申請書及び添付書類は、改正後の第二条第五項の規定及び別表第二号の様式にかかわらず、この省令の施行の日から起算して六月を経過する日までは、なお従前の例によることができる。

3 この省令の施行の際現に免許を受けている次の表の上欄に掲げる種類の放送を行う放送局は、それぞれ同表の下欄に掲げる種類の放送を行う放送局として免許を受けたものとみなし、この省令の施行前に改正前の規定により、放送局の免許を受けようとする者又は放送局の免許人がした同表の上欄に掲げる種類の放送を行う放送局に係る申請その他の行為は、それぞれ同表の下欄に掲げる種類の放送を行う放送局に係るものとみなす。

テレビジョン放送	標準テレビジョン放送
テレビジョン音声多重放送	標準テレビジョン音声多重放送
テレビジョン文字多重放送	標準テレビジョン文字多重放送
テレビジョン・フアクシミリ多重放送	標準テレビジョン・フアクシミリ多重放送

附 則（平成三年八月五日郵政省令第四三三三号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成四年一月一六日郵政省令第七号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成四年一月二九日郵政省令第九号）

この省令は、平成四年二月一日から施行する。

2 電波法の一部を改正する法律（平成三年法律第六十七号）附則第二項の規定によりなお従前の例によることとされる義務船舶局の無線局事項書及び工事設計書の様式並びに当該義務船舶局に交付する免許状の様式は、改正後の別表第二号の六の様式及び別表第五号の五で定める様式にかかわらず、なお従前の様式による。

3 この省令の施行の際現に免許を受けている船舶局に交付されている改正前の別表第五号の五及び別表第五号の六で定める様式による免許状は、改正後の別表第五号の五及び別表第五号の六で定める様式による免許状とみなす。

附 則（平成四年四月二〇日郵政省令第一八号）

2 1 この省令は、公布の日から施行する。
2 アマチュア局の免許申請書、無線局事項書及び工事設計書並びに再免許申請書の様式は、改正後の別表第一号、別表第二号の十及び別表第三号の様式にかかわらず、この省令の施行の日から起算して六月を経過する日までは、なお従前の様式によることができる。

附 則（平成四年六月二四日郵政省令第三五五号）

この省令は、平成四年六月二十六日から施行する。

附 則（平成四年八月二六日郵政省令第四九号）

この省令は公布の日から施行する。

2 1 海岸局及び航空局の工事設計書は、改正後の免許規則別表第二号の五第2の様式にかかわらず、この省令の施行の日から起算して六月を経過する日までは、なお従前の様式によることができる。

3 海岸地球局、航空地球局、船舶地球局及び地球局の無線局事項書及び工事設計書は、改正後の免許規則別表第二号の十二第1及び第2の様式にかかわらず、この省令の施行の日から起算して六月を経過する日までは、なお従前の様式によることができる。

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成四年九月二四日郵政省令第五四四号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成四年十二月二四日郵政省令第七四号）

2 1 この省令の施行の際、免許状に設置場所が記載されている簡易無線局にあつては、当該設置場所を常置場所とみなし、移動範囲はその常置場所が属する市町村及びその周辺とする。

3 放送局、非常局、標準周波数局、特別業務の局、航空固定局、固定局、無線呼出局、陸上移動中継局、陸上局、移動局、実験局、簡易無線局（パーソナル無線を除く。）、気象援助局、陸上移動業務の無線局（陸上移動局及び陸上移動中継局を除く。）、携帯移動業務の無線局（携帯局を除く。）、船上通信局、陸上移動局、携帯局、船舶局（特定船舶局を除く。）、航空機局及び航空機地球局の工事設計書は、改正後の免許規則別表第二号第2、別表第二号の二第2、別表第二号の四第2、別表第二号の四の二の2、

別表第二号の六第2、別表第二号の九第2及び別表第二号の十三第2の様式にかかわらず、この省令の施行の日から起算して六月を経過する日までは、なお従前の様式によることができる。

附 則（平成五年二月四日郵政省令第二号）抄

1 この省令は、電波法の一部を改正する法律（平成四年法律第七十四号）の施行の日（平成五年四月一日）から施行する。

附 則（平成五年三月九日郵政省令第九号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成五年三月二六日郵政省令第一五号）（施行期日）

第一条 この省令は、電波法の一部を改正する法律（平成四年法律第七十四号）の施行の日（平成五年四月一日）から施行する。

第二条 この省令の施行の際現に免許を受けている無線局に交付されている改正前の免許規則別表第五号から別表第五号の十までで定める様式による免許状は、改正後の免許規則別表第五号から別表第五号の十までで定める様式による免許状とみなす。この場合において、免許人の住所の欄には、住所についての訂正を受けるまでは、当該無線局に係る免許規則第二章又は第三章の規定に基づく申請又は届出のうち最近になされたものの申請書又は届書に記載された住所が記載されているものとみなす。

2 この省令の施行の際現に許可を受けている高周波利用設備に交付されている改正前の免許規則別表第七号で定める様式による許可状は、改正後の免許規則別表第七号で定める様式による許可状とみなす。この場合において、設置者の住所の欄には、住所についての訂正を受けるまでは、当該設備に係る免許規則第四章の規定に基づく申請又は届出のうち最近になされたものの申請書又は届書に記載された住所が記載されているものとみなす。

第三条 無線局の無線局事項書は、改正後の免許規則別表第二号第1、別表第二号の二第1、別表第二号の三、別表第二号の四第1、別表第二号の四の二、別表第二号の四の三、別表第二号の五第1、別表第二号の六第1、別表第二号の七第1、別表第二号の八第1、別表第二号の九

第1、別表第二号の十第1、別表第二号の十一第1、別表第二号の十二第1、別表第二号の十三第1及び別表第二号の十四の様式にかかわらず、この省令の施行の日から起算して六月を経過する日までは、なお従前の様式によることができる。

2 高周波利用設備の許可申請書の添付書類は、改正後の免許規則別表第六号第2の様式にかかわらず、この省令の施行の日から起算して六月を経過する日までは、なお従前の様式によることができる。

4 附則第二条第二項前段の規定は、前項の場合に準用する。

3 高周波利用設備に交付する許可状は、当分の間、改正前の別表第七号で定める様式により調製された用紙によることがある。この場合において、設置者の住所は、備考の欄に記載するものとする。

2 附則第二条第一項前段の規定は、前項の場合に準用する。

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 非常局、標準周波数局、特別業務の局、航空固定局、固定局、無線呼出局、陸上移動中継局、陸上局、移動局、実験局、海岸局、航空局、遭難自動通報局、無線方向探知局、無線標識局、無線航行陸上局、無線航行移動局、無線標定陸上局、無線標定移動局、無線測位局、人工衛星局、宇宙局、海岸地球局、航空地球局、基地地球局、船舶地球局、地球局及び航空機地球局の無線局事項書は、改正後の免許規則別表第二号の二第1、別表第二号の五第1、別表第二号の八第1、別表第二号の十一第1、別表第二号の十二第1及び別表第二号の十三第1の様式にかかわらず、この省令の施行の日から起算して六月を経過する日までは、なお従前の様式によることができる。

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 人工衛星局及び宇宙局の工事設計書は、改正後の免許規則別表第二号の十一第2の様式にか

かわらず、この省令の施行の日から起算して六月を経過する日までは、なお従前の様式によることができる。

1 附則（平成五年一〇月五日郵政省令第五十一号）
この省令は、公布の日から施行する。

1 附則（平成五年一二月二六日郵政省令第六十一号）抄
この省令は、平成六年四月一日から施行する。

1 附則（平成六年二月二日郵政省令第五十一号）
この省令は、公布の日から施行する。

1 附則（平成六年六月二日郵政省令第三十一号）抄
この省令は、公布の日から施行する。

1 附則（平成六年六月二三日郵政省令第四〇号）
この省令は、公布の日から施行する。

1 附則（平成六年九月一四日郵政省令第六四号）
この省令は、公布の日から施行する。

1 附則（平成六年十一月三〇日郵政省令第八十二号）
この省令は、放送法の一部を改正する法律（平成六年法律第七十四号）の施行の日（平成六年十二月一日）から施行する。

1 附則（平成七年三月八日郵政省令第一二九号）
この省令は、公布の日から施行する。

1 附則（平成七年三月二四日郵政省令第二〇号）
この省令は、公布の日から施行する。

1 附則（平成七年三月三〇日郵政省令第二九号）
この省令は、公布の日から施行する。

1 附則（平成七年三月三〇日郵政省令第二九号）
この省令は、公布の日から施行する。

1 附則（平成七年三月三〇日郵政省令第二九号）
この省令は、公布の日から施行する。

2 高周波利用設備の許可申請書の添付書類は、改正後の別表第六号第2の様式にかかわらず、この省令の施行の日から起算して六月を経過する日までは、なお従前の様式によることができる。

1 附則（平成七年三月三〇日郵政省令第三十一号）
この省令は、公布の日から施行する。

1 附則（平成七年七月四日郵政省令第五十二号）
この省令は、公布の日から施行する。

1 附則（平成七年八月八日郵政省令第五十九号）
この省令は、公布の日から施行する。

1 附則（平成八年一月三一日郵政省令第四四号）
この省令は、公布の日から施行する。

1 附則（平成八年三月四日郵政省令第一八号）
この省令は、公布の日から施行する。

1 附則（平成八年三月七日郵政省令第二十一号）
この省令は、公布の日から施行する。

1 附則（平成八年三月七日郵政省令第二十一号）
この省令は、公布の日から施行する。

1 附則（平成八年三月七日郵政省令第二十一号）
この省令は、公布の日から施行する。

1 附則（平成八年三月七日郵政省令第二十一号）
この省令は、公布の日から施行する。

1 附則（平成八年三月七日郵政省令第二十一号）
この省令は、公布の日から施行する。

1 附則（平成八年三月七日郵政省令第二十一号）
この省令は、公布の日から施行する。

1 附則（平成八年三月七日郵政省令第二十一号）
この省令は、公布の日から施行する。

1 附則（平成八年三月七日郵政省令第二十一号）
この省令は、公布の日から施行する。

2 携帯移動地球局の無線局事項書及び工事設計書は、改正後の免許手続規則別表二の十四の様式にかかわらず、この省令の施行の日から起算して六月を経過する日までは、なお従前の様式によることができる。この場合において、設置によることができる。この場合において、設備規則第四十九条の十八においてその無線設備の条件が定められている陸上移動衛星データ通信を行う無線局を除き、最大等価電力輻射電力をこの様式に定める規格の用紙に適宜記載する。

1 別表第五号の九で定める様式による免許状にあつては新規規則別表第五号の四で定める様式による免許状とみなす。

1 無線局に交付する免許状は、当分の間、旧規則別表第五号から別表第五号の十までで定める様式により調製された用紙によることがある。前項の規定は、この場合に準用する。

1 附則（平成八年四月二一日郵政省令第三六号）
この省令は、公布の日から施行する。

1 附則（平成八年七月二六日郵政省令第五九号）
この省令は、公布の日から施行する。

1 附則（平成八年七月二六日郵政省令第五九号）
この省令は、公布の日から施行する。

1 附則（平成八年七月二六日郵政省令第五九号）
この省令は、公布の日から施行する。

1 附則（平成八年七月二六日郵政省令第五九号）
この省令は、公布の日から施行する。

1 附則（平成八年七月二六日郵政省令第五九号）
この省令は、公布の日から施行する。

1 附則（平成八年七月二六日郵政省令第五九号）
この省令は、公布の日から施行する。

1 附則（平成八年七月二六日郵政省令第五九号）
この省令は、公布の日から施行する。

1 附則（平成八年七月二六日郵政省令第五九号）
この省令は、公布の日から施行する。

1 附則（平成八年七月二六日郵政省令第五九号）
この省令は、公布の日から施行する。

1 附則（平成八年七月二六日郵政省令第五九号）
この省令は、公布の日から施行する。

2 この省令の施行の際現に免許又は予備免許を受けている標準テレビジョン・フアクシミリ多

重放送を行う放送局の無線局事項書、工事設計書及び免許状の様式は、なお従前の例による。

附 則（平成九年七月三十一日郵政省令第三号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成九年九月二二日郵政省令第五九号） 抄

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成九年九月二四日郵政省令第六五号）

（施行期日）

1 この省令は、放送法及び有線テレビジョン放送法の一部を改正する法律（平成九年法律第五十八号）の施行の日から施行する。ただし、第六条の改正規定、別表第二号第一（三）の改正規定、同表第一の注15の改正規定、同表第一の注20ただし書の改正規定及び同表第一の注25の改正規定（同注（七）の改正規定を除く。）並びに附則第四項及び第五項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行の際現に超短波放送又はテレビジョン放送（以下「超短波放送等」という。）をする無線局の免許を受けている者と当該超短波放送等の電波に重畳して行う放送法第二条第二号の六の多重放送をする無線局の免許を受けている者が同一であるときは、当該多重放送をする無線局の免許状に記載された音声チャネル、データチャネル、垂直掃線消去期間中の水平走査期間番号又はデータ信号副搬送波の周波数は、当該超短波放送等をする無線局の免許状に記載された音声チャネル、データチャネル、垂直掃線消去期間中の水平走査期間番号又はデータ信号副搬送波の周波数でもあるものとみなす。

3 この省令の施行の際現になされているテレビジョン音声多重放送、テレビジョン文字多重放送又はテレビジョン・データ多重放送の免許の申請については、この省令による改正後の免許規則のこれに相当する規定によって郵政大臣に対して申請したものとみなす。この場合において、郵政大臣は、当該申請をした者に、週間放送番組の編集に関する事項を記載した書類を求めることができる。

4 附則第一項ただし書に掲げる改正規定の施行の際現になされている無線局の免許の申請については、同項ただし書に掲げる改正規定による

改正後の免許規則のこれに相当する規定によって郵政大臣に対して申請したものとみなす。この場合において、郵政大臣は、当該申請をした者に災害放送に関する事項を記載した書類を求めることができる。

5 附則第一項ただし書に掲げる改正規定による改正後の免許規則別表第二号第一（三）の様式にかかわらず、同項ただし書に掲げる改正規定の施行の日から起算して六月を経過する日までは、なお従前の様式によることができる。この場合においては、同項ただし書に掲げる改正規定による改正前の免許規則別表第二号第一（一）の様式の15の欄に、災害放送に関する事項に係る書類を添付する旨を記載すること。

6 附則第二項及び第三項に規定する場合のほか、この省令による改正前の免許規則の規定によつてなされた処分、手続その他の行為は、この省令による改正後の免許規則中これに相当する規定によつてなされたものとみなす。

附 則（平成九年九月二五日郵政省令第七三号）

この省令は、電波法の一部を改正する法律（平成九年法律第四十七号）の施行の日から施行する。

附 則（平成九年九月二六日郵政省令第七五号） 抄

（施行期日）

1 この省令は、平成十年四月一日から施行する。

附 則（平成一〇年二月一〇日郵政省令第三号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一〇年三月一七日郵政省令第二二二号）

1 この省令は、平成十年三月三十日から施行する。

（経過措置）

2 無線局の免許申請書、無線局事項書、工事設計書、無線局事項書及び工事設計書並びに再免許申請書は、改正後の無線局免許手続規則に定める様式にかかわらず、この省令の施行の日から起算して一年を経過する日までは、なお従前の様式によることができる。

附 則（平成一〇年六月二一日郵政省令第五四号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一〇年六月二一日郵政省令第五七号） 抄

（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一〇年九月三〇日郵政省令第七五号） 抄

（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一〇年二月一五日郵政省令第一〇二号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一〇年二月一八日郵政省令第一〇五号） 抄

（施行期日）

1 この省令は、平成十一年二月一日から施行する。

（無線局免許手続規則の一部改正に伴う経過措置）

5 無線局の無線局事項書及び工事設計書については、改正後の無線局免許手続規則別表第二号の二及び別表第二号の五に定める様式にかかわらず、この省令の施行の日から起算して一年を経過する日までは、なお従前の様式によることである。

附 則（平成一〇年二月二五日郵政省令第一一一号） 抄

（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一一年一月二一日郵政省令第三号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一一年三月八日郵政省令第一八号） 抄

（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一一年三月二九日郵政省令第二七号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一一年五月二一日郵政省令第三九号） 抄

（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一一年七月二日郵政省令第五五号）

この省令は、平成十一年七月十一日から施行する。ただし、第二条中別表第二号の二の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成一一年七月二八日郵政省令第六二号） 抄

（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一一年一〇月一三日郵政省令第七九号）

この省令は、平成十二年一月一日から施行する。

附 則（平成一一年一〇月二八日郵政省令第八五号）

この省令は、放送法の一部を改正する法律（平成十一年法律第五十八号）の施行の日から施行する。

附 則（平成一一年一〇月二九日郵政省令第九〇号）

この省令は、電波法の一部を改正する法律（平成十一年法律第四十七号）附則第一項ただし書に掲げる改正規定の施行の日から施行する。

附 則（平成一一年一二月二一日郵政省令第一〇二号） 抄

（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一二年三月一日郵政省令第一〇号） 抄

（施行期日）

1 この省令は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

附 則（平成一二年三月二一日郵政省令第二〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一二年六月二日郵政省令第三六号）

この省令は、電波法の一部を改正する法律（平成十二年法律第九号）附則第一項ただし書に規定する改正規定の施行の日から施行する。

附 則（平成一二年八月二日郵政省令第四六号） 抄

（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一二年九月二七日郵政省令第六〇号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令による改正前の様式又は書式により調製した用紙は、この省令の施行後においても当分の間、使用することができる。この場合、改正前の様式又は書式により調製した用紙を修補して、使用することができる。

附 則（平成二十二年一月二十九日郵政省令第七〇号）抄

(施行期日)

1 この省令は、電波法の一部を改正する法律（平成十二年法律第九号）の施行の日（平成十二年十一月三十日）から施行する。

附 則（平成二十二年二月二十五日郵政省令第八二号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十三年二月二〇日総務省令第一四号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十三年三月二十九日総務省令第三号）

この省令は、商法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十号）の施行の日（平成十三年四月一日）から施行する。

附 則（平成二十三年七月二十五日総務省令第一〇六号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十三年十二月二三日総務省令第一六八号）

この省令は、公布の日から施行する。

2 船舶局（特定船舶局を含む）、遭難自動通報局及び無線航行移動局の無線局事項書及び工事設計書の様式は、改正後の別表第二号の五及び別表第二号の六の様式にかかわらず、この省令の施行の日から起算して六月を経過する日までは、なお従前の様式によることができる。

附 則（平成二十三年十二月二六日総務省令第一七九号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十四年一月二三日総務省令第一号）

この省令は、公布の日から施行する。

1 （施行期日）

この省令は、公布の日から施行する。

2 陸上移動局及び携帯局の無線局事項書及び工事設計書については、改正後の無線局免許手続

規則別表第二号の四に定める様式にかかわらず、この省令の施行の日から起算して一年を経過する日までは、なお従前の様式によることができる。

附 則（平成二十四年一月二五日総務省令第五号）抄

(施行期日)

1 この規則は、法の施行の日（平成十四年一月二十八日）から施行する。

附 則（平成二十四年六月四日総務省令第六〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十四年六月二八日総務省令第七五号）

(施行期日)

1 この省令は、平成十四年七月一日から施行する。

2 船舶局（特定船舶局を含む）、遭難自動通報局及び無線航行移動局の無線局事項書及び工事設計書の様式は、この省令による改正後の別表第二号の五及び別表第二号の六の様式にかかわらず、この省令の施行の日から起算して一年を経過する日までは、なお従前の様式によることができる。

附 則（平成二十四年九月一九日総務省令第九七号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十四年九月二七日総務省令第一〇二号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十四年十二月二〇日総務省令第一二三号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十四年十二月二四日総務省令第四九号）

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 陸上移動局及び携帯局の無線局事項書及び工事設計書の様式は、改正後の別表第二号の五及び別表第二号の六の様式にかかわらず、この省令の施行の日から起算して一年を経過する日までは、なお従前の様式によることができる。

附 則（平成二十五年一月一七日総務省令第二二二号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十五年三月二四日総務省令第四九号）

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 陸上移動局及び携帯局の無線局事項書及び工事設計書の様式は、改正後の別表第二号の五及び別表第二号の六の様式にかかわらず、この省令の施行の日から起算して一年を経過する日までは、なお従前の様式によることができる。

附 則（平成二十六年三月二九日総務省令第五八号）

この省令は、公布の日から施行する。

ている高周波利用設備許可状は、第三条の規定による改正後の無線局免許手続規則別表第七号で定める様式による高周波利用設備許可状とみなす。

附 則（平成二十五年八月二一日総務省令第一〇八号）

(施行期日)

1 この省令は、平成十六年一月十三日から施行する。ただし、第五条の改正規定、第十七条第一項の改正規定及び別表第二号の八注2の改正規定は、公布の日から施行する。

2 この省令の施行の際現にされている改正前の第十七条第一項の規定によるアマチュア局の再免許の申請の取扱いについては、改正後の同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成二十五年九月三〇日総務省令第一二五号）

この省令は、平成十五年十月一日から施行する。

附 則（平成二十六年一月二六日総務省令第六号）

この省令は、電波法の一部を改正する法律（平成十五年法律第六十八号）の施行の日（平成十六年一月二十六日）から施行する。

附 則（平成二十六年三月二一日総務省令第二九号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十六年三月二二日総務省令第四四号）抄

この省令は、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附 則（平成二十六年三月二九日総務省令第五八号）

この省令は、平成十六年三月二十九日から施行する。

附 則（平成二十六年六月三〇日総務省令第九九号）

この省令は、公布の日から施行する。

1 この省令は、平成十六年七月一日から施行する。

2 船舶局の無線局事項書及び工事設計書の様式は、この省令による改正後の別表第二号の五

1（2）の様式にかかわらず、この省令の施行の日から起算して一年を経過する日までは、なお従前の様式によることができる。

附 則（平成二十六年十一月九日総務省令第一三四号）

この省令は、平成十七年五月九日から施行する。

附 則（平成二十七年五月一三日総務省令第八三三号）

この省令は、電波法及び有線電気通信法の一部を改正する法律（平成十六年法律第四十七号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（平成十七年五月十六日）から施行する。

附 則（平成二十七年七月一五日総務省令第一〇九号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十七年七月一五日総務省令第一〇九号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十七年七月一五日総務省令第一〇九号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十七年七月一五日総務省令第一〇九号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十七年七月一五日総務省令第一〇九号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十七年七月一五日総務省令第一〇九号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十七年七月一五日総務省令第一〇九号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十七年七月一五日総務省令第一〇九号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十七年七月一五日総務省令第一〇九号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十七年七月一五日総務省令第一〇九号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十七年七月一五日総務省令第一〇九号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十七年七月一五日総務省令第一〇九号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十七年七月一五日総務省令第一〇九号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一八年三月二八日総務省令
第四〇号）

（施行期日）

第一条 この省令は、電波法及び放送法の一部を改正する法律（平成十七年法律第百七号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成十八年四月一日）から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行の際現に電波法第六条第二項の規定により放送をする無線局の免許の申請を行っている者は、この省令の施行の日から一月以内に、この省令による改正後の無線局免許手続規則（以下「新規則」という。）第六条第一項第四号に掲げる事項を総務大臣に提出しなければならない。

2 この省令の施行の際現に電波法第四条の規定により放送をする無線局の免許を受けている者は、この省令の施行の日から一月以内に、新規則第六条第一項第四号に掲げる事項を総務大臣に提出しなければならない。

附 則（平成一八年五月一日総務省令
七九号）

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行の際現に設立中の法人により電波法第六条に規定する無線局免許手続規則第三条の申請書に添付する書類として提出された定款は、この省令による改正後の無線局免許手続規則別表第二号第一の注23（1）の（注2）（ア）又は改正後の無線局免許手続規則別表第二号第五の注37（1）の（注2）アの規定により放送局、放送衛星局又は放送試験局の申請書の添付書類として提出された定款とみなす。

附 則（平成一八年五月三十一日総務省令
第九二号）

この省令は、平成十八年七月三十一日から施行する。

附 則（平成一八年一〇月四日総務省令
第二二〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一八年一二月二〇日総務省令
第一三三三号）

1 この省令は、公布の日から施行する。
（経過措置）

2 船舶局（特定船舶局を含む。）、船舶地球局、遭難自動通報局及び無線航行移動局の無線局事項書及び工事設計書の様式は、この省令による改正後の別表第二号第三、別表第二号の二第6及び別表第二号の三第3の規定にかかわらず、この省令の施行の日から起算して一年を経過する日までは、なお従前の例によることができる。

附 則（平成一九年三月九日総務省令第二二二号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一九年五月七日総務省令第五九号）抄
（施行期日）

1 この省令は、平成十九年八月一日から施行する。
（経過措置）

2 パーソナル無線及びアマチュア局の免許申請書の様式は、改正後の別表第一号の様式にかかわらず、平成二十年二月一日までは、なお従前の様式によることができる。この場合の①から⑦までに掲げる事項の内容を別紙に記載して添付又は改正前の別表第一号の様式の余白に記載すること。

3 パーソナル無線及びアマチュア局の再免許申請書の様式は、改正後の別表第一の二の二の様式にかかわらず、平成二十年二月一日までは、なお従前の様式によることができる。この場合の①から⑦までに掲げる事項の内容を別紙に記載して添付又は改正前の別表第一号の様式の余白に記載すること。

4 陸上移動局、携帯局、簡易無線局（パーソナル無線を除く。）及び構内無線局の再免許申請書の様式は、改正後の別表第一号の二の二の様式にかかわらず、平成二十年二月一日までは、なお従前の様式によることができる。この場合の①から⑦までに掲げる事項の内容を別紙に記載して添付又は改正前の別表第一号の様式の余白に記載すること。

附 則（平成一九年九月三日総務省令第一〇〇号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一九年九月二五日総務省令第一一〇号）
この省令は、平成十九年九月三十日から施行する。

附 則（平成二〇年二月二七日総務省令第一八号）
この省令は、公布の日から施行する。

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二〇年三月二六日総務省令第三一〇号）抄

第一条 この省令は、放送法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第百三十六号）の施行の日（平成二十年四月一日）から施行する。

附 則（平成二〇年三月二六日総務省令第三二二号）

1 この省令は、放送法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第百三十六号）及び同法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十年四月一日）から施行する。

2 この省令の施行の際現に免許若しくは予備免許を受けている実験局又は免許を受けている特定実験局は、免許若しくは予備免許を受けた実験試験局又は免許を受けた特定実験試験局とみなす。

3 この省令の施行の際現にされている実験局又は特定実験局の免許の申請は、実験試験局又は特定実験試験局の免許の申請とみなす。

附 則（平成二〇年三月二七日総務省令第三五号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二〇年五月八日総務省令第六二二号）

1 この省令は、平成二十年七月一日から施行する。
（施行期日）

（経過措置）

2 船舶局の工事設計書の様式は、この省令による改正後の無線局免許手続規則別表第二号の二第6の3の規定にかかわらず、この省令の施行の日から起算して六月を経過する日までは、なお従前の様式によることができる。ただし、電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第二十八条第五項によるものを備える場合にあつては、この限りでない。

附 則（平成二〇年五月三〇日総務省令第六九号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二〇年七月一七日総務省令第八五号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二〇年八月二九日総務省令第九九号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二〇年九月一八日総務省令第一〇二二号）

この省令は、電波法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十年十月一日）から施行する。

附 則（平成二〇年一二月二八日総務省令第一二六号）

1 この省令は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の施行の日（平成二十年十二月一日）から施行する。
（経過措置）

2 第一条の規定による改正後の電波法施行規則第四十三条の四及び第二条の規定による改正後の無線局免許手続規則第五条第二項に規定する公益社団法人には、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号）第四十二条第一項に規定する特例社団法人を含むものとする。

附 則（平成二〇年一二月二日総務省令第一三七号）

（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。
（経過措置）

2 非常局、気象援助局、標準周波数局、特別業務の局、海岸局、基地局、携帯基地局、無線呼出局、陸上移動中継局、陸上局、移動局、特定実験試験局及び実験試験局の工事設計書の様式及び船舶局（特定船舶局を除く。）の工事設計書の様式並びに特定船舶局、遭難自動通報局及び無線航行移動局の無線局事項書及び工事設計書の様式は、この省令による改正後の無線局免許手続規則別表第二号の二第2及び第6の3並びに別表第二号の三第3の様式にかかわらず、この省令の施行の日から起算して六月を経過する日までは、なお従前の様式によることができる。ただし、無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第九条の二第七項に

規定するデータ伝送装置を備える無線局については、この限りでない。

附 則（平成二〇年二月二二日総務省令第一五〇号）

1 この省令は、公布の日から施行する。
（経過措置）

2 船舶局（特定船舶局を除く。）及び船舶地球局の無線局事項書の様式は、この省令による改正後の無線局免許手続規則別表第二号第3の様式にかかわらず、この省令の施行の日から起算して六月を経過する日までは、なお従前の様式によることができる。

附 則（平成二二年二月二〇日総務省令第八号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二二年三月一七日総務省令第二四号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二二年六月二二日総務省令第六三号）

この省令は、平成二十一年七月一日から施行する。

附 則（平成二二年六月三〇日総務省令第七三号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二二年一〇月二二日総務省令第九五号）

1 この省令は、公布の日から施行する。
（経過措置）

2 船舶局（特定船舶局を除く。）及び船舶地球局の無線局事項書の様式並びに特定船舶局、遭難自動通報局及び無線航行移動局の無線局事項書及び工事設計書の様式は、この省令による改正後の別表第二号第3の2及び別表第二号の3第3の様式にかかわらず、この省令の施行の日から起算して六月を経過する日までは、なお従前の様式によることができる。

附 則（平成二二年二月二二日総務省令第一一九号）

1 この省令は、平成二十二年一月一日から施行する。
（施行期日）

2 船舶局（特定船舶局を除く。）及び船舶地球局の無線局事項書の様式、船舶局（特定船舶局を除く。）の工事設計書の様式並びに特定船舶局、遭難自動通報局及び無線航行移動局の無線局事項書及び工事設計書の様式は、この省令による改正後の無線局免許手続規則別表第二号第3、別表第二号の2第6及び別表第二号の3第3の様式にかかわらず、この省令の施行の日から起算して六月を経過する日までは、なお従前の様式によることができる。

この省令は、公布の日から施行する。
附 則（平成二二年三月三日総務省令第一五五号）
この省令は、公布の日から施行する。
附 則（平成二二年三月三二日総務省令第三四号）
この省令は、公布の日から施行する。
附 則（平成二二年四月二三日総務省令第五二号）
この省令は、公布の日から施行する。
附 則（平成二三年三月一日総務省令第八号）
（施行期日）
1 この省令は、公布の日から施行する。
（経過措置）
2 この省令による改正前の様式又は書式により調製した用紙は、この省令の施行後においても当分の間、使用することができる。
附 則（平成二三年五月二五日総務省令第五一号）
この省令は、公布の日から施行する。
附 則（平成二三年六月二九日総務省令第六五号）
（施行期日）
1 この省令は、放送法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六十五号）の施行の日（平成二十三年六月三十日）から施行する。
（経過措置）
2 この省令による改正前の様式又は書式により調製した用紙は、この省令の施行の日から起算して六月を経過する日までは、使用することができる。ただし、基幹放送局及び従たる目的を有する無線局（無線局の目的を変更して従たる目的を有することとなるものを含む。）に係るものについては、この限りでない。
附 則（平成二三年七月二八日総務省令第一〇三号）
この省令は、公布の日から施行する。
附 則（平成二三年八月三一日総務省令第二七号）

この省令は、電波法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十三年八月三十一日）から施行する。
附 則（平成二三年一〇月二五日総務省令第一四〇号）抄
（施行期日）
1 この省令は、平成二十三年十一月一日から施行する。
附 則（平成二三年十一月三〇日総務省令第一五二号）
この省令は、公布の日から施行する。
附 則（平成二三年二月一四日総務省令第一六二号）抄
（施行期日）
第一条 この省令は、公布の日から施行する。
附 則（平成二三年二月一六日総務省令第一六四号）抄
（施行期日）
1 この省令は、公布の日から施行する。
（無線局免許手続規則の一部改正に伴う経過措置）
2 船舶局（特定船舶局を除く。）及び船舶地球局の無線局事項書の様式並びに特定船舶局、遭難自動通報局及び無線航行移動局の無線局事項書及び工事設計書の様式は、この省令による改正後の無線局免許手続規則別表第二号第3及び別表第二号の3第3の様式にかかわらず、この省令の施行の日から起算して六月を経過する日までは、なお従前の様式によることができる。
附 則（平成二四年三月三〇日総務省令第二三三号）抄
（施行期日）
1 この省令は、平成二十四年四月二日から施行する。
（無線局免許手続規則の一部改正に伴う経過措置）
3 この省令による改正後の無線局免許手続規則第十七条第一項の規定にかかわらず、平成二十五年三月三十一日までの間においては、地上一般放送局（エリア放送を行うものに限る。以下同じ。）の再免許の申請は、当該地上一般放送局の免許の有効期間満了前一箇月以上二箇月を超えない期間において行わなければならないものとする。
附 則（平成二四年四月一七日総務省令第四二二号）抄
（施行期日）
第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二四年六月二八日総務省令第五八号）
この省令は、平成二十四年七月二十五日から施行する。
附 則（平成二四年二月五日総務省令第九九号）抄
（施行期日）
第一条 この省令は、公布の日から施行する。
附 則（平成二四年二月二七日総務省令第一〇八号）
この省令は、平成二五年二月一日から施行する。ただし、第二条中無線局免許手続規則第十七条第一項及び同項ただし書の改正規定は、同年四月一日から施行する。
附 則（平成二五年二月二〇日総務省令第七号）抄
（施行期日）
1 この省令は、公布の日から施行する。
附 則（平成二五年三月二八日総務省令第三一号）
この省令は、平成二六年五月七日から施行する。
附 則（平成二五年九月九日総務省令第八六号）抄
（施行期日）
1 この省令は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。
（経過措置）
4 この省令の施行の際現にこの省令による改正前の免許規則別表第六号の第3の様式によりされている高周波利用設備の設置許可の申請の取扱いについては、この省令による改正後の免許規則別表第六号の第3で定める様式にかかわらず、なお従前の例による。
附 則（平成二五年二月四日総務省令第一〇一号）
この省令は、公布の日から施行する。
附 則（平成二五年二月一〇日総務省令第一〇六号）
この省令は、公布の日から施行する。
附 則（平成二五年二月二六日総務省令第一二五号）
この省令は、公布の日から施行する。
附 則（平成二六年四月一日総務省令第四二二号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二六年八月八日総務省令第六七号）

この省令は、電波法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二六年九月一日）から施行する。

附 則（平成二六年九月二五日総務省令第七四号） 抄

1 この省令は、平成二六年十月一日から施行する。

附 則（平成二六年九月二六日総務省令第七五号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第一条の規定及び第三条中無線局免許手続規則別表第二号第二の表注25中（11）を（12）とし、（10）の次に次のように加える改正規定は、平成二六年十月一日から施行する。

附 則（平成二七年三月二七日総務省令第二五号） 抄

（施行期日）

1 この省令は、放送法及び電波法の一部を改正する法律（平成二六年法律第九十六号。次項において「改正法」という。）の施行の日（平成二七年四月一日）から施行する。

附 則（平成二七年四月二二日総務省令第四九号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二七年六月二一日総務省令第五七号） 抄

（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。

11 この省令の施行の日から起算して一年（工業用高周波放電励起方式レーザ発生装置及び中心周波数が一三・五六MHz、二七・一二MHz、四〇・四六MHz、四〇・六八MHz又は四一・一四MHzである超音波ウエルダーの場合にあつては、五年）を経過する日までの間に

した高周波利用設備の設置の許可の申請については、第二条の規定による改正前の免許規則別表第六号第二の規定は、なおその効力を有する。

12 前項の規定によりなおその効力を有することとされた第二条の規定による改正前の免許規則別表第六号第二の規定により設置の許可を受け

た高周波利用設備の添付書類については、なお従前の例による。

附 則（平成二七年八月一三日総務省令第七〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二七年二月二二日総務省令第一〇五号）

この省令は、電気通信事業法等の一部を改正する法律（平成二七年法律第二十六号）の施行の日から施行する。

附 則（平成二七年二月二五日総務省令第一〇七号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二八年三月二二日総務省令第二二号）

（施行期日）

第一条 この省令は、電気通信事業法等の一部を改正する法律（平成二七年法律第二十六号）の施行の日（平成二八年五月二一日）から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

第二条 電気通信事業法等の一部を改正する法律第二条の規定による改正後の法第百三条の五の規定による許可の申請をしようとする者は、この省令の施行の日前において、この省令による改正後の免許規則別表第八号の規定の例により、その許可の申請をすることができる。

附 則（平成二八年四月二二日総務省令第四九号） 抄

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二八年七月一三日総務省令第七三三号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二八年二月二七日総務省令第一〇一号） 抄

1 この省令は、平成二九年一月一日から施行する。

2 船舶局（特定船舶局を除く。）及び船舶地球局の無線局事項書の様式並びに特定船舶局、遭難自動通報局（携帯用位置指示無線標識のみを設置するものを除く。）及び無線航行移動局の無線局事項書及び工事設計書の様式は、この省令による改正後の無線局免許手続規則別表第二

号第3及び別表第二号の三第3の様式にかかわらず、この省令の施行の日から起算して六月を経過する日までは、なお従前の様式によることができる。

附 則（平成二九年八月二九日総務省令第五七号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二九年九月五日総務省令第六一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二九年九月二六日総務省令第六六号）

1 この省令は、平成二九年十月一日から施行する。

附 則（平成二九年九月二六日総務省令第六六号）

（経過措置）

2 この省令の施行の際現に免許を受けている設備規則第三条第一号に規定する携帯無線通信を行う無線局並びに同条第十号に規定する広帯域移動無線アクセスシステムの無線局のうち二、五五MHzを超え二、五七五MHz以下及び二、五九五MHzを超え二、六四五MHz以下の周波数の電波を使用するものの免許の有効期間については、なお従前の例による。

3 設備規則第三条第一号に規定する携帯無線通信を行う無線局並びに同条第十号に規定する広帯域移動無線アクセスシステムの無線局のうち二、五五MHzを超え二、五七五MHz以下及び二、五九五MHzを超え二、六四五MHz以下の周波数の電波を使用するものの無線局事項書の様式は、第二条の規定による改正後の免許規則別表第二号第2及び別表第二号の四の様式にかかわらず、平成三十四年九月三十日まで、なお従前の様式によることができる。

附 則（平成三〇年二月二一日総務省令第四号） 抄

この省令は、平成三〇年三月一日から施行する。

附 則（平成三〇年七月二五日総務省令第五〇号）

1 この省令は、電波法及び電気通信事業法の一部を改正する法律（平成二九年法律第二十七号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成三十年八月一日）から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行の際現に免許又は予備免許を受けている船舶局（船舶自動識別装置又は簡易型船舶自動識別装置を設置しているものに限る。）にあつては、免許状及び無線局免許手続規則第四条に規定する無線局事項書の通信の相手方の欄に人工衛星局の受信設備が記載されているものとみなす。

附 則（平成三〇年七月二五日総務省令第五一号）

この省令は、電波法及び電気通信事業法の一部を改正する法律（平成二九年法律第二十七号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成三十年八月一日）から施行する。

附 則（平成三〇年九月二五日総務省令第五六号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成三〇年一〇月四日総務省令第五八号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成三一年一月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令による改正前の様式又は書式により調製した用紙については、この省令の施行後においても当分の間、使用することができる。この場合、この省令による改正前の様式又は書式により調製した用紙を修補して使用することができる。

附 則（平成三〇年二月二七日総務省令第七一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成三一年三月二一日総務省令第一六号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年五月一七日総務省令第七号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年六月二〇日総務省令第一六号） 抄

この省令は、公布の日から施行する。

1 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 第一条の規定による改正前の様式又は書式により調製した用紙については、この省令の施行後においても、当分の間、使用することができる。この場合、第一条の規定による改正前の様

式又は書式により調製した用紙を修補して使用することができる。

附 則 (令和元年六月二八日総務省令第一九号)

この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日(令和元年七月一日)から施行する。

附 則 (令和元年十一月二〇日総務省令第五八号)

この省令は、電波法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(令和元年十一月二十日)から施行する。

附 則 (令和元年十二月一日三日総務省令第六四号)

この省令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

附 則 (令和元年十二月二四日総務省令第六八号) 抄

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和二年四月一五日総務省令第三八号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和二年四月二一日総務省令第四二号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和二年六月二二日総務省令第六一号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和二年七月三一日総務省令第七一号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和二年八月二七日総務省令第七八号) 抄

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和二年八月二七日総務省令第七九号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和二年十一月一九日総務省令第一〇五号)

この省令は、令和二年十二月一日から施行する。

附 則 (令和二年二月二一日総務省令第一一四号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和二年二月一八日総務省令第一一九号) 抄

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和二年二月二五日総務省令第二二七号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和三年三月二日総務省令第一五号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和三年六月三〇日総務省令第六五号) 抄

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和三年八月二〇日総務省令第七九号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和三年十一月一〇日総務省令第一〇七号) 抄

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和三年十二月一〇日総務省令第一一七号) 抄

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和三年十二月二二日総務省令第一二七号) 抄

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和三年十二月二二日総務省令第一二七号) 抄

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和三年十二月二二日総務省令第一二七号) 抄

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和三年十二月二二日総務省令第一二七号) 抄

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和三年十二月二二日総務省令第一二七号) 抄

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和三年十二月二二日総務省令第一二七号) 抄

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和三年十二月二二日総務省令第一二七号) 抄

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和三年十二月二二日総務省令第一二七号) 抄

この省令は、公布の日から施行する。

による改正前の無線局免許手続規則に規定する様式又は書式により調製した用紙を修補して使用するものとする。

附 則 (令和四年三月一四日総務省令第一二二号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和四年四月二七日総務省令第三三三三号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和四年五月三二日総務省令第四〇〇号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和四年九月三〇日総務省令第六四四号)

この省令は、電波法及び放送法の一部を改正する法律の施行の日(令和四年十月一日)から施行する。

附 則 (令和五年三月二二日総務省令第一七号) 抄

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和五年三月二二日総務省令第一七号) 抄

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和五年三月二二日総務省令第一七号) 抄

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和五年三月二二日総務省令第一七号) 抄

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和五年三月二二日総務省令第一七号) 抄

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和五年三月二二日総務省令第一七号) 抄

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和五年三月二二日総務省令第一七号) 抄

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和五年三月二二日総務省令第一七号) 抄

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和五年三月二二日総務省令第一七号) 抄

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和五年三月二二日総務省令第一七号) 抄

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和五年三月二二日総務省令第一七号) 抄

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和五年三月二二日総務省令第一七号) 抄

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和五年三月二二日総務省令第一七号) 抄

アマチュア局の無線局事項書及び工事設計書の様式は、新免許手続規則別表第二号の三第三の様式にかかわらず、第一項ただし書に規定する施行の日から起算して六月を経過する日までの間は、なお従前の様式によることができる。

この場合において、新免許手続規則別表第二号の三第三の様式の7の欄、同様式の12の欄及び同様式の15の欄中「周波数測定装置の有無」に掲げる事項について旧免許手続規則別表第二号の三第三の様式の余白に記載するものとする。

附 則 (令和五年三月三〇日総務省令第二四四号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和五年四月一四日総務省令第三八号) 抄

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和五年四月一四日総務省令第三八号) 抄

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和五年四月一四日総務省令第三八号) 抄

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和五年四月一四日総務省令第三八号) 抄

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和五年四月一四日総務省令第三八号) 抄

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和五年四月一四日総務省令第三八号) 抄

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和五年四月一四日総務省令第三八号) 抄

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和五年四月一四日総務省令第三八号) 抄

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和五年四月一四日総務省令第三八号) 抄

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和五年四月一四日総務省令第三八号) 抄

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和五年四月一四日総務省令第三八号) 抄

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和五年四月一四日総務省令第三八号) 抄

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和五年四月一四日総務省令第三八号) 抄

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和五年四月一四日総務省令第三八号) 抄

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和五年四月一四日総務省令第三八号) 抄

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和五年四月一四日総務省令第三八号) 抄

わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

第一号 無期島の免許の
（総務大臣又は総務省
とができる。）

第九版 版(注1)

政治法律6条の規定によ
り規定する事項を認め
る無期島免許総務省
長との規定により、第
九条の免許総務省長
との規定により、第
九条

申請者(注2)

事項	目
又は名称及び代 表者	無期島
番号	代表者
政治法律5条に規定す る上とする	代表者
目的の有無	代表者
目的の名称等	代表者
の名称等	代表者
無期島の名称	代表者
特定役	代表者
議決権	代表者
役員	代表者

別表第(係)の二 総務

☐ 専任
☐ 兼任
☐ 無任

住居
 氏名
 貴者
 法人
 開設
 無任
 外資
 租税
 一部
 する
 事典

別表第一号の三 無線局の登録申請書及び再登録申請書の様式（第25条の10第1項及び第25条の14第2項関係）（総合通信局長がこの様式

別添第一号の三、無償協会の登録申請書及び所管協会の登録の通知(第25条の1第1項及び第25条の4第2項関係) (組合員総会がこの通知に代るものとして認めた場合は、それによることができます。)

無償協会登録(内閣府)申請書

(印)組合員総会長 殿(印)

組合員総会印鑑
(印)

☐ 電着法第27条の1第4項の規定により、無償協会の登録を受けるので、同条第2項の規定により、登録の書類を添えて下記のとおり申請します。
☐ 無償協会の内閣府提出の条の4第1項の規定により、無償協会の所管協会を受けるので、下記のとおり申請します。

(印)

年 月 日

記(印4)

1. 申請書 (印2)					
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">姓 名</td> <td> 協会登録一時仮別当コード () 〒 () () </td> </tr> <tr> <td> 法人又は私法及び代表者氏名 </td> <td> フリガナ </td> </tr> </table>	姓 名	協会登録一時仮別当コード () 〒 () ()	法人又は私法及び代表者氏名	フリガナ 	
姓 名	協会登録一時仮別当コード () 〒 () ()				
法人又は私法及び代表者氏名	フリガナ 				
記入番号					

2. 電着法第27条の2第1項第1号一に該当の有無(印4)
☐ 有 ☐ 無

3. 申請と所管協会の関係に関する事項(印2)

① 無償協会の名称	
② 無償協会の設置場所	
③ 所管協会の所管協会の名称	
④ 登録の番号	
⑤ 登録の年月日	
⑥ 承認する登録の有無期間	
⑦ 備考	

4. 電着法第27条(印4)

(H3) 土地、建物等の所有は、表に示すもの。その旨及び9年分の借料を記載するもの。
イ 土地は土地の権利関係等「当道知事方メートル地籍部所有」、「教職員コンクリート伊勢村平方メートル」の如く記載すること。

(H4) 返済済、満期済、支払済等の記録等は（は建物への収入又は支出）、返済性中絶の取組等の場合は、繰上返済金、繰上返済額、使用許可等の申し送り等送付書と別添の書類を添付すること。

19 1807年の、一般放送における地上基幹放送の業務を行う方について放送法第33条第1項の規定により一定の認定を受けることとなる氏名又は名称（申請者が法人の場合）とその住所、代表者の姓名等はこの事業計画及び業務の概要に記載し、それによって確認できることを、「〃」を記載すること。ただし、移動受信用地上基幹放送の業務の用に供する場合はこの限りでない。

- [illegible]

- [illegible]

局の管轄区域内にあるものに限る。)のものと同である場合において、当該他の
基幹放送局についてその全部を記載したとき

[illegible][illegible]

ウ 株式会社及び設立中の株式会社以外の場合は、上記の様式に準じて記載すること。

出資額等の額		資金調達の方式
工 業 資 創 業 資 其 の 他 金 額	千円	

- [illegible]

氏名又は名称	住 所	職 名	議決権の総数に対する議決権の比率 (%)	備 考

[illegible]

- (注1) 議決権の行使は、次のいずれかにより定められたものとする。但し、前記2.の
①～④
ア 一者が自己の所有により議決権を有する場合、その議決権に係る権利の所有
者の名義は変更していない。その議決権は、当該一者の所有する議決権とす
るものとする。また、一者が、本邦有価証券(金融債及び国債)の引当年度清算
日(有価証券に規定する金融債及び国債の引当年度)に上場しているが、当該
権利行使には当該有価証券を所有する金融債及び国債に権利行使していないと認
め、これら議決権の行使については、当該権利に基づき権利を行うことがその
議決権を有する権利者、即ち当該有価証券の引当年度に当該一者の所有する
議決権を有するものと認められる場合には、その議決権は当該一者の所有する議
決権と同一と認めるものとする。

議決権を有する者となるときは、当該議決権人等についても(1)及び(2)の事項を議決権を有する者となるときは、当該議決権人等による議決権と計算される議決権と、又は、(3)の事項は、(1)の議決権と計算される議決権と計算される議決権と、関連法人等を包含することなく直接所有する者についてのみ計算するものとする。

[illegible]

フリガナ	住所	役名	担当部門	職階	特定役員への議員の有無	備考
氏 名					☐ 有 ☐ 無	

- の特定地上基幹放送局等並びに臨時目的放送を専ら行う特定地上基幹放送局等の場合を除く。)について、次のアからオまでの様式により記載すること。
- ア 放送番組表
- (ア) 超短波放送又はテレビジョン放送を行う特定地上基幹放送局等の場合

[illegible]

- (注1) 放送の放送番号の表示が異なること。
- (注2) 放送番組の表紙の付される特定の番号がある場合は、番組番号の欄に記載すること。
- (注3) 個々の放送番組の内容が放送の目的・趣旨の類のいずれに該当するを色別、記号等の方法により、個々の放送番組の欄に表示すること。この場合において、一の放送番組の内容が以上2つの種類に該当するときは、それらの種類等について表示すること。
- (注4) 番組番号は、1週間以上放送番組の表紙を取付けないこと。
- (注5) 有料放送を行う特定地上基幹放送局の場合は、有料放送に係る放送番組について、個々の放送番組の欄内に「」の記号等を表示し、番組表の欄を有料放送に係る時間内（）で再掲すること。

(注1) 2週間の放送番組の代表例を記載すること。
(注2) 放送番組の選択のため付される特定の番号がある場合は、番組番号の欄に記載すること。
(注3) 番組数計の欄は、2週間に放送した放送番組の総数を記載すること。
(注4) 有料放送を行う特定地上基幹放送局等の場合は、有料放送に係る放送番組について、個々の放送番組の欄内に「有」の記号等を表示し、番組数計欄内には有料放送に係る期間を()で再掲すること。

(注1) 趣向の放送番組の代表例を記載すること。
(注2) 個々の放送番組の内容が放送の目的別番組のいずれに該当するかを色別、記号別等の方法により、個々の放送番組の欄内に表示すること。この場合において、一の放送番組の内容が以上の番組に該当するときは、そ

(注1) 通則的放送時間の算定は、アの1又は2の放送番組表に基づいて算定したものを定める。

(注2) 補欠放送であつて、視聴者の注意の主要な又は特種広告の放送の機会に伴つてもその以外のものを放送を行う場合は、当該放送に該当する放送番組表の事項をそれぞれ該当する欄に1(特)と二(再)とする。

(注3) 有線放送を行う等放送と基幹放送局等の場合は、有線放送に係る放送時刻及び比率をそれぞれ該当する欄に1(有)と二(再)とする。

(注4) 放送の目的が視聴者の「そのもの」とは、通信放送番組の視聴費負担、教育番組、健康番組及び娯楽番組以外の放送番組をいひ、通信放送番組とそれ以外のものとに区分する。

ウ ロールパン番組						
(ア) ジュース						
番組名	放送日時	そのうち食料制作番組の時間				
合 計	時間	分	％	時間	分	％
(イ) 天気予報						
番組名	放送日時	そのうち食料制作番組の時間				
合 計	時間	分	％	時間	分	％
(ウ) ジュース及び天気予報以外の番組						
番組名	放送日時	そのうち食料制作番組の時間				
合 計	時間	分	％	時間	分	％

(注) この欄に附した科目に對する金額がないときは、当該科目の記載を省略すること。また、基礎的施設増設及び一般基礎施設を行う実用化試験局の場合は、科目を「研究委託費」、「調査委託費」、「試験、研究費」調査の科目と修正の上記載すること。

(注) 事業収支の欄は、申請者が行う施設事業及び兼辦する事業の収支を総合したものを記載すること。

(注) 備考の欄は、事業収支が明確でない申請における諸情を記載すること。

(注) 有効送附の欄は、有効送附を行う基礎的施設増設に用いる。なお、有効送附の受益に及ばず、有効送附以外の金銭を受益者に負担させる場合は、その金銭に係る収益及び費用について、通常の科目を設けて記載すること。

[illegible]

イ 見様りの模範(臨時目的放逐を専ら行う基幹放逐局及びコミュニティ放逐を行う基幹放逐局の場合を除く。)

(ア) 収益		収 入		支 出	
区 分	1. 通 常 収 入 の 額	2. 特 別 収 入 の 額	3. 通 常 支 出 の 額	4. 特 別 支 出 の 額	5. 年 間 差 入 の 額
(記載料)			千円	千円	千円
放送料					
Aタイム 30分					
15分					
Bタイム 30分					
15分					
Aスポット					

（注1） アの費の10の千の収益の科目ごとに、第1年目、第2年目、第3年目、第4年目及び第5年目の別に記載すること。ただし、売上高のその他及び営業外収益の科目については適宜の横式により記載すること。

（注2） 有料放送を行う基幹放送局の場合は、契約者数及び有料放送料について、適宜の横式により第1年目、第2年目、第3年目、第4年目及び第5年目の別に記載すること。

(注3) 受保護者対策中避難送を行う基幹放送局の場合は、適宜の様式により記載すること。

科 目	金 额	备 注

	イ	
(注1)	(ア)の注に準じて記載すること。	
(注2)	右料放流を行う基幹放流網の場合は、各科目ごとに右料放流に係る金額	

(16) 別紙(18)は、次の様式により記載すること。

フリガナ 氏名又は名称	住 所	1年間の利 用見込金額	1年間平均の利用度		備 考
			回 数	時 間	

(注1) 他人の利用に供するものについて記載すること。

(注2) 利用見込者は、都道府県別に記載すること。

(注3) 住所の欄は、都道府県市区町村を記載すること。この場合において、法人にあつては、本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。

(17) 別紙(19)は、次の事項について記載すること。

(ア) 事業遂行の概要(事業計画の実施状況(臨時かつ特別の事業計画に基づくものを除く。)、事業の進捗状況(事業計画の実施状況と関係なく、事業遂行の進捗状況を含む。))

における試験、研究又は調査の方法及び結果の概要を、放送を行う実用化試験局の場合は免許の期間中における実用化試験の方法及び結果の概要を併せ

(イ) 別に定める1週間の放送の実施状況

(ウ) 放送番組に関する重要事項(放送番組について基幹放送普及計画(昭和55年

（注）政省令（省令第600号）第2又は放送法関係審査基準別紙1の規定に適合していることの証明その他の参考事項を記載すること。）

イ 資産、負債及び収支の実績(協会及び学園の基幹放送局の場合を除く。)(当該申請の提出前、提出中及び提出後において、当該申請に係る協会の収入、支出、資産、負債及び収支の実績)

(18) 別紙の記載内容の一部について記載を省略する場合は、当該省略部分に「何故

24 23の例は、次によること。

(イ) 申請に係る基幹放送局が他の基幹放送局の放送番組を同時に申請して放送するものにあつては、当該他の基幹放送局から当該申請に係る基幹放送局までの放送番

服の中継の方法を記載すること。ただし、受領障害対策中継放送を行う基幹放送局の場合にあつては、当該他の基幹放送局とする。

(2) 申請に係る基幹放送局が超短波音声多重放送、超短波文字多重放送又は超短波データ多重放送を行う基幹放送局の場合は、実用を予定している無線設備に係る超短波放送を行う基幹放送事業者を記載すること。ただし、超短波放送を行う基幹放

(2) 当該基幹放送局の送信設備が施行規則第11条の2第3号又は第4号の規定により周

設測定装置の備付けを要しないものであるときは、使用局設数の測定を受けることになっている無線局の名称及び識別符号又は相手方の無線局が別に備え付けた周波数測定装置の設置場所を記載すること。

(4) 有料放送を行う基幹放送局の場合は、1日の放送時間のうち有料放送(有料放送に関する告知放送を含む。)を行うことを予定している時間数(曜日等により異なると

(5) コミュニティ放送を行う基幹放送局の場合は、コミュニティ放送の実施予定地域

(申請者が地域住民の需要にこたえ供給を奨励しようとする地域をいう。)を次のように記載すること。

(記載例) ミネソタ州の東部予官地域(注)内の一市

(6) 他の無線局の免許人等との間で異状その他の妨害を防止するために必要な措置に関する契約を締結しているときは、その契約の内容を記載すること。第15条第2

項の規定により記載を省略する場合には、その旨及びその契約の内容が同一である無線局の免許の番号を記載すること。

(7) 基幹放送に準じて基幹放送以外の無線通信の送信をする無線局に於ては、基幹放送以外の無線通信の送信をすることが適正かつ確実に基幹放送をすることに支障を及ぼすおそれがないものとして施行規則第6条の4の2で定める基準に合致する

(ix) 22の欄の事項について、23の貴の右欄の法により別紙の提出を省略する場合は、

「事業計画等の類は、何基特設送局に同じ」、「事業計画等の類は、別紙(7)に記載のとおり、別紙(1)～(6)、(8)～(10)、(12)～(14)については何基特設送局に同じ」のよう記載すること。

(9) その他参考となる事項がある場合は、その事項を記載すること。

(1) 都道府県一市区町村コードの欄は、放送区域(下記は26の㉔)ア(イ)の周波数によるものとする。)が一の都、道、府又は県の管轄区域の全部に及び場合は都、道、府又は県を記す。二の都、道、府又は県の管轄区域の一部に及び場合は、その

町又は村を単位に、都道府県コードを記載すること。この場合において、申請に係る基幹放送局の空中線電力が300ワット未満(ただし、標準テレビジョン放送等のう

りデジタル放送に関する送信の標準方式第二章に規定するデジタル放送(以下「地上デジタルテレビジョン放送」という。)を行う基幹放送局の場合は10ワット未満、

[illegible]

項目

無線局の設置	
1 免許の番号	
2 申請(届出)の区分	☐ 新規 ☐ 変更 ☐ 再免許
3 無線局の機能コード	
4 用途、業務用途又は変更を必要とする用途	
5 法人名称等の住所	☐ 法人 ☐ 個人 ☐ 個人 住所表示(〒)住所(〒)市(市)区(区)町(町)丁目(丁目)番(番)号(号)
6 所 属	所属番号()
7 氏名又は名称及び代表者氏名	氏名
8 希望する運用の時間	
9 2 次周波数の予定範囲	☐ 無線局 ☐ 無線局及び周波数の利用 ☐ 無線局及び周波数の利用()
10 運用開始の予定時刻	☐ 毎時 ☐ 毎時 ☐ 毎時 ☐ 毎時
11 無線局の目的コード	☐ 無線局 ☐ 無線局及び周波数の利用
12 運用事項コード	
13 運用の相手	
14 識別符号	
15 電波の方式並びに希望する周波数の範囲及び出力(電波)	

欄 記 (日本電波利用法第47条第2項)

項目(無線局に限定。)

16 無線局の区分	
17 無線局の機能コード	
18 用途、業務用途又は変更を必要とする用途	
19 法人名称等の住所	
20 所 属	
21 氏名又は名称及び代表者氏名	
22 希望する運用の時間	
23 2 次周波数の予定範囲	
24 運用開始の予定時刻	
25 無線局の目的コード	
26 運用事項コード	
27 運用の相手	
28 識別符号	
29 電波の方式並びに希望する周波数の範囲及び出力(電波)	

欄 記 (日本電波利用法第47条第2項)

項目

30 無線局の区分	
31 無線局の機能コード	
32 用途、業務用途又は変更を必要とする用途	
33 法人名称等の住所	
34 所 属	
35 氏名又は名称及び代表者氏名	
36 希望する運用の時間	
37 2 次周波数の予定範囲	
38 運用開始の予定時刻	
39 無線局の目的コード	
40 運用事項コード	
41 運用の相手	
42 識別符号	
43 電波の方式並びに希望する周波数の範囲及び出力(電波)	

欄 記 (日本電波利用法第47条第2項)

項目

44 無線局の区分	
45 無線局の機能コード	
46 用途、業務用途又は変更を必要とする用途	
47 法人名称等の住所	
48 所 属	
49 氏名又は名称及び代表者氏名	
50 希望する運用の時間	
51 2 次周波数の予定範囲	
52 運用開始の予定時刻	
53 無線局の目的コード	
54 運用事項コード	
55 運用の相手	
56 識別符号	
57 電波の方式並びに希望する周波数の範囲及び出力(電波)	

欄 記 (日本電波利用法第47条第2項)

臣又は總合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

実効二年後）「福島県沖地震」及び「福島沖地震発生状況調査」(以下この調査において「福島県沖地震」と略す)等により、(一)大震災及び(二)大震災以後の津波の無被害地域を定める(第4条)。「大震災」(第2条第1項)は総合通商局長がこの形式にわたるものとして認めたものである、それによることである。

宇野重吉氏が行う実効期間であつて、宇野氏に關するものについては、本條のとおりとする。この場合において、本條中「(大震災)とあるのは」「(大震災に關する実効期間)と」、「(宇野)とあるのは」「(大震災以外の宇野氏に關する実効期間)と」と読み替へる。

アヤマチ島であつて、(大震災に關するもの)については、本條のとおりとする。この場合において、本條中「(大震災)とあるのは」「(大震災に關するアヤマチ島)と」と読み替へる。

17 職務内容の区分		職務の主要職務	経費の支掌職務	経費の支掌職務	人工費支掌の名称
17-1 経費の支掌職務	経費の支掌職務				
	経費の支掌職務				
	経費の支掌職務				
	経費の支掌職務				
	経費の支掌職務				
17-2 人工費の支掌職務	人工費の支掌職務				
	人工費の支掌職務				
	人工費の支掌職務				
	人工費の支掌職務				
	人工費の支掌職務				

注：17-1 経費の支掌職務、17-2 人工費の支掌職務は、17-1 経費の支掌職務、17-2 人工費の支掌職務の区分に属する職務は、17-1 経費の支掌職務、17-2 人工費の支掌職務の区分に属する職務と見做す。

別表第二号の二第1 基幹放送局（衛星基幹放送局及び衛星基幹放送試験局を除く。以下この別表において同じ。）の工事設計書の様式（第4条、第12条関係）（総務大臣がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができ

工事設計書

1	無線局の区別		
2	番号	局	（局名）
		局用設備の番号	
3	送信の方式コード		
4	無線可能な電波の形式及び周波数の範囲		
	定数出力(W)		
	低下させる方式コード		
	送信機の出力(W)		
	周波数コード		
	製造番号		
	型式又は名称		
5	適合番号		
	適合番号の無線設備の番号		
	製造番号		
6	製造時期		
	製造時期(年)		
7	設置場所番号		

別表第二号の二第1 基幹放送局（衛星基幹放送局及び衛星基幹放送試験局を除く。以下この別表において同じ。）の工事設計書の様式（第4条、第12条関係）（総務大臣がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができ

2項目

1	無線局の区別		
2	番号	局	（局名）
		局用設備の番号	
3	送信の方式コード		
4	無線可能な電波の形式及び周波数の範囲		
	定数出力(W)		
	低下させる方式コード		
	送信機の出力(W)		
	周波数コード		
	製造番号		
	型式又は名称		
5	適合番号		
	適合番号の無線設備の番号		
	製造番号		
6	製造時期		
	製造時期(年)		
7	設置場所番号		

2項目

1	無線局の区別		
2	番号	局	（局名）
		局用設備の番号	
3	送信の方式コード		
4	無線可能な電波の形式及び周波数の範囲		
	定数出力(W)		
	低下させる方式コード		
	送信機の出力(W)		
	周波数コード		
	製造番号		
	型式又は名称		
5	適合番号		
	適合番号の無線設備の番号		
	製造番号		
6	製造時期		
	製造時期(年)		
7	設置場所番号		

102

122

- [illegible]

[illegible]

務大臣又は総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

宇宙無縁通信を行う実験試験局であつて、宇宙物体に開設するものについては、本様式のとおりとする。この場合において、本様式中「人工衛星局」とあるのは「人工衛星に開設する実験試験局」と、「宇宙局」とあるのは「人工衛星以外の宇宙物体に開設する実験試験局」と読み替へる。

アマチュア局であつて、人工衛星に開設するものについては、本様式のとおりとする。この場合において、本様式中「人工衛星局」とあるのは、「人工衛星に開設するアマチュア局」と読み替へる。

1	事業計画書	
4	輸送区間の区別	
2	輸送の区別	番号 下線記号の番号 凡用記号の番号
3	送付番号——又は送付の方式——	
4	送付の数量	
5	輸送可能荷重の形式又は荷重の単位	
6	送付の重量	
7	送付可能な長さ	
8	送付後の送付日時	
9	送付可能な長さ	
10	送付の長さ	
11	送付の長さ又は全通距離	
12	輸送可能の重量又は長さ	
13	輸送可能の重量 (kg/m ² 、kg)	
14	輸送可能の重量 (kg/m ² 、kg)	
15	輸送可能の重量 (kg/m ² 、kg)	
16	輸送可能の重量 (kg/m ² 、kg)	
17	輸送可能の重量 (kg/m ² 、kg)	
18	輸送可能の重量 (kg/m ² 、kg)	
19	輸送可能の重量 (kg/m ² 、kg)	
20	輸送可能の重量 (kg/m ² 、kg)	
21	輸送可能の重量 (kg/m ² 、kg)	
22	輸送可能の重量 (kg/m ² 、kg)	
23	輸送可能の重量 (kg/m ² 、kg)	
24	輸送可能の重量 (kg/m ² 、kg)	
25	輸送可能の重量 (kg/m ² 、kg)	
26	輸送可能の重量 (kg/m ² 、kg)	
27	輸送可能の重量 (kg/m ² 、kg)	
28	輸送可能の重量 (kg/m ² 、kg)	
29	輸送可能の重量 (kg/m ² 、kg)	
30	輸送可能の重量 (kg/m ² 、kg)	
31	輸送可能の重量 (kg/m ² 、kg)	
32	輸送可能の重量 (kg/m ² 、kg)	
33	輸送可能の重量 (kg/m ² 、kg)	
34	輸送可能の重量 (kg/m ² 、kg)	
35	輸送可能の重量 (kg/m ² 、kg)	
36	輸送可能の重量 (kg/m ² 、kg)	
37	輸送可能の重量 (kg/m ² 、kg)	
38	輸送可能の重量 (kg/m ² 、kg)	
39	輸送可能の重量 (kg/m ² 、kg)	
40	輸送可能の重量 (kg/m ² 、kg)	
41	輸送可能の重量 (kg/m ² 、kg)	
42	輸送可能の重量 (kg/m ² 、kg)	
43	輸送可能の重量 (kg/m ² 、kg)	
44	輸送可能の重量 (kg/m ² 、kg)	
45	輸送可能の重量 (kg/m ² 、kg)	
46	輸送可能の重量 (kg/m ² 、kg)	
47	輸送可能の重量 (kg/m ² 、kg)	
48	輸送可能の重量 (kg/m ² 、kg)	
49	輸送可能の重量 (kg/m ² 、kg)	
50	輸送可能の重量 (kg/m ² 、kg)	
51	輸送可能の重量 (kg/m ² 、kg)	
52	輸送可能の重量 (kg/m ² 、kg)	
53	輸送可能の重量 (kg/m ² 、kg)	
54	輸送可能の重量 (kg/m ² 、kg)	
55	輸送可能の重量 (kg/m ² 、kg)	
56	輸送可能の重量 (kg/m ² 、kg)	
57	輸送可能の重量 (kg/m ² 、kg)	
58	輸送可能の重量 (kg/m ² 、kg)	
59	輸送可能の重量 (kg/m ² 、kg)	
60	輸送可能の重量 (kg/m ² 、kg)	
61	輸送可能の重量 (kg/m ² 、kg)	
62	輸送可能の重量 (kg/m ² 、kg)	
63	輸送可能の重量 (kg/m ² 、kg)	
64	輸送可能の重量 (kg/m ² 、kg)	
65	輸送可能の重量 (kg/m ² 、kg)	
66	輸送可能の重量 (kg/m ² 、kg)	
67	輸送可能の重量 (kg/m ² 、kg)	
68	輸送可能の重量 (kg/m ² 、kg)	
69	輸送可能の重量 (kg/m ² 、kg)	
70	輸送可能の重量 (kg/m ² 、kg)	
71	輸送可能の重量 (kg/m ² 、kg)	
72	輸送可能の重量 (kg/m ² 、kg)	
73	輸送可能の重量 (kg/m ² 、kg)	
74	輸送可能の重量 (kg/m ² 、kg)	
75	輸送可能の重量 (kg/m ² 、kg)	
76	輸送可能の重量 (kg/m ² 、kg)	
77	輸送可能の重量 (kg/m ² 、kg)	
78	輸送可能の重量 (kg/m ² 、kg)	
79	輸送可能の重量 (kg/m ² 、kg)	
80	輸送可能の重量 (kg/m ² 、kg)	
81	輸送可能の重量 (kg/m ² 、kg)	
82	輸送可能の重量 (kg/m ² 、kg)	
83	輸送可能の重量 (kg/m ² 、kg)	
84	輸送可能の重量 (kg/m ² 、kg)	
85	輸送可能の重量 (kg/m ² 、kg)	
86	輸送可能の重量 (kg/m ² 、kg)	
87	輸送可能の重量 (kg/m ² 、kg)	
88	輸送可能の重量 (kg/m ² 、kg)	
89	輸送可能の重量 (kg/m ² 、kg)	
90	輸送可能の重量 (kg/m ² 、kg)	
91	輸送可能の重量 (kg/m ² 、kg)	
92	輸送可能の重量 (kg/m ² 、kg)	
93	輸送可能の重量 (kg/m ² 、kg)	
94	輸送可能の重量 (kg/m ² 、kg)	
95	輸送可能の重量 (kg/m ² 、kg)	
96	輸送可能の重量 (kg/m ² 、kg)	
97	輸送可能の重量 (kg/m ² 、kg)	
98	輸送可能の重量 (kg/m ² 、kg)	
99	輸送可能の重量 (kg/m ² 、kg)	
100	輸送可能の重量 (kg/m ² 、kg)	

[illegible][illegible][illegible]

様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

冠 冠 (日本産業規格A列4番)

冠 冠 (日本産業規格A列4番)

型 号 (日本産鋼規格A列4番)

（日本産業規格A列4番）

い、また、前述関係コードを記載した場合は、前述関係及び相互に対する記載は不要
ない。

(2) 申請者が内閣である場合は、右項については、国庫及び府県における関係者を
記載すること。

(3) 法人又は団体の場合は、その番号又は名称並びに代表者の氏名及び氏名を記載
すること。ただし、申請者が国の機関、地方公共団体、国庫による事業に設立され
た法人又は団体の設置として物の取引がある一時的なもの又は他の場合は、代
表者の氏名を記載しない。

(4) 内閣による多額の借入れ、申請者に関する重要事項を記載するほか、これに基
いて当該債権人に課する必要事項を条下に記載すること。この場合には、借
入金を返済すること、ただし、借入金総額の半額が通知されている場合は、借入金
半を記載することとし、残額の半分は不要。

(5) 法人番号の欄は、法人又は団体の場合に限り、行政手続における特定の個人を識
別するための番号と同一形式で示される識別番号及びこれを決定する法人番号を記載す
ること。ただし、法人番号が不明の場合は記載を要しない。

3. 附則第12条 前記によること。

(1) この欄は、本報告書提出に際して職務の権限を記載し、職務の権限に基づいて行
うべき事務を行う場合は、職務上の権限とその範囲を併せて記載すること。この場
合において、業務内容について、職域別の職務行使に及ぶ業務内容の範囲によ
る区分材料とする。

(2) この欄は、労働契約の締結を受けた期間の有効期限を示すこと。

(3) この欄は、労働契約を受け年月日を「昭和 11.11」のように記載し、併せて予
備的労働契約の番号を記載すること。

(4) この欄は、「労働契約の締結に際して受けた労働条件の概要を記載すること。

(5) この欄は、希望する延長期間及び延長する理由を記載すること。

4. 申請に関する他の必要な事項(他の事項を添付する場合)

申請者は、住所及び氏名を記載し、併せて関する関係部分等を記入し、当該関係部分を情
報に提供すること、この場合においては、前掲は、関係書類を本人持参の場合のみは省略可
なりで提供することを確認する場合は、関係部分から取り除くとする。

5. 申請書の添付は、日本国籍保持者以外の人により、該申請に支障を及ぼすことができない
場合は、その申請に添付する旨を記載し、この申請に及ぼす影響の程度に留意して記載
すること。

別表第三号の二 工事落成、設置場所変更又は変更工事完了に係る届出書の様式（第13条第2項及び第25条第5項関係）（総務大臣又は総合通

係局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによる事ができる。

別表第三号の六 包括免許（施行規則第15条の2第2項第2号に掲げる無線局に係るものに限る。以下この別表において同じ。）に係る特定無線局の開設又は変更届出書の様式（第24条の2第2項関係）（総合通信局長がこの様式に代わる

ものとして認めた場合は、それによることができる。）

別表第三号の六（包括免許（施行規則第15条の2第2項第2号に掲げる無線局に係るものに限る。以下この項において同じ。）に係る特定無線局の開設又は変更届出書の様式（第24条の2第2項関係）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

包摂免許に係る特定無線局の開設又は変更届出書 年 月 日

(何)総合通信局長 殿(第1)

□電波法第27条の4第1項前段の規定により、包摂免許に係る特定無線局を開設したもので、下記のとおり届け出ます。

□電波法第27条の4第3項後段の規定により、包摂免許に係る特定無線局に係る事項を変更したもので、下記のとおり届け出ます。

[illegible]

3 届出の内容に関する連絡先	
所属、氏名	フリガナ
電話番号	
電子メールアドレス	

[illegible]

別表第三号の七 登録局の開設又は変更届出書の様式（第25条の23第3項関係）（総合通信局）

長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

別表第三号の七 登録局の開設又は変更届出書の様式（第25条の23第3項関係）（総合通信局）

長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

別表第三号の七 登録局の開設又は変更届出書の様式（第25条の23第3項関係）（総合通信局）

長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

別表第三号の七 登録局の開設又は変更届出書の様式（第25条の23第3項関係）（総合通信局）

長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

別表第三号の七 登録局の開設又は変更届出書の様式（第25条の23第3項関係）（総合通信局）

長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

別表第三号の七 登録局の開設又は変更届出書の様式（第25条の23第3項関係）（総合通信局）

長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

別表第三号の七 登録局の開設又は変更届出書の様式（第25条の23第3項関係）（総合通信局）

長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

注1 沖縄県の区域においては、沖縄総合通信事務所とする。

- [illegible]

別表第六号の二 基幹放送局及びアマチュア局以外の無線局に交付する免許状の様式（第21条第1項関係）

別表第六号の二 基幹放送局及びアマチュア局以外の無線局に交付する免許状の様式（第21条第1項関係）

無線局免許状	
無線局の氏名又は名称	
無線局の住所	
無線局の種類	免許の番号
免許の年月日	免許の有効期間
無線局の目的	運用免許時間
通信事項	
通信の相手方	
移動範囲	
無線設備の設置場所又は移動範囲	
電波の形式、周波数及び空中線電力	
備考	
注：別表に別段の定めがある場合を除くほか、この無線局の無線設備を使用し、特定の相手方に対して行われる無線通信を受信してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを盗用してはならない。	
年 月 日	
（印）総務大臣（注） 印	

注：（日本電業規格A列5番）
（注） 運用無線局は、その無線設備（無線機）が、特定の相手方に対して行われる無線通信を受信してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを盗用してはならない。
2. 無線局の目的の欄については、主たる目的及び従たる目的を有する無線局については、「主たる目的」の欄に記述する。
3. 運用無線局に從事する無線局の種類及び無線設備の運用に必要となる事項を記載する。
4. 無線局の目的の欄については、主たる目的及び従たる目的を有する無線局については、「主たる目的」の欄に記述する。
5. 運用無線局に從事する無線局の種類及び無線設備の運用に必要となる事項を記載する。

別表第六号の三 アマチュア局に交付する免許状の様式（第21条第1項関係）

別表第六号の三 アマチュア局に交付する免許状の様式（第21条第1項関係）

アマチュア局免許状	
無線局の氏名又は名称	
無線局の住所	
無線局の種類	免許の番号
免許の年月日	免許の有効期間
無線局の目的	運用免許時間
通信事項	通信の相手方
移動範囲	
無線設備の設置場所又は移動範囲	
電波の形式、周波数及び空中線電力	
備考	
注：別表に別段の定めがある場合を除くほか、この無線局の無線設備を使用し、特定の相手方に対して行われる無線通信を受信してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを盗用してはならない。	
年 月 日	
（印）総務大臣（注） 印	

注：（日本電業規格A列5番）

注： 沖縄県の区域においては、沖縄総合通信事務所長とする。
第21条 人工衛星等のアマチュア局及び法第5条第1項各号に掲げる者が開設するアマチュア局
別表第六号の二の様式を用いるものとし、法第5条第1項各号に掲げる者が開設するアマチュア局については、全ての事項を英語で併記する。

別表第六号の四 包括免許に交付する免許状の様式（第21条の2関係）

別表第六号の四 包括免許に交付する免許状の様式（第21条の2関係）

包括免許状	
包括免許人の氏名又は名称	
包括免許人の住所	
包括免許の種類	包括免許の番号
包括免許の目的	包括免許の有効期間
包括免許の年月日	包括免許の有効期間
包括免許の種類	包括免許の相手方
包括免許の相手方	
電波の形式、周波数及び空中線電力	
備考	
注：別表に別段の定めがある場合を除くほか、この無線局の無線設備を使用し、特定の相手方に対して行われる無線通信を受信してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを盗用してはならない。	
年 月 日	
（印）総務大臣（注） 印	

注：（日本電業規格A列5番）
（注） 沖縄県の区域においては、沖縄総合通信事務所長とする。
2. 無線局の目的の欄については、主たる目的及び従たる目的を有する無線局については、「主たる目的」の欄に記述する。
3. 運用無線局に從事する無線局の種類及び無線設備の運用に必要となる事項を記載する。

別表第六号の七 登録局の登録状の訂正申請書の様式（第25条の2第2項関係）（総合通信局

注 沖縄県の区域においては、沖縄総合通信事務所長とする。

長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

[illegible]

ものとして認めた場合は、それによることができる。）

申請者(325)			
姓 名	郵便番号-市町村庁コード	〒	
氏名又は名称及び代表者名	〒	〒	
法人番号			
1. 西交付に関する事項(326) ① 無償貸付(保証金)の提供 ② 無償貸付 ③ 無償の貸付、包括免許の貸付又は登録の番号 ④ 西交付を受ける理由			
2. 申請の目的(327) 申請先 申請、請求 〒			
電話番号			

区別	区別する欄	備考
1. 免許の再交付の再交付の 場合	1. 区別①②③	① 特定重要事項の再交付の再交付の場合は、区別の再交付の 欄を記載することとし、区別の 実施は行いません。また、区別の 区別は行いません。
2. 登録の再交付の再交付の 場合	1. 区別①②③④	

(1) 住所が日本国内にあり、204条及び204条の2に規定する住所要件(1)の場合、
法人の代表者(取締役)が以下の事項について「株式会社代表取締役」という場合、
代表者及び住所の所在地が法人の住所の組合は、本項又は住所の管轄の所在地を
記載することとした。ただし、住所と代表取締役が同一の場合、住所の欄には、
住所をしない。また、住所と代表取締役を記載した場合は、住所及び代表取締役の
記載は不要となる。

(2) 住所が日本国外である場合は、住所については、国名及び都道府県における居住
地を記載することとした。

(3) 法人は住所の組合、その所在地を本項並びに代表者の住所及び居住地を記載す
ることとした。ただし、住所が不明の場合、地方公共団体、法律により成立した
法人又は特定の物品として年報の作成を行うことによって法人の住所又は代表
者の住所を自ら記載することとした。

(4) 住所が不明な場合、住所を記載する必要がある場合は、次に掲げる事項を記載する
こととした。ただし、住所が不明な場合、住所を記載することとした。この場合
には、住所を記載することとした。また、住所を記載する場合は、住所を記載する
こととした。また、住所を記載することとした。また、住所を記載することとした。

[illegible]

がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

[illegible]

の様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

別表第七号の二 特定無職者の届出届書の様式(第24条の4第2項第①) (総合通信局長がこの欄に記入するものとして認めた場合は、それによることができる。)

特定無職届出届書

年 月 日

(印)総合通信局長 殿(印)

電通法第24条の4第2項の規定により、包括的に届出る特定無職届の全て又は一部を届出しますので、下記のとおり届けます。

記

1 届出者(印)

姓 名	届出者統一社会信用代码 ()
氏名又は名称及び代表者氏名	フリガナ
法人番号	

2 特定無職届の届出に係る事項(印)

① 包括届の番号	
② 届出の番号	
③ 届出した年月日	
④ 無職届書の記載内容	
⑤ 届出届に記載する全ての無職届の届出を廃止したと見なし、その旨	

3 届出の内容に係る事項

所属、氏名	フリガナ
電話番号	
電子メールアドレス	

(注) 所属先の区域においては、所属先(総合事務所)とする。

2 上の欄は、次に示すこと。

(1) 住所の欄は、日本産業規格JIS 3004及びJIS3005に規定する郵便番号コード及び住所付コード(以下この項において「郵便番号コード」という。)、所属番号並びに住所(届出者が法人又は団体の場合は、代表又はたる事務所の所在地)を記載すること。ただし、郵便番号コードが不明の場合は、コードの欄への記載を要しない。

(2) 届出者が外国人である場合は、住所については、国名及び日本における居住地を記載すること。

(3) 法人又は団体の場合は、その番号又は番号並びに代表者の氏名及び氏名を記載すること。ただし、届出者の住所の記載、代表者の住所、届出により届出に係る法人又は団体の事業により業務の遂行を行うをもって設立された法人の場合は、代表者の氏名を記載を要しない。

(4) 代表者による届出の場合は、届出者に係る必要事項を記載するほか、これに準じて当該代表者に関する必要事項を併せて記載すること。この場合においては、届出者を記載すること。ただし、包括届の届出の番号が記載されている場合は、所属番号を記載することとし、業種別の届出は要しない。

(5) 法人番号の欄は、法人又は団体の場合に限り、行政手帳に於ける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項に規定する法人番号を記載すること。ただし、法人番号が不明の場合は記載を要しない。

3 上の欄は、次に示すこと。

(1) ①の欄は、包括届に係る特定無職届の包括届の番号を記載すること。

(2) ②の欄は、届出届に係る特定無職届の届出番号又は届出に係る無職届の番号に限り、特定無職届の番号を記載すること。

(3) ③の欄は、届出届に係る特定無職届を廃止した年月日を記載すること。

(4) ④の欄は、届出届に係る特定無職届の届出番号及び無職届の届出番号を記載すること。

(5) ⑤の欄は、包括届に係る全ての特定無職届を廃止したときは、その旨を記載すること。

4 届出書の届出は、日本産業規格JISと、該当欄に空欄を記載することができない場合は、その欄に空欄に記載する旨を記載し、この届出に於ける無職の届出に適合を記載すること。

別表第七号の三 登録局の廃止届出書の様式(第25条の2第2項関係)(総合通信局長がこの

様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。)

別表第七号の三 登録局の廃止届出書の様式(第25条の2第2項関係) (総合通信局長がこの欄に記入するものとして認めた場合は、それによることができる。)

登録局廃止届出書

年 月 日

(印)総合通信局長 殿(印)

電通法第25条の2第2項の規定により、登録局を廃止しますので、下記のとおり届けます。

記

1 届出者(印)

姓 名	届出者統一社会信用代码 ()
氏名又は名称及び代表者氏名	フリガナ
法人番号	

2 登録局の廃止に係る事項(印)

① 届出の番号	
② 届出の番号	
③ 無職届書の届出番号	
④ 届出届に記載する全ての登録局を廃止したと見なし、その旨	

3 届出の内容に係る事項

所属、氏名	フリガナ
電話番号	
電子メールアドレス	

(注) 所属先の区域においては、所属先(総合事務所)とする。

2 上の欄は、次に示すこと。

(1) 住所の欄は、日本産業規格JIS 3004及びJIS3005に規定する郵便番号コード及び住所付コード(以下この項において「郵便番号コード」という。)、所属番号並びに住所(届出者が法人又は団体の場合は、代表又はたる事務所の所在地)を記載すること。ただし、郵便番号コードが不明の場合は、コードの欄への記載

この様式に代わるものとして認めた場合は、それ
によることができる。）

[illegible][illegible]

[illegible]

別表第八号の四 無線設備等保守規程の変更認定
申請書及び変更届出書の様式(第25条の27第
2項及び第25条の28第2項関係)(総務大臣

[illegible]

式（第25条の29関係）
別表第八号の五 無線設備等保守規程認定書の様

臣がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

臣がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

別表第九号 高周波利用設備の許可申請書の様式
(第26条第2項関係)(総合通信局長がこの様式)

式に代わるものとして認めた場合は、それによることが出来る。）

別添第五号「高専教育施設等の許可申請書の様式(第28条第4項関係)」(認可申請委員がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができます。)

高専教育施設等の許可申請書	
年 月 日	
1) (認可申請委員 欄) (注1)	申請者 (注2) 住所 (法人又は団体にあつては代表者となる事業所の所在地)
2) 代表者	
3) (注1)を指し示した1)の中で、電着法第100条の規定により当該の業務を営んで申請する者。	
所 属	(日本国産院校100条指)

注1 申請者の記載においては、申請認可申請委員とします。

2 記載は、表によること。

(1) 法人又は団体の場合は、その代表者又は代表部に代表者の候補者及び既述を記載すること。ただし、申請者の住所の記載、代表者の住所、当該法人の代表者となつた法人又は団体の代表者となつた法人の住所及び代表者の候補者となつた法人の住所をすべて記載するものとする。

(2) 代表者による申請の場合は、申請者に該当する必要事項を記載するほか、これに基づき当該代表者に該当する必要事項を記載することとし、当該代表者の住所の候補者及び代表候補者を記載することとしこの欄には申請者の住所に記載しないこと。

3 電着法第100条の指、第100条の指、第100条の指、第100条の指、第100条の指、工業部知照第100条又は第100条の指を記載すること。

4 許可状の添付に際し事業計画を添付するものとし、申請者の住所の候補者、住所及び氏名を記載し、住所に要する事業部手続を付した住所の指を申請書に添付すること。この場合において、当該住所の候補者を記入し得るものとする。

年 月 日

注1 油蔵地の区域については、油蔵地会通設事務所画定とする。

高周波利用設備 (装置分)	申請書 提出書 (注2)	(注1)の添付書類	※整理番号	
------------------	--------------------	-----------	-------	--

[illegible]

$0.25 \leq \lambda \leq 0.9$

- 8 (14)の場合、本人(13)及びその親縁関係者以外の当事者について、裁判官は第10条第1項において定められた事項を調査し、第9条第1項第2号に規定する条件に合致しているか否かを判断すること。
- 9 (2)の場合、第10条第1項第2号第3項において定められる場合を除く(3)の規定により、裁判官の調査対象となる場合についてはその場合、及びその他の条件を考慮して判断すること。
- 10 (4)の場合、申請者が本人又は親縁関係者とし、その名称を提出し、マシナリを提出すること。
- 11 (4)の場合、申請者が本人又は親縁関係の場合には、本人又は主たる親縁者の住所を記載すること。
- 12 (4)の場合、「関係者(本人○□○□○□)内」のようにより記載すること。
- 13 (4)の場合、裁判官の申請又は親縁関係の申請に限り、許可制の裁量事項により記載すること。
- 14 受審者の住所は提出は必須である。氏名又は住所が空白でない変更があった場合は、その変更後の住所を記載すること。変更後の住所を記載すること(1)(14)から(2)で規定された場合は、14(4)の場合に適用される。
- 15 当該事項を記載することがない場合は、その事項に下線を引いて記載する旨を記載し、その下に「記載事項を記載しない」と記載すること。
- 16 当該事項を記載することがない場合は、その事項に下線を引いて記載する旨を記載し、その下に「記載事項を記載しない」と記載すること。

別表第十号 高周波利用設備許可状の様式（第2条第1項関係）

別表第十号 本國被利用持續教育修了の様式(第27条第1項関係)

高専連携教育活動計画表			
部 門 の 名 称	部 門 の 所 属 部 門		
設置者の氏名 に び 姓 名	設置者の職名		
設置者の住所			
設置の目的			
設 置 場 所			
種別			
高専設置 所長が承認す る部課	区別		
備 考			
年 月 日			

短 辺 (日本産業規格A列4番)
注: 油桶蓋の区域においては、油桶組合規格を適用とする。

別表第十一号 外国の無線局等の運用許可申請書の様式（第30条の2第4項関係）（総合通信局）

長がこの様式に代わるものとして認めた場合はそれによることができる。）

別表第十一号 外国の無線局等の運用許可申請書の様式(第20条の2第4項関係)(総合通信
局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。)
外国の無線局等の運用許可申請書

(和)総合通信局員 殿(注1)

1 申請者 (32)	
住 所	郵便府県一市町村コード () 〒 ()
氏名又は名称及び代 表者氏名	フリガナ
法人番号	

2	当該技術に係る特定無権利と当該の無権利を照らしてその範囲の無権利等に関する事項
①	知財庁の番号
②	法第百二条の六第一項各号に掲げる無権利の例
③	被侵害の無権利
④	電波の型式並びに必要とする周波数の範囲及び空中伝搬能力
⑤	当該無権利の無権利設置が法律第三十一条に定める技術基準に相当するものとして総務大臣が等々に告示する技術基準に適合する事項
⑥	備考

3 申請の内容に関する連絡先	
所属、氏名	アリガナ
電話番号	
電子メールアドレス	

[illegible]

外国人の工業製品の軌道、位置等	
進出の相手方となる工業製品の 使用可能範囲	
工業製品の位置、姿勢等の制御を 目的とする地味品に関する事項	
工業製品の進出の相手方であつて、 他に上開諸事項を関係しない他 種品(工業製品は位置、姿勢等の 制御を目的とするもの以外)に関す る事項	
進出の制御に関する事項	
進出計画	☐ 進出を中止する ☐ 進出計画変更 ☐ 進出計画承認
備考	

- [illegible]

(和)総合保健局長 (注1)類

昭和10年(1935) 大正10年(1925) 大正11年(1926) 大正12年(1927) 大正13年(1928) 大正14年(1929) 大正15年(1930) 大正16年(1931) 大正17年(1932) 大正18年(1933) 大正19年(1934) 昭和10年(1935) 昭和11年(1936) 昭和12年(1937) 昭和13年(1938) 昭和14年(1939) 昭和15年(1940) 昭和16年(1941) 昭和17年(1942) 昭和18年(1943) 昭和19年(1944) 昭和20年(1945) 昭和21年(1946) 昭和22年(1947) 昭和23年(1948) 昭和24年(1949) 昭和25年(1950) 昭和26年(1951) 昭和27年(1952) 昭和28年(1953) 昭和29年(1954) 昭和30年(1955) 昭和31年(1956) 昭和32年(1957) 昭和33年(1958) 昭和34年(1959) 昭和35年(1960) 昭和36年(1961) 昭和37年(1962) 昭和38年(1963) 昭和39年(1964) 昭和40年(1965) 昭和41年(1966) 昭和42年(1967) 昭和43年(1968) 昭和44年(1969) 昭和45年(1970) 昭和46年(1971) 昭和47年(1972) 昭和48年(1973) 昭和49年(1974) 昭和50年(1975) 昭和51年(1976) 昭和52年(1977) 昭和53年(1978) 昭和54年(1979) 昭和55年(1980) 昭和56年(1981) 昭和57年(1982) 昭和58年(1983) 昭和59年(1984) 昭和60年(1985) 昭和61年(1986) 昭和62年(1987) 昭和63年(1988) 昭和64年(1989) 昭和65年(1990) 昭和66年(1991) 昭和67年(1992) 昭和68年(1993) 昭和69年(1994) 昭和70年(1995) 昭和71年(1996) 昭和72年(1997) 昭和73年(1998) 昭和74年(1999) 昭和75年(2000) 昭和76年(2001) 昭和77年(2002) 昭和78年(2003) 昭和79年(2004) 昭和80年(2005) 昭和81年(2006) 昭和82年(2007) 昭和83年(2008) 昭和84年(2009) 昭和85年(2010) 昭和86年(2011) 昭和87年(2012) 昭和88年(2013) 昭和89年(2014) 昭和90年(2015) 昭和91年(2016) 昭和92年(2017) 昭和93年(2018) 昭和94年(2019) 昭和95年(2020) 昭和96年(2021) 昭和97年(2022) 昭和98年(2023) 昭和99年(2024) 昭和100年(2025)

アマチュア無線を はじめたいので 申請します。
 (電波法第96条の規定により、無線局の免許を受けたいので、無線局免許申請書別添4番に
 規定する書類を添えて下記のとおり申請します。)

1. 申請者(印)		氏 名	
姓 名	〒()		
〒()		電話番号(市内・市外別)	
		フリガナ	
2. 委託活動先に委任する労働者名(印)			
委託活動又は委託先に委付する労働者名(印)		□有	□無
3. 委託に関する事項(印)			
① 労働者の数及び性別	□男性 □女性 合計 名		
② 委託する業務の名称等	□有 □無 ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿		
③ 備考			
4. 委託期間の開始と終了の日の指定(印)			
① 委託期間の開始と終了の日の指定	□有 □無 (年・月・日)		
② 委託期間の開始と終了の期間	□有 □無 (年・月・日)		
③ 委託期間の開始と終了の期間	□有 □無 (年・月・日)		
④ 委託期間の開始と終了の期間	□有 □無 (年・月・日)		
⑤ 委託期間の開始と終了の期間	□有 □無 (年・月・日)		
⑥ 委託期間の開始と終了の期間	□有 □無 (年・月・日)		
⑦ 委託期間の開始と終了の期間	□有 □無 (年・月・日)		
⑧ 委託期間の開始と終了の期間	□有 □無 (年・月・日)		
⑨ 委託期間の開始と終了の期間	□有 □無 (年・月・日)		
⑩ 委託期間の開始と終了の期間	□有 □無 (年・月・日)		
⑪ 委託期間の開始と終了の期間	□有 □無 (年・月・日)		
⑫ 委託期間の開始と終了の期間	□有 □無 (年・月・日)		
⑬ 委託期間の開始と終了の期間	□有 □無 (年・月・日)		
⑭ 委託期間の開始と終了の期間	□有 □無 (年・月・日)		
⑮ 委託期間の開始と終了の期間	□有 □無 (年・月・日)		
⑯ 委託期間の開始と終了の期間	□有 □無 (年・月・日)		
⑰ 委託期間の開始と終了の期間	□有 □無 (年・月・日)		
⑱ 委託期間の開始と終了の期間	□有 □無 (年・月・日)		
⑲ 委託期間の開始と終了の期間	□有 □無 (年・月・日)		
⑳ 委託期間の開始と終了の期間	□有 □無 (年・月・日)		
㉑ 委託期間の開始と終了の期間	□有 □無 (年・月・日)		
㉒ 委託期間の開始と終了の期間	□有 □無 (年・月・日)		
㉓ 委託期間の開始と終了の期間	□有 □無 (年・月・日)		
㉔ 委託期間の開始と終了の期間	□有 □無 (年・月・日)		
㉕ 委託期間の開始と終了の期間	□有 □無 (年・月・日)		
㉖ 委託期間の開始と終了の期間	□有 □無 (年・月・日)		
㉗ 委託期間の開始と終了の期間	□有 □無 (年・月・日)		
㉘ 委託期間の開始と終了の期間	□有 □無 (年・月・日)		
㉙ 委託期間の開始と終了の期間	□有 □無 (年・月・日)		
㉚ 委託期間の開始と終了の期間	□有 □無 (年・月・日)		
㉛ 委託期間の開始と終了の期間	□有 □無 (年・月・日)		
㉜ 委託期間の開始と終了の期間	□有 □無 (年・月・日)		
㉝ 委託期間の開始と終了の期間	□有 □無 (年・月・日)		
㉞ 委託期間の開始と終了の期間	□有 □無 (年・月・日)		
㉟ 委託期間の開始と終了の期間	□有 □無 (年・月・日)		
㊱ 委託期間の開始と終了の期間	□有 □無 (年・月・日)		
㊲ 委託期間の開始と終了の期間	□有 □無 (年・月・日)		
㊳ 委託期間の開始と終了の期間	□有 □無 (年・月・日)		
㊴ 委託期間の開始と終了の期間	□有 □無 (年・月・日)		
㊵ 委託期間の開始と終了の期間	□有 □無 (年・月・日)		
㊶ 委託期間の開始と終了の期間	□有 □無 (年・月・日)		
㊷ 委託期間の開始と終了の期間	□有 □無 (年・月・日)		
㊸ 委託期間の開始と終了の期間	□有 □無 (年・月・日)		
㊹ 委託期間の開始と終了の期間	□有 □無 (年・月・日)		
㊺ 委託期間の開始と終了の期間	□有 □無 (年・月・日)		
㊻ 委託期間の開始と終了の期間	□有 □無 (年・月・日)		
㊼ 委託期間の開始と終了の期間	□有 □無 (年・月・日)		
㊽ 委託期間の開始と終了の期間	□有 □無 (年・月・日)		
㊾ 委託期間の開始と終了の期間	□有 □無 (年・月・日)		
㊿ 委託期間の開始と終了の期間	□有 □無 (年・月・日)		

[illegible]

工事設計について、図解2欄に規定する条項に合致している場合は、□印を付
けること。
6. 無線局免許状の申請(図解1)に附する条項に合致する書類の添付を必要とするは、申請
書類(表)に代表人の住所(職業等)、住所及び氏名を記載し、送付に要する郵便物手
摺を貼付した返送用封筒を申請書に添付すること。この場合において、封筒は、当該書
類を封入する為ならぬ封筒をあらって送付することを希望する場合は、住所のみをの
ものとする。
7. 申請(図解1)書式に無線局申請書及び工事設計書の添付は、日本産業規格JIS規格とし、
該規格に合致する記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、
この附表に定める関係の規格に適合することを、

別表第十四号第1 アマチュア局の再免許申請書
(無線局事項書及び工事設計書の添付を省略する
場合に限る。)の様式(第20条の13関係)(総

合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた
場合は、それによることができる。)

別表第十四号第1 アマチュア局の再免許申請書(無線局事項書及び工事設計書の添付を省
略する場合)は、それに従うことができる。
アマチュア局再免許申請書(再免許)

(再免許申請書) (再免許)

アマチュア無線を、引き続き、運用しようとする申請書。
(無線局免許状(無線局免許状)の再免許) (再免許申請書) (再免許)

アマチュア無線を、引き続き、運用しようとする申請書。
(無線局免許状(無線局免許状)の再免許) (再免許申請書) (再免許)

アマチュア無線を、引き続き、運用しようとする申請書。
(無線局免許状(無線局免許状)の再免許) (再免許申請書) (再免許)

アマチュア無線を、引き続き、運用しようとする申請書。
(無線局免許状(無線局免許状)の再免許) (再免許申請書) (再免許)

アマチュア無線を、引き続き、運用しようとする申請書。
(無線局免許状(無線局免許状)の再免許) (再免許申請書) (再免許)

アマチュア無線を、引き続き、運用しようとする申請書。
(無線局免許状(無線局免許状)の再免許) (再免許申請書) (再免許)

アマチュア無線を、引き続き、運用しようとする申請書。
(無線局免許状(無線局免許状)の再免許) (再免許申請書) (再免許)

アマチュア無線を、引き続き、運用しようとする申請書。
(無線局免許状(無線局免許状)の再免許) (再免許申請書) (再免許)

アマチュア無線を、引き続き、運用しようとする申請書。
(無線局免許状(無線局免許状)の再免許) (再免許申請書) (再免許)

アマチュア無線を、引き続き、運用しようとする申請書。
(無線局免許状(無線局免許状)の再免許) (再免許申請書) (再免許)

アマチュア無線を、引き続き、運用しようとする申請書。
(無線局免許状(無線局免許状)の再免許) (再免許申請書) (再免許)

アマチュア無線を、引き続き、運用しようとする申請書。
(無線局免許状(無線局免許状)の再免許) (再免許申請書) (再免許)

アマチュア無線を、引き続き、運用しようとする申請書。
(無線局免許状(無線局免許状)の再免許) (再免許申請書) (再免許)

アマチュア無線を、引き続き、運用しようとする申請書。
(無線局免許状(無線局免許状)の再免許) (再免許申請書) (再免許)

アマチュア無線を、引き続き、運用しようとする申請書。
(無線局免許状(無線局免許状)の再免許) (再免許申請書) (再免許)

アマチュア無線を、引き続き、運用しようとする申請書。
(無線局免許状(無線局免許状)の再免許) (再免許申請書) (再免許)

アマチュア無線を、引き続き、運用しようとする申請書。
(無線局免許状(無線局免許状)の再免許) (再免許申請書) (再免許)

アマチュア無線を、引き続き、運用しようとする申請書。
(無線局免許状(無線局免許状)の再免許) (再免許申請書) (再免許)

アマチュア無線を、引き続き、運用しようとする申請書。
(無線局免許状(無線局免許状)の再免許) (再免許申請書) (再免許)

アマチュア無線を、引き続き、運用しようとする申請書。
(無線局免許状(無線局免許状)の再免許) (再免許申請書) (再免許)

アマチュア無線を、引き続き、運用しようとする申請書。
(無線局免許状(無線局免許状)の再免許) (再免許申請書) (再免許)

アマチュア無線を、引き続き、運用しようとする申請書。
(無線局免許状(無線局免許状)の再免許) (再免許申請書) (再免許)

アマチュア無線を、引き続き、運用しようとする申請書。
(無線局免許状(無線局免許状)の再免許) (再免許申請書) (再免許)

アマチュア無線を、引き続き、運用しようとする申請書。
(無線局免許状(無線局免許状)の再免許) (再免許申請書) (再免許)

アマチュア無線を、引き続き、運用しようとする申請書。
(無線局免許状(無線局免許状)の再免許) (再免許申請書) (再免許)

アマチュア無線を、引き続き、運用しようとする申請書。
(無線局免許状(無線局免許状)の再免許) (再免許申請書) (再免許)

アマチュア無線を、引き続き、運用しようとする申請書。
(無線局免許状(無線局免許状)の再免許) (再免許申請書) (再免許)

アマチュア無線を、引き続き、運用しようとする申請書。
(無線局免許状(無線局免許状)の再免許) (再免許申請書) (再免許)

アマチュア無線を、引き続き、運用しようとする申請書。
(無線局免許状(無線局免許状)の再免許) (再免許申請書) (再免許)

アマチュア無線を、引き続き、運用しようとする申請書。
(無線局免許状(無線局免許状)の再免許) (再免許申請書) (再免許)

アマチュア無線を、引き続き、運用しようとする申請書。
(無線局免許状(無線局免許状)の再免許) (再免許申請書) (再免許)

